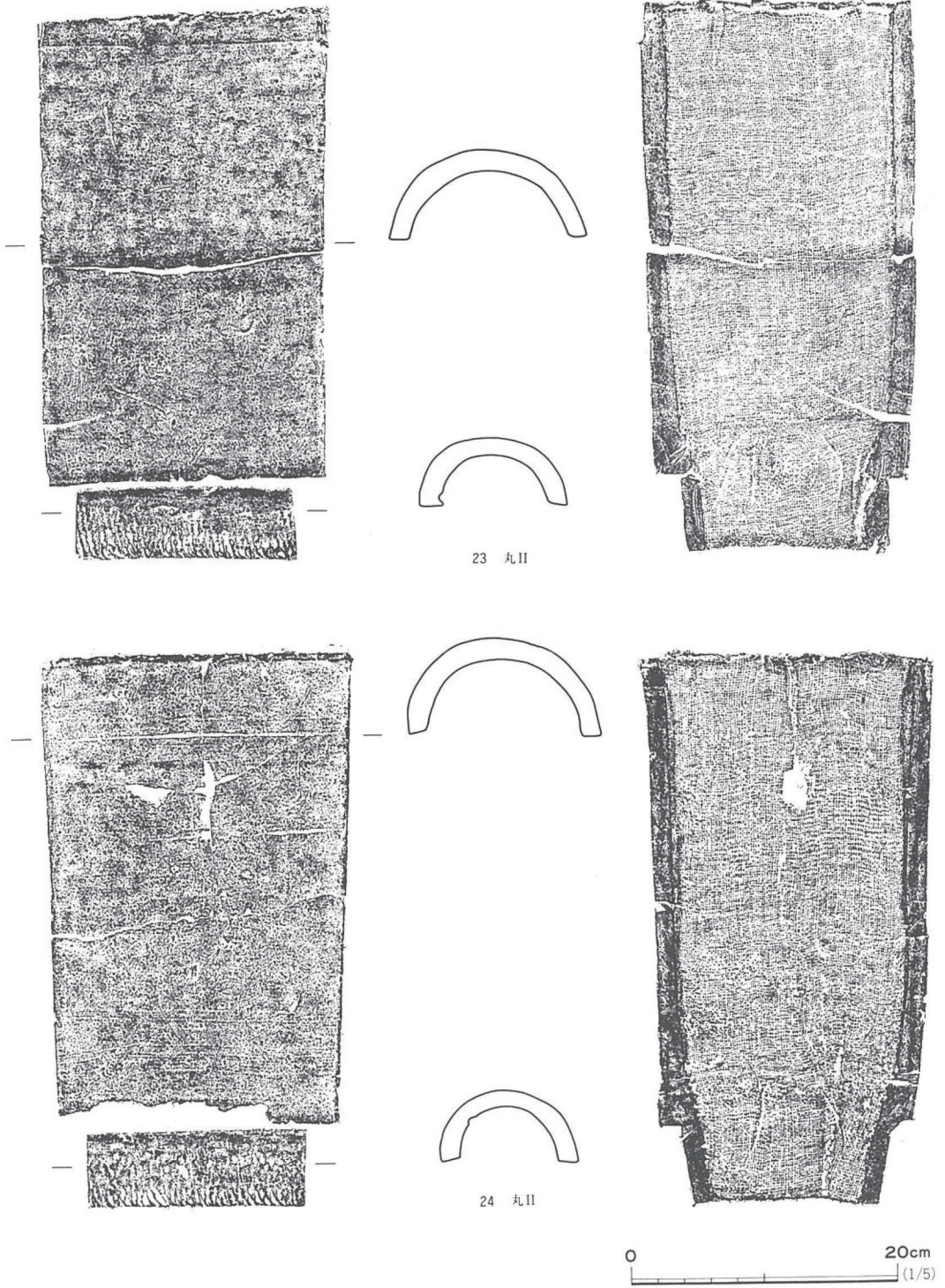
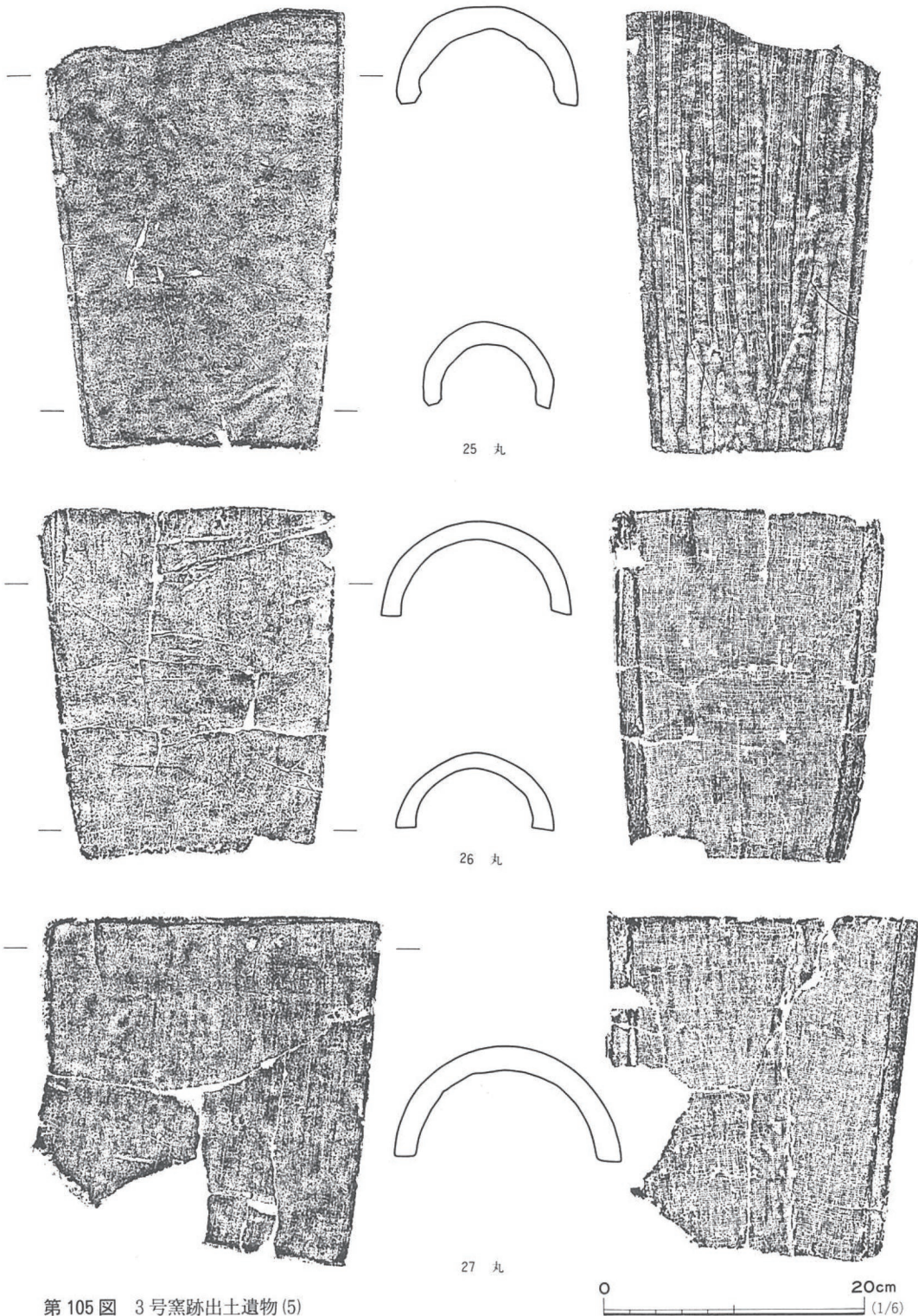


第2節 窯 跡

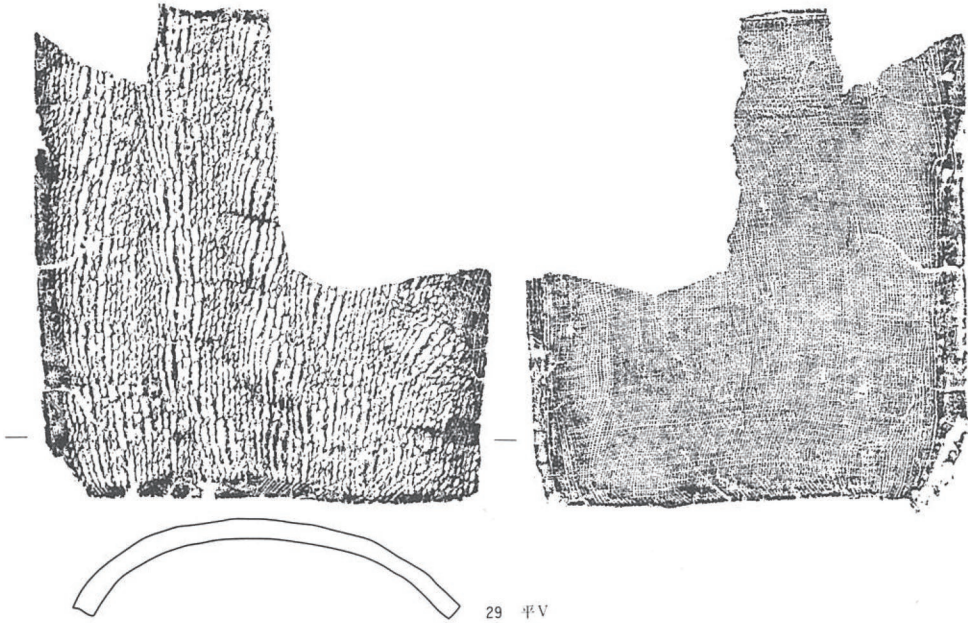
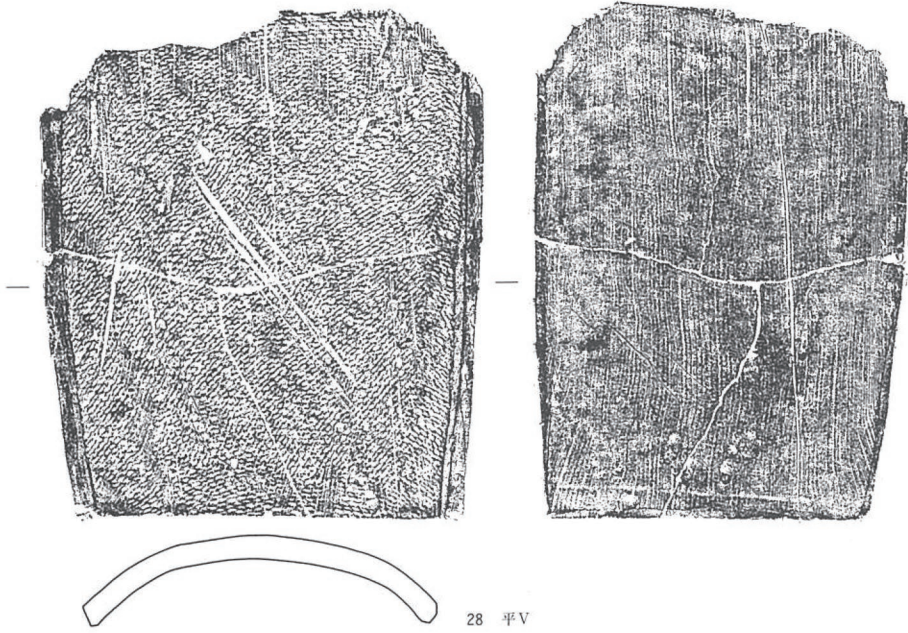


第104図 3号窯跡出土遺物(4)



第105図 3号窯跡出土遺物(5)

第2節 窯 跡



0 20cm (1/6)

第106图 3号窯跡出土遺物(6)

軒平瓦 (第102・103図 図版42)

16点とも軒平瓦1540で、8～22は顎部とその破片で上外区にあたる。瓦当中央に2列の連続鋸歯文、周辺に珠文を配置する。外周は無文で顎部は斜めに平瓦部に移行するもので、表面はケズリによる無文か縄タタキの上にケズリが加えられ、端部は面取りがなされる。平瓦部は一枚作りの第V類である。

丸瓦 (第104・105図 図版42)

無段と有段の2種類がある。無段のものは広端部幅12～14.3cm・狭端幅8.6～9.0cm・長さ35cm以上である。凸面は回転台を利用したヨコナデの上から縦方向のナデ・ケズリ調整されたものが多い。凹面は布目を残すのが普通であるが、全

体に縦方向のケズリか部分的ケズリを加えるものも見られる。また断面や表面に粘土紐痕の観察されるものがあり、表面に糸切り痕を残すものが認められないことから粘土紐桶巻き2枚作りによると考えられる。

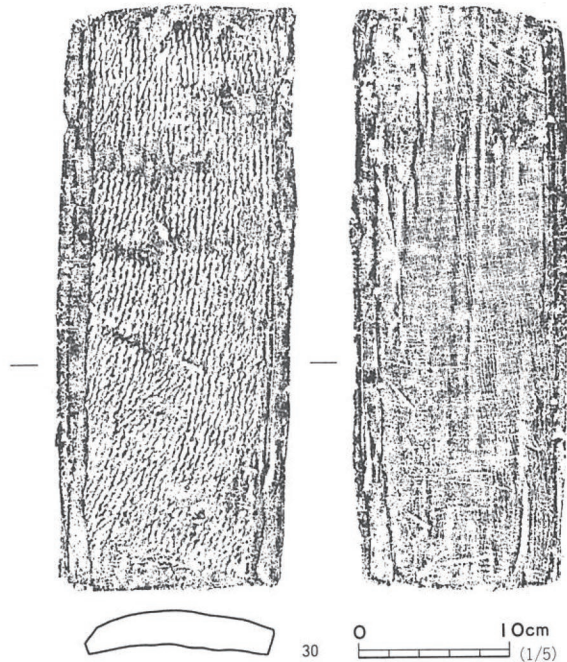
有段のものは完形品が2点(第104図23・24)出土している。大きさは広端部幅12.1～12.6cm・玉縁幅7.5～8.0cm・全長40.9～41.5cmを測り、広端部と段の部分の差もあまりないものである。玉縁の部分は円筒を半裁した形で、玉縁の狭端に近い部分に縄タタキ痕を残すが、他の部分は横ナデで擦り消され、その他にその上を縦方向のケズリで調整されているものもある。有段のものも無段のものと同じ理由で粘土紐桶巻き2枚作りと考えられる。

平瓦 (第106図 図版42)

全て第V類である。広端部幅が27～29cm、狭端部幅が23.5～25.2cm、長さ38.4～43.4cmを測る。凸面にはナワタタキ痕の他に糸切り痕が観察されるものも多く、四周を狭くヘラケズリするものもある。凹面には布目と顕著な糸切り痕が観察され、四周をヘラケズリするものが大部分であり、狭端部近くにはしばしば布の末端の痕跡が見られる。しかし、梓板痕は認められず、広狭両端及び両側面はヘラケズリで調整されている。以上のことから粘土板素材の一枚作りと考えられる。

鬘斗瓦 (第107図 図版42)

完形品で全長39cm、幅12cmを測る。凸面には粗なナワタタキを残し、凹面には布目・糸切り



第107図 3号窯跡出土遺物(7)

第3節 小 結

痕・粘土板合わせ目が見られる。平瓦第Ⅴ類の一部を縦割りしたものである。

第3節 小 結

関和久窯跡では5基の窯体が遺存しており、そのうち1・3号窯の調査を実施した。2号窯については若干の記録を作成したにとどまる。窯の切りあい関係から3号窯が古く、1号窯は3号窯が廃絶した後、構築されたことが判明している。

1号窯は半地下式の窖窯で、瓦を焼成中に天井部が落下し、焼成を中断した状態で検出された。床面には多くの丸瓦、平瓦が遺存していたが、焼成が十分ではなく、半ば粘土化した状態で出土した。取り上げが困難で瓦の遺存状態は悪い。出土した丸瓦、平瓦はいずれも凹凸両面に布目を残し、広狭両端面に糸切り痕跡と類似した痕跡を残すものである。凹凸両面に糸切り痕跡と粘土紐痕跡が認められず、素材は粘土板や粘土紐ではなくブロック状の粘土を用いたのではないかと思われる。製作手順は判然としないが、凸型にブロック状の粘土を詰め込み、広狭両端面にはみでた粘土を糸で切り離し、その後凹型上で整形する広い意味での一枚作りと考えられる。1号窯の製品は現在、関和久上町遺跡で1点知られているだけである。遺跡全体で見ればその供給はきわめて少量であったと考えられる。瓦の製作技法も一般的な瓦作りの技術とはかけはなれており、関和久上町遺跡出土資料の中ではもっとも後出のものである。修復などの臨時の需要に応じて一時的に生産されたものと推定している。

3号窯は地下式の窖窯である。窯体内から軒丸瓦1180、軒平瓦1540、丸瓦玉縁付の第Ⅱ類、平瓦第Ⅴ類が出土した。これらは軒丸瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦のセット関係を示す貴重な共伴例である。軒丸瓦、軒平瓦の瓦当文様は現状では東北地方に類例がなく、その系譜関係は不明である。丸瓦は粘土紐素材の桶巻き作り、平瓦第Ⅴ類は粘土素材の一枚作りである。東北地方では一枚作りが出現するのは多賀城の創建期であり、一般化するの陸奥国分寺の創建以降と考えられている。したがって関和久3号窯が地下式の窖窯であることから、それほど年代を新しくすることはできない。また、平瓦第Ⅴ類が9世紀初頭に廃絶した竪穴住居跡(S I 151)のカマドの芯材に転用されていることから、この竪穴住居跡が築かれた時にはすでに平瓦第Ⅴ類が存在していることが明らかで、年代の下限は9世紀初頭におさえられる。概報段階および関和久遺跡の報文で3号窯の年代を平瓦の一枚作りが一般化する8世紀中葉を中心に推定したが、後章の考察で述べる土師器(第75図1・2)との共伴関係からみてそれよりやや古く8世紀前葉頃と推定しておきたい。

[註1] 辻 秀人 1984 「第4節 関和久窯跡出土瓦について」『関和久上町遺跡Ⅱ—史跡指定調査概報—』福島県教育委員会

[註2] 辻 秀人 1985 「第1節 瓦」『関和久遺跡』 福島県教育委員会

第6章 個人収集の遺物

関和久・借宿地区は第2章「過去における研究」で先述したように、古くから瓦・土器の散布地として知られており、瓦を中心に故岩越二郎・故内藤政恒・故藤田定市・金子誠三・木野内重三郎・穂積国夫の各氏が精力的に採集及び研究されている。

このうち故岩越二郎氏の資料は氏の地元である白河市に寄贈され、現在、「白河市史」編纂のため白河市歴史資料館において平成7年度刊行に向けて整理作業が続けられている。また関和久字上町に住む穂積国夫氏は自宅に私設の展示施設を設け、採集資料を公開して研究者に便宜を図っておられるところである。

本章では過去に採集されたこれらの個人収集の遺物のうち、関和久上町遺跡「調査概報Ⅰ」（福島県文化財調査報告第110集）に掲載された各氏採集資料を再録し、新たに白河市歴史資料館所蔵の故岩越二郎氏採集資料のうち概報Ⅰ未掲載分の中で主要なものを白河市歴史資料館の了解を得て併せて掲載することとした。なお遺物の説明は割愛する。

1 故岩越二郎氏採集資料（白河市歴史資料館収蔵分）

岩越氏の関和久地区における調査は古く大正時代にさかのぼり、収蔵資料からみれば最も古いもので大正13年、最も新しいもので昭和34年と、のべ35年間にわたっている。その調査範囲は福島県内の約250遺跡はもとより、北から北海道白滝・陸奥国分寺・多賀城跡・下野薬師寺・下総国分寺・太宰府・肥後国分寺さらには朝鮮半島と合計350遺跡と膨大な数に及んでいる。

またその採集量は標準サイズのコンテナにして総数139箱にのぼり、以下に示すように関和久地区及び借宿廃寺に限ってみても、多数にのぼっている。

関和久地区 瓦 113点・土師器 8点（採集時期 大正15年3月～昭和34年4月）

借宿廃寺 瓦 84点 （採集時期 大正13年～昭和34年5月）

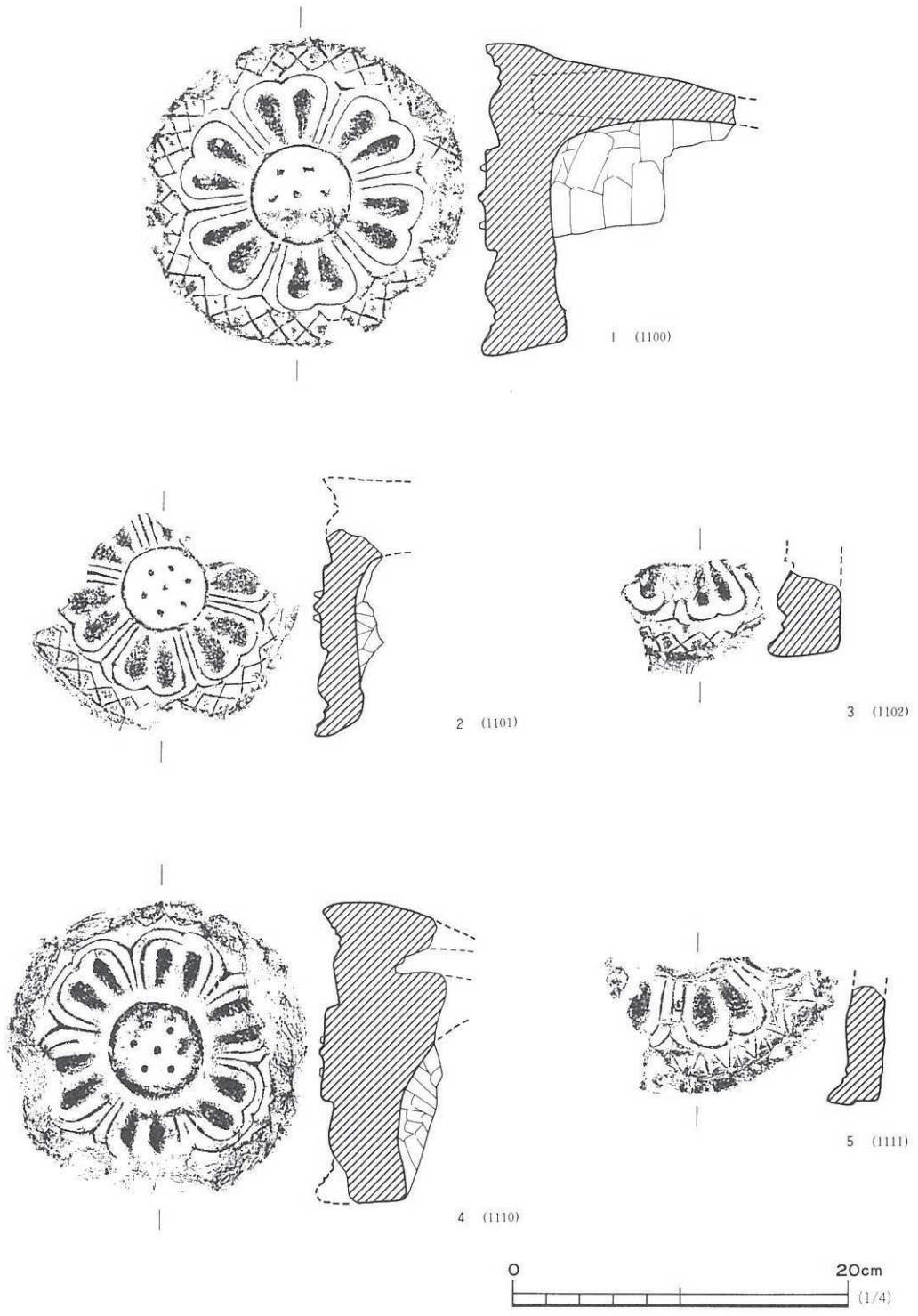
（第110図16・17 第111図18 第112図27 第113図28～32 第114図33～37）

2 故岩越二郎・穂積国夫氏採集資料（関和久上町遺跡調査概報Ⅰに掲載）

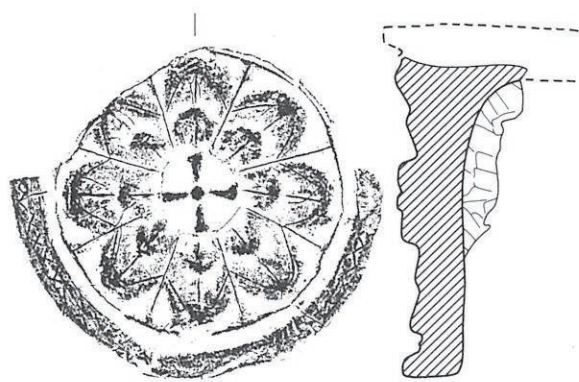
穂積国夫氏は関和久字上町に所在する関和久郵便局の所長を長く勤められ、古くから周辺地区の遺物の収集を熱心にされ、退職された現在、自宅において採集遺物の公開をなさっている。関和久上町遺跡の第1次調査地点は氏の採集結果や現地地形をもとに選定されたものであり、上町遺跡研究に欠かせない重要な資料となっている。

（第108図1～5 第109図6～11 第110図12～15 第111図19～22 第112図23～26）

（長 島）



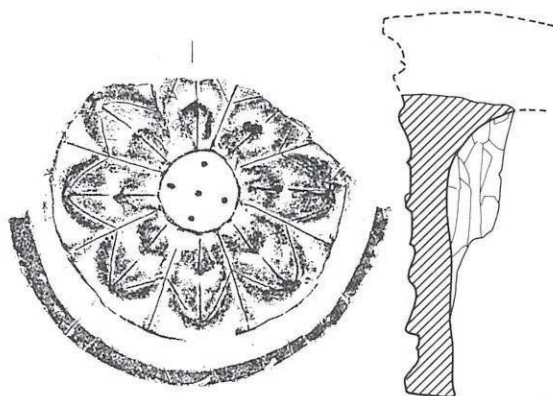
第108図 個人収集瓦(1)



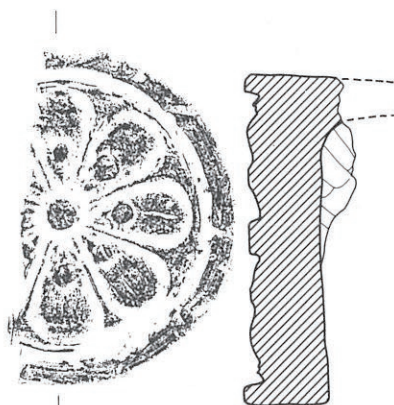
6 (1120)



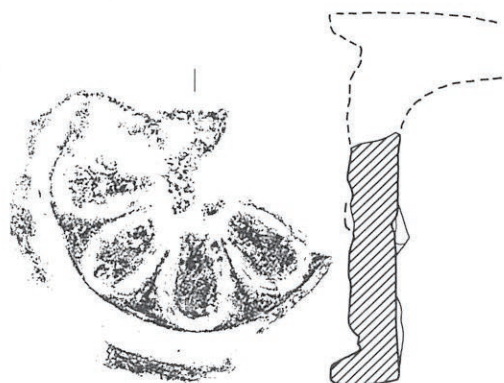
7 (1122)



8 (1121)



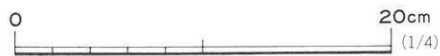
9 (1150)



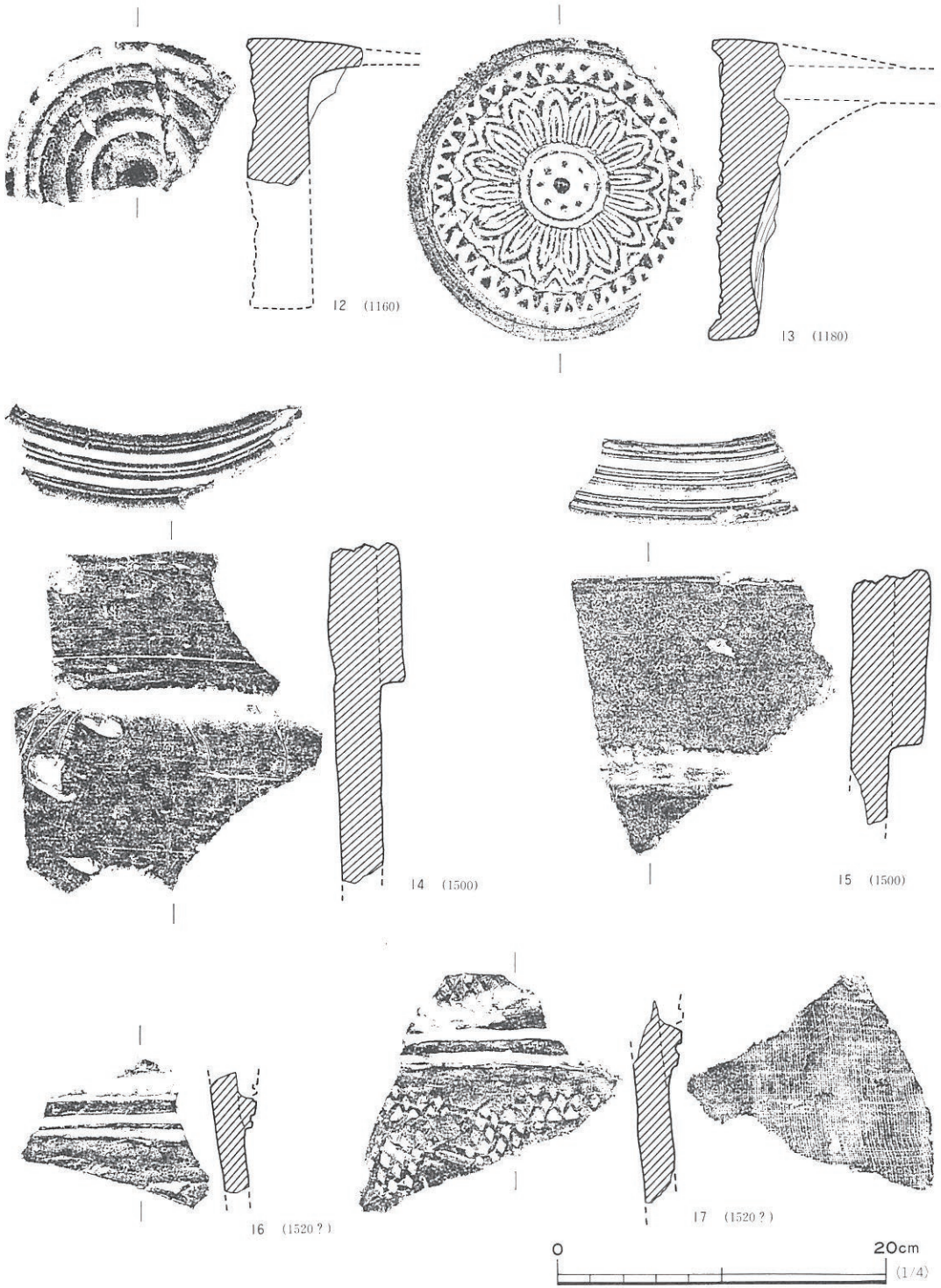
10 (1140)



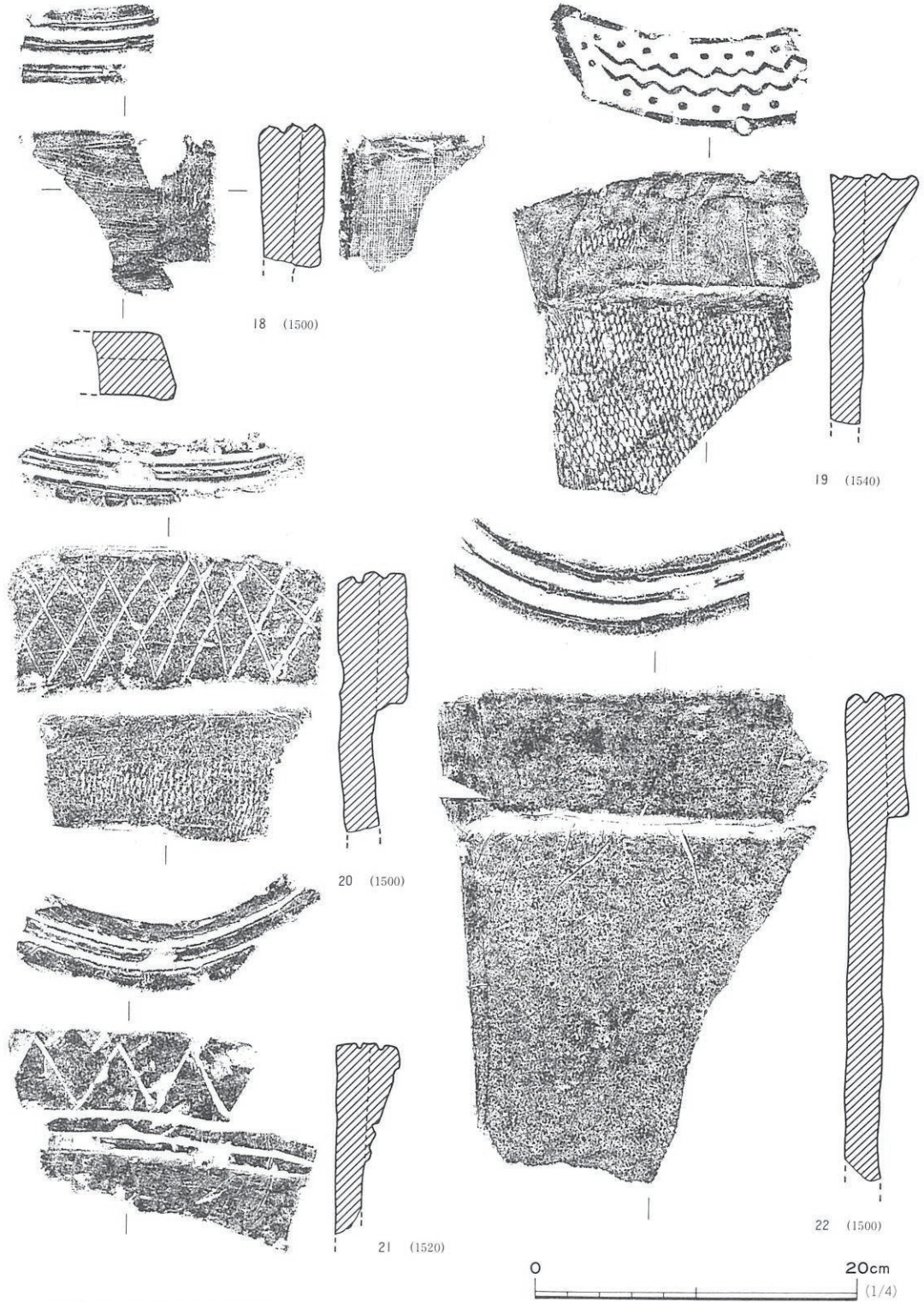
11 (1151)



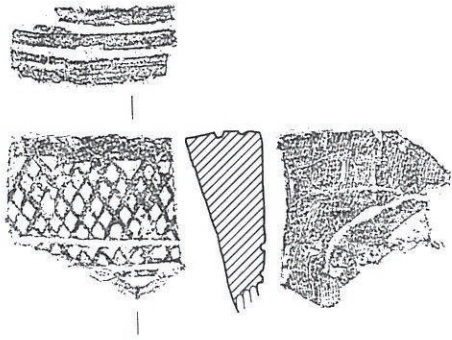
第109図 個人収集瓦(2)



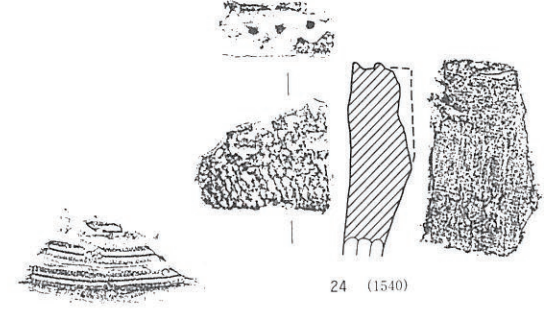
第110図 個人収集瓦(3)



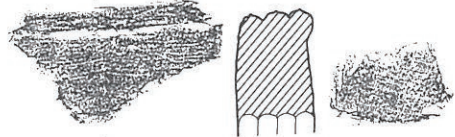
第111図 個人収集瓦(4)



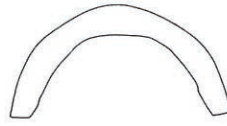
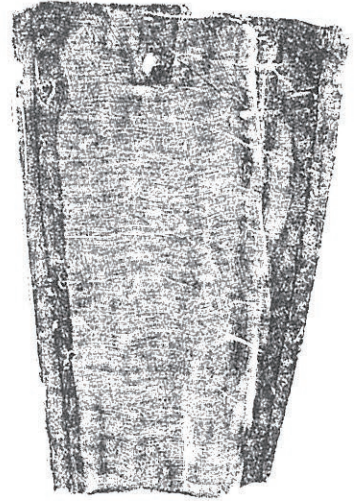
23 (1520)



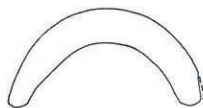
24 (1540)



25 (1500)



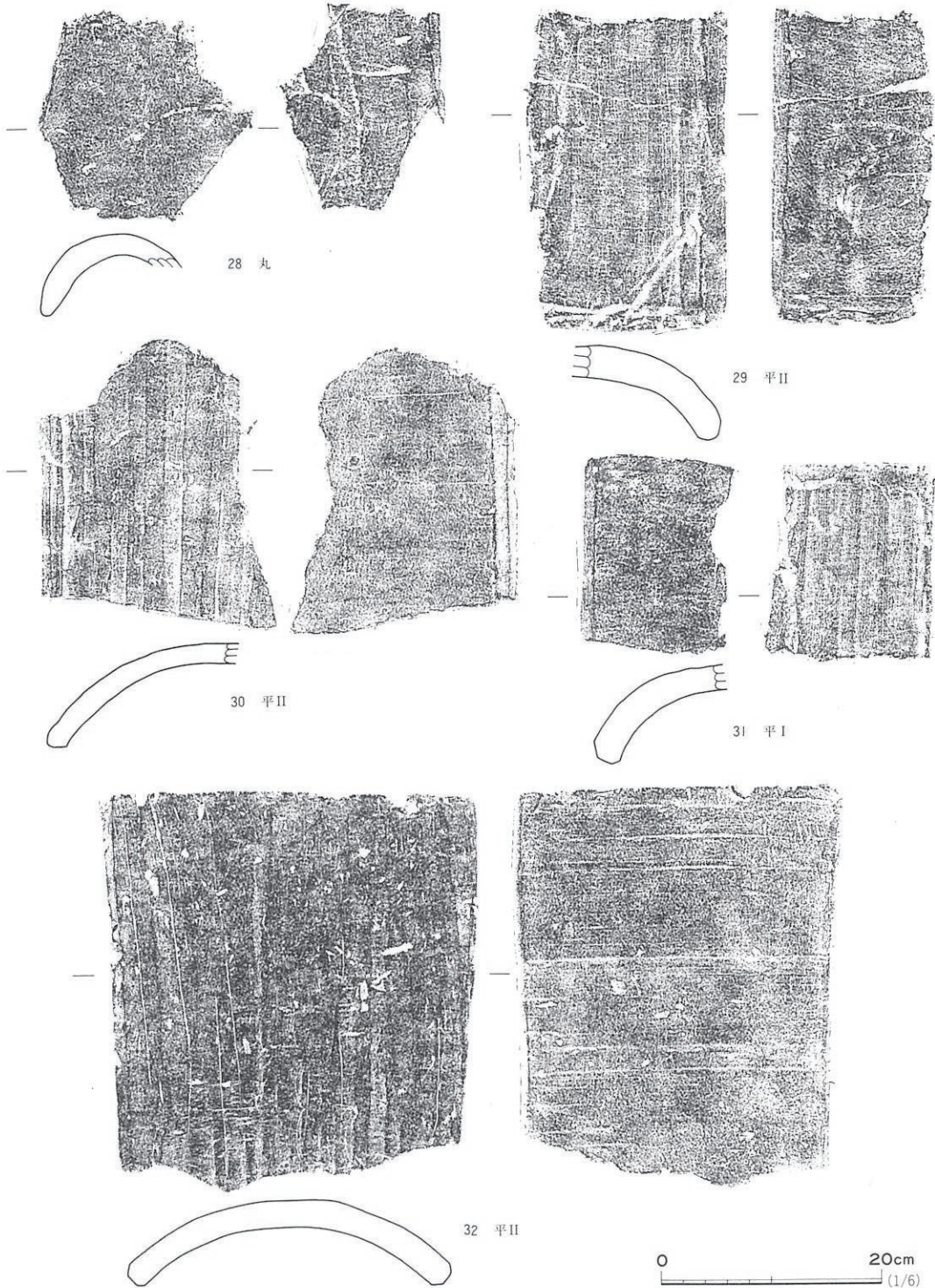
26 丸II



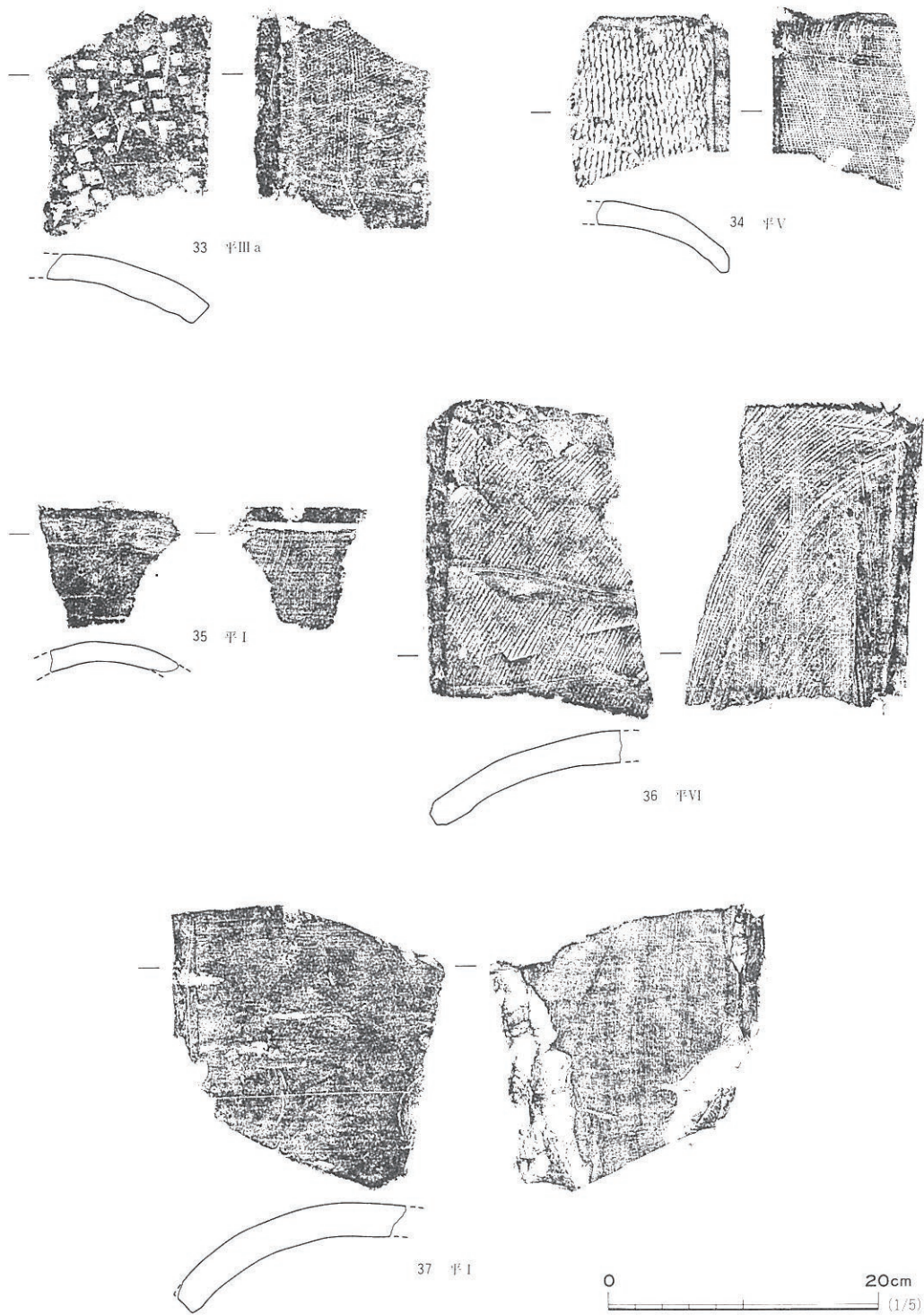
27 丸II



第112図 個人収集瓦(5)



第113図 個人収集瓦(6)



第114図 個人収集瓦(7)

第7章 考察

第1節 遺構

まず、関和久上町遺跡の時期的な変遷等について各地区ごとに概述し、後節において全体変遷を考えてみたい。

1 高福寺地区

高福寺地区は関和久上町遺跡のほぼ中央で関和神社のある丘陵の南東約100mの平坦地であり、北は滑津幹線水路・西は丘陵から張り出した台地に区画され、東は一段低い畑・水田となっている浅い沢地で区画された東西幅100m程の地域である。調査対象になったのは宅地化した部分北側の畑・藪等のところであった。

調査は第4～6次で行われ高福寺跡南西の藪地と畑が第4次、高福寺跡の南の畑が第5次と6次に行われ、古代の遺跡としては掘立柱建物跡・竪穴住居跡・一本柱列跡・溝跡・土取り穴跡等が検出されている。

掘立柱建物跡についてみると、総柱のSB41・51建物跡と、側柱の建物跡SB40・50・70・71・72建物跡に分けられる。そしてこれらの建物跡は3地点で遺構の重複が認められ、数期にわたる建物の変遷があることが確認されている。そのうち最も切り合いの回数が多いのはSB50・51建物跡であり、SB50建物跡は同じ場所、ほぼ同じプランで4期の変遷があり連続したものと考えられる。それをSB51建物跡が切り、合計5期の変遷となっている。これらの柱穴掘方埋土から出土した遺物はSB51建物跡では土師器杯第I群5b類で底径の小さなものが含まれ、これは9世紀後半を主とするもので中葉にも見られるので上限は9世紀中葉と考えられる。また第4章でも述べた通り高福寺地区では10・11世紀の土器は表土よりそれらしい小片が数点出土したのみであり、10世紀以降は機能を停止していたと考えられるので、SB51建物跡は9世紀中葉～後半の建物とすることができる。

SB51建物跡の前の時期のSB50c・d期建物跡の掘方埋土出土の土師器杯は全て第I群1類であり、この土器の上限は8世紀の第4四半期である。SB51建物跡が9世紀後半中心であることからSB50c・d期建物跡ともに9世紀前半頃のものであることは確実である。しかしc期掘方出土の土師器杯は2点と少なく、8世紀末のものか9世紀初頭のものかは不明である。

SB50a・b期建物跡の遺構からは遺物が全く出土していないので遺物で年代を決めることはできないが、c期の前の時期なので8世紀であることは確実である。おそらくb期が8世紀後半、a期が8世紀中頃と考えられるが上限は不明である。

第1節 遺 構

もう一つ時期推定の資料となるのはS B 40 建物跡とS K 45 土坑の関係である。ここではS B 40 建物跡の柱穴を土取り穴と考えられるS K 45 土坑が切っており、S K 45 土坑からはほぼ完形の土師器高杯が出土している。この高杯はいわゆる栗罎式の終末段階のもので、7世紀末～8世紀初頭頃のものである。土師器がS B 40 建物跡の時期に使用された可能性も考慮すると、S B 40 建物跡は7世紀末～8世紀初頭の可能性が高いが、7世紀末より遡上することも考えられる。

S B 40 建物跡の周辺地域を区画すると考えられるS A 42一本柱柱列の東の延長上にS B 50 建物跡の棟通りの線があることから概報^[註1]VではS B 50 a 期建物跡・S B 40 建物跡・S A 42一本柱柱列を同時期としていたが、S B 50 建物跡の東ではS A 42一本柱柱列に相当する柱列が検出されていないのでこの遺構の同時関係は成り立たないようである。又、S B 40 建物跡はS A 42一本柱柱列とともに1時期で終わっているが、S B 50 建物跡は安定した形で4時期続く点から、性格も時期も異にすると考えられる。そして、S B 50 建物跡は9世紀前半とS B 40 建物跡の推定時期より後の時代まで続くので、S B 40 建物跡・S A 42一本柱柱列はS B 50 a 期建物跡より前の時期と考えられる。

以上のことからS B 40 建物跡・S A 42一本柱柱列を1期、S B 50 a 期建物跡を2期、S B 50 b 期建物跡を3期、S B 50 c 期建物跡を4期、S B 50 d 期建物跡を5期、S B 51 建物跡を6期として考察を進める。

掘立柱建物跡は時期区分に用いた以外にS B 70・71・72 建物跡がある。

S B 70 建物跡は北東の隅柱が9世紀前半のS I 76 住居跡に切られており、柱穴掘方埋土より平瓦第V類が出土している。したがって時期は9世紀以前・8世紀前半以降であり、2期か3期と考えられる。

S B 71 建物跡はS B 50 建物跡の東にあり北側柱列が通る東西7間のほぼ同じ規模の建物であり、両建物の間隔は6mでちょうど20尺となりS B 50 建物跡の東に計画的に配置されたものであることが知られる。またこの建物はS B 50 建物跡とほぼ同規模で2期の変遷が確認され、柱穴掘方埋土からは土師器杯第I群が出土している。さらにこの建物と重複し同時存在が考えられないS B 72 建物跡の北側柱列がS B 51 建物跡と通っていることからS B 71 建物跡は6期とは考えられない。したがってこの建物は4期と5期のものであり、この時期はS B 50 建物跡規模の建物が2棟東西に棟をそろえて建っていたと考えられる。

S B 72 建物跡はS B 50・51 建物跡の東にある掘立柱建物で、プランはS B 71 建物跡と重複するが直接の切り合いはない。しかしS B 72 建物跡はS I 74 住居跡を切っており、S I 74 住居跡は9世紀初頭のものでそれよりは新しい時期のものと考えられる。そしてS B 72 建物跡の北側柱列はS B 51 建物跡の北側柱列と通っているので、6期にS B 51 建物跡に併せて建てられたと考えられるので6期のものである。

つぎに竪穴住居であるがS I 57・74・75・76・79住居跡の5軒が検出されている。

S I 75住居跡は平瓦第Ⅲ類と第Ⅴ類を出土しているが詳しい時期は不明である。S I 57住居跡は4・5期のS B 71建物跡や9世紀初頭のS I 74住居跡に切られているので8世紀の可能性が高いが、部分調査で遺物も出土していないので時期は不明である。

S I 74・79住居跡は共に9世紀初頭であり、S I 79住居跡は出土遺物から鍛冶工房と考えられるものである。ここで問題となるのはS I 74住居跡の位置である。9世紀初頭以降と考えられるS B 71建物跡とほとんど接している点から両者の同時存在は考えられない。両者が時期を異にするとしても、その北には8世紀のS B 70建物跡がありこの地点は8世紀から9世紀にかけて掘立柱建物が連続して営まれていたものと考えられる。そこに一時竪穴住居が出現するのはなにを意味するのであろうか。そこでS I 79住居跡が鍛冶工房であることに注目してみたい。鍛冶工房と同時に存在するS I 74住居跡も似たような性格つまり工房と考えることもできよう。そしてこれからの掘立柱建物の建て替えまたは増設やその準備にかかる短期的なものとするれば、建物が建つ頃には撤去されているのでこのようなあり方も説明することができよう。

次に溝跡であるが3種類が検出されている。第1のものは出土遺物・遺構との関連からみて古代のものと考えられ長く伸びているS D 83溝跡で、S D 82溝跡も同じものと思われる。第2のものは古代の溝であるが幅が広く比較的短いS D 62溝跡である。第3のものは新しい時期の遺物を出土するものでS D 80溝跡である。以上であるがここでは古代のものである前の2種類を対象に検討をする。

第1の種類のS D 83溝跡であるが、この溝はS B 50・71建物跡の東と北を建物跡と平行に走り、北東コーナーで直角に曲がるものでS B 50・71建物跡を中心とした地区を区画する溝と考えられる。この溝は9世紀初頭のS I 79住居跡を切っているが、S I 79住居跡は前に述べたように建物建設に伴う一時的なものであり、建物が完成した段階で区画溝を掘ったとすればS D 83溝跡も9世紀初頭を上限とすることができる。したがってS D 83溝跡は4期か5期または両時期のもので、6期まで機能していた可能性も考えられる。

第2の種類のS D 62溝跡はS B 50建物跡の北を建物にはほぼ平行して走っており、S B 51建物跡の北側柱列に切られているので5期かそれ以前と考えられる。しかし堆積土中からは軒丸瓦1100・1120・1122が出土しているので、この瓦の時期かそれ以降すなわち7世紀末～8世紀前半以降も開口していたもので1期～5期の可能性が考えられる。ただ、S D 62溝跡の東端はS B 50建物跡の東妻の北側で終わっておりS B 71建物跡の北までは延びていない。この意味ではS B 50建物跡と関連が強いと思われる溝であり、おそらくS B 71建物跡が建てられる以前、S B 50建物跡のみがここにあった2・3期の溝と考えられる。溝の形態・堆積土の状況から建物の雨落ち溝とは考えられないものである。

第1節 遺 構

高福寺地区の遺構を種類別に見ると以上のように考えられるが、これを時期別に組み合わせ各時期ごとの様相を考えてみたい。

1期のS B 40 建物跡は7世紀末～8世紀初頭の建物である可能性は強いが上限は不明である。この時期は高福寺地点西側にのみ遺構が見られる時期で遺構ブロックとしては小規模だったと考えられる。

2期はS B 50 建物跡が成立する時期で、8世紀中頃であり、遺構群が地区東半部に移る時期でもある。他の遺構としてはS D 62 溝跡があるが、S B 70 建物跡が伴う可能性もある。

3期は8世紀後半を中心とした時期で、遺構としてはS B 50 b 期建物跡・S D 62 溝跡がありS B 70 建物跡も考えられるが、まだ溝による周辺との区画は認められないようである。

4期はS B 50 建物跡の東にS B 71 建物跡が建てられ、大型の建物が2棟並ぶようになる時期であり溝による周辺との区画も成立し、一つの官衙ブロックとして充実してくる時期である。この時期には建物の直前に建物造営のための仮工房的なS I 74・79 住居跡からなるサブ期である4' 期が入る。ただし、やや問題になりそうなのはS B 50 建物跡とS B 71 建物跡で規模が異なる点である。同時に建てられたとするならS B 50 c 期建物跡とS B 71 a 期建物跡は同じ大きさになっても良いと思われるが、S B 71 建物跡がやや大型になっている。これはS B 50 c 期建物跡をこれまでの規模で建てた後に、その東にS B 71 a 期建物跡を追加して全体を整備した可能性も考えられる。年代は両者ともに9世紀初頭頃と考えられる。

5期は4期をほぼ踏襲しており、新たな変更は認められない。年代は9世紀前半で4期に続く時期である。

6期は建物の性格に変化が認められる時期である。2期から南面廂の大形建物として続いてきたS B 50 建物跡の所には総柱のS B 51 建物跡が建てられ、S B 71 建物跡は無くなり代わってその北寄りに小形のS B 72 建物跡が建てられるというように、建物の性格・規模が変わるのがこの時期の特徴である。西側地点のS B 41 建物跡もこのような流れに沿った建物であろう。

そして、この変化を最後に高福寺地区は官衙としての機能を停止している。その時期は前にも述べたように9世紀末頃と考えられる。

次に高福寺地区の遺構変遷を概観して、この地区の特徴について考えてみたい。高福寺地区には7世紀末～8世紀初頭頃に遺構群が成立してから終末を迎える9世紀末頃までに3回の画期が認められる。1回目は2期の開始の8世紀中頃である。1期には高福寺地区西側のS B 40 建物跡とS A 42一本柱柱列からなるブロックのみで東半部に遺構群は認められないが、2期になると西側の遺構は消滅し地区のほぼ中央に同位置・同規模で9世紀中頃まで続く大型建物S B 50 建物跡が出現する。この時期にはじめて長期にわたる安定した建物が成立することになる。2回目は4期でS B 71 建物跡が建てられる9世紀初頭である。この時期にはS B 50 建物跡の東に同じ構

造でやや大きめのS B 71 建物跡が建てられ、大形の建物を2棟有する大規模なブロックになるとともに、周辺を溝で区画するなど整備が図られる時期でもある。3回目は8世紀前半以来7間×2間の身舎に南面廂の大形建物として続いてきたS B 50 建物跡の位置に総柱の建物が建てられ、S B 71 建物跡の所も小型の建物に変わる時期である。この時期は中心部の建物の構造が変わると同時に、地区の西側にも建物が再び建てられる時期でもある。

これを建物の構造・官衙ブロックの位置の移動の点から見ると8世紀中頃の2期と9世紀後半の6期が大きな変換期と言えよう。つまり、南北棟の建物S B 40 建物跡と周辺を区画する柵列からなる官衙ブロックが地区の西寄りに営まれていたのが、地区の中央部に以後長期間安定的に続く大形東西棟建物S B 50 建物跡を配置する構造への変化と、安定的に続いてきたS B 50 建物跡が構造の異なる総柱建物S B 51 建物跡に変わり地区の西寄りの部分もブロックに再び取り込まれると言う変化である。このように建物の構造・配置が大きく変わる点からして、官衙の性格の変化もあった可能性がある。

それに対し4期での変化は大形の建物の増設、溝による区画等表面上は大きな変化が見られるが中心となるらしいS B 50 建物跡は同じ位置・構造・規模で続くことから、官衙の性格は変わらずに規模を拡大して整備したものと考えられる。したがって高福寺地区の官衙ブロックは1期・2～5期・6期と大きく3段階に区分することができる。 (木 本)

2 上町南地区

上町南地区は、第7次および第8次調査が行なわれた地区である。いずれも住宅間の空き地や水田にしか調査区域が確保できず、部分的な調査という制約があるが、掘立柱建物跡1棟、性格の明らかでない掘立柱建物遺構3基、一本柱柱列5列、溝跡6条、竪穴住居跡1軒、土坑7基などが検出され、あわせて多量の瓦・土師器・須恵器などが出土している。

これらの遺構のうち、関和久上町遺跡の官衙に関連すると考えられるものは、S A 91・92・93・110・111一本柱柱列、S D 94・106・133 溝跡、S B 102・103・104・105 建物跡、S I 132 住居跡などである。これらの遺構は年代が8～9世紀に限定され、また柱筋・走行方位が関和久上町遺跡の発掘基準線にはほぼ一致したあり方をしているからである。こうした発掘基準線に一致した遺構のあり方は高福寺地区の官衙遺構と考えられる遺構群と共通するものであり、したがってこれらの遺構群が一連の設計基準に基づいて設計されたとみることが現時点では最も妥当な見方であろう。

これらの遺構のうち、S D 94 溝跡、S A 91・92・93・110・111一本柱柱列は、N 415 ライン付近に集中する、いずれも東西方向に並ぶ遺構であり、その性格は区画施設と考えるべきであろう。S D 94 溝跡は自然に埋没した上幅1.7m、深さ80cm前後の溝である。調査区の東側で幅2.6

第1節 遺 構

mと膨らみ、かつ深くなるのが気になるが、北側に高福寺地区の建物群があり、またここから高福寺地区までが、関和久上町遺跡の中では古瓦が最も集中して出土する点から考えると、この溝はブロック南辺を画す区画溝と考えるべきである。堆積土中には、この遺跡のほぼ全類型の瓦が含まれるが、共伴する土師器はヘラ切りして体部下端を手持ちヘラケズリ再調整している内面黒色処理のロクロ成形による杯第Ⅱ群2a類1点以外は、すべて体部下端から底部全体を回転ヘラケズリ再調整した内面黒色処理のロクロ土師器杯第Ⅱ群1類であり、SD94溝跡の年代は9世紀の前半を中心とした時期と考えることができる。SA111一本柱柱列は、SD94区画溝の底面北端の変換点に並ぶ柱列であるが、SD94溝跡底の精査の段階で確認されており、土留め用の柱列と思われる。ただし、小さいながら掘方を伴っている。

SD94区画溝跡の北側にはSA91・92・93・110一本柱柱列が検出されている。これらの柱列のうちSA91・92一本柱柱列は、ほぼ同一地点でSA92→SA91に建て替えられている。板塀のような区画施設が想定されよう。SA91一本柱柱列に切られるSA93一本柱柱列は、SA110一本柱柱列と掘方の形態や9尺の柱間、さらには南に1.8m離れて対照に位置する点からみて、SA110一本柱柱列と対になる施設と考えられる。柱位置を線対照として配置する2列の柱列として想定されるのは、築地寄柱と回廊であるが、両者の間隔は約1.8mにすぎないことを考慮すると回廊よりも築地である可能性が強い。

SA93・110一本柱柱列を1つの遺構、SA91・92一本柱柱列を同一地点で建て替えられた同一構造の区画遺構として遺構の切り合いを考えると、SA93・110→SA92→SA91の3期の区画施設の変遷が想定される。SA93・110一本柱柱列には遺物がないが、SA91柱列の掘方には土師器杯第Ⅰ群1類が含まれており、少なくともSA91一本柱柱列は9世紀の前半をさかのぼることはできない遺構である。年代的にはSA91・92一本柱柱列はSD94区画溝と共存した可能性が高い。ただしSA93・110一本柱柱列は、8世紀に単独の区画施設として存在した可能性も否定できない。いずれにせよ、9世紀前半を下限とする一定期間、この地点が特定の目的で区画施設としてブロック南辺の機能を果たしていたことは明らかである。

掘立柱建物跡はSB102・103・104・105建物跡がある。これらはN385ラインにまとまった分布をしており、N415ラインの区画施設群のまとまりとは対照的である。SB102建物跡は第7・8次調査で、桁行5間、梁行2間の東西棟であることが明らかになったが、柱抜き取穴があり建て替えが認められない。北東の隅柱がSI132住居跡に切られるが、SI132住居跡は床面に8世紀後半ないし末葉の土師器杯が完形品で出土しており、8世紀後半以前の年代付けが可能である。しかも掘方内には瓦などの遺物が含まれないことを考えると、この遺構は関和久上町遺跡が官衙として出現する初期の遺構である可能性が強い。

SB103・104・105建物跡は、SB102建物跡の西側に位置する遺構である。このうちSB103・

104 建物跡は、東西に並ぶ大型の2基の掘方とその両外側の2つの小掘方で構成される遺構であり、一般的な掘立柱建物跡とは考えられない遺構である。両側の小掘方とS B 105 建物跡の掘方は規模も小さく深さも浅いなどから、この2つの遺構に伴う足場穴と考えておきたい。S B 104 建物跡は柱が抜かれているので、この2つの遺構は、時期差のある同種遺構と思われるが、その場合に考えられるのはS B 104→S B 103 への変遷であろう。S B 104 建物跡の抜き穴北端の芯々距離は3.3 m、S B 103 建物跡では柱痕の芯々距離は3.85 mある他、S B 103 建物跡では直径50 cmの柱根が遺存しており、いずれにしてもこの遺構には巨大な柱が2本地上に露出した棟門のような古代の構造物を想定しなければならない。S B 103 建物跡では、掘方埋土中に平瓦第Ⅱ類破片が1点含まれていただけであり、年代が特定できないが、柱筋が東側に位置するS B 102 建物跡の北側柱列に通る点からみて、S B 102 建物跡の年代、すなわち8世紀後半以前の年代が想定される。

上町南地区の、調査区の一南側に検出されている遺構がS D 133 溝跡である。N 375 ラインにのる東西方向の溝(S D 133 a)と、E 497 ラインを南に伸びるT字状の接続部分(S D 133 b)が確認され、接続部分で切り合いがないことから、同時期に開いていた溝と考えられた。人為的に埋められており、ある時期をもって機能が停止させられた溝跡である。8世紀代の瓦破片を少量含むだけであり、奈良時代の遺構である可能性が強い。発掘基準線にのった溝跡であること、この地点より南側が低湿地化した地域であるという第10次調査の所見などからみて、なんらかの区画溝という位置付けができるようである。

以上の点を踏まえて、上町南地区の検出された遺構の変遷をまとめてみる。まず年代の明らかな遺構がS I 132 住居跡であり、この住居跡は8世紀後半ないし末葉に位置付けられる。これに対してS B 102 建物跡は、立て替えられたS B 103・104 建物跡などと柱筋で年代的な関連が指摘できる遺構であり、切り合いからは明らかにS I 132 住居跡に先行する。上限は不明であるが、8世紀中葉は確実であり、8世紀前半を上限とする可能性もある。またS D 133 a 溝跡が地形的にも、走行方位的にも南端の区画溝の可能性が強く、かつ年代的にも奈良時代でとらえられる遺構であるとすれば、S D 133 溝跡も含めたこれらの掘立柱建物跡群を、確実性の高い奈良時代の遺構群とみることができよう。

一方、S D 94 溝跡、S A 91・92・93・110・111一本柱柱列などの遺構群は、N 415 ラインにまとまりをもつ、いずれも区画施設と考えられる遺構群である。これらの遺構は、一部に奈良時代にさかのぼる可能性が否定できないものもあるが、同一場所で、区画という共通した役割の中で変遷した遺構群であり、また最も新しいS A 91 一本柱柱列が9世紀前半に年代が比定される点を考慮すると、これらの遺構群は9世紀を前後する時期に関わりをもった遺構といえるのではないか。

このようにみれば、上町南地区では8世紀に南辺をS D 133 a 溝跡によって区画した掘立柱建

第1節 遺 構

物跡を主体とする官衙域が形成されるが、8世紀後半ないし末葉にかけては官衙域から外れてS I 132住居跡などが分布する地区に変化し、8世紀末ないし9世紀初頭に新たな官衙域が形成されると、S D 94溝跡やS A 91・92・93・110・111一本柱柱列などの築地あるいは板塀によって、その南辺を画す地域に変遷したといえるのではなからうか。

なお第7次調査の成果をもとに、外郭構造を仮定してその区画施設を追跡して設定した上町南地区の2本のトレンチでは、それぞれ東西・南北方向に走る、上幅6m、深さ2m弱の大溝、S D 365・366溝跡が検出された。予想した地点で検出した遺構であるが、調査地点が離れており、また溝の規模が大きすぎて他の区画溝との関連が定かでないなどの問題があるので、これについては検出した事実を記録しておく。(玉川)

3 関和神社地区

関和神社地区はかつて関和神社下遺跡とされていた地点で、昭和初期に岩越二郎氏により平瓦の完形品が採集されたのもこの地点である。今回の一連の調査では第2次調査では遺物分布範囲の南半部と北半部、第3次調査では南半部と南東の斜面下、用水路工事にかかる緊急調査では南端部にトレンチを設定して発掘を行った。

その結果、地点北半部の第2次調査第1トレンチでは竪穴住居跡1軒と中世以降の溝1条が検出されたのみで、遺構の分布は薄かった。南東部の一段低い斜面に設定した第3次調査第2トレンチでは畿内系暗文土器を伴う8世紀前半の包含層を検出したが、遺構は認められなかった。南半部と南端部の高福寺地点に続く緩やかな斜面では奈良・平安時代の掘立柱建物跡と竪穴住居跡が集中しており、関和神社地区の中心部はこの部分と考えられる。したがって、考察はこの部分を中心にするにすることにする。

掘立柱建物跡は第2次調査の第2トレンチで検出されたS B 02・03建物跡、用水路工事にかかる緊急調査で検出されたS B 120建物跡がある。S B 02建物跡は南北棟の2間×2間またはそれ以上のもので、P 3柱穴a期の埋土から軒平瓦1500が出土している。このロクロ引き重弧文軒平瓦は640年代から8世紀の初頭まで続くものであるが、本遺跡と関和久遺跡での軒丸瓦の組み合わせからすると7世紀の第4四半期を上限とするものであろう。また、この建物跡の柱穴跡を切っているS I 18住居跡は8世紀末のものなので下限は8世紀後半ということになる。したがって飛鳥時代末～奈良時代の建物と考えられる。

S B 03建物跡は9世紀前半のS I 09住居跡に柱穴痕が切られているので、下限は8世紀末か9世紀初頭と考えられるものであるが、上限は不明である。しかし、建物跡の方位はN-2°-EとS B 02建物跡のN-4°-Eと近く、北柱列がS B 02建物跡の北から2間目のほぼ延長上にある。建物間の距離は柱痕跡間で5.8mで19.3尺ときりのよい20尺に近くっており、S B 02

建物跡と同時期と考えることができる。

竪穴住居跡は出土土器から2グループに分けることができる。第1のグループは土師器杯の第I群1類か1b類を中心にした第II群を伴わないもので、S I 09・11・15・19住居跡がある。第2のグループは土師器杯第II群1・1b類と第II群3類が伴うものでS I 16・17・18住居跡がある。これらの土器の時期については第2節で詳しく述べるが、伊治城跡・胆沢城跡・志波城跡^(註3)での土器の様相からして前者は9世紀前半、後者は8世紀末と考えられる。

また、S I 17住居跡からは埴塼と漆の付着した土器、S I 20住居跡からは埴塼が出土しており、S I 11住居跡の堆積土からは漆紙の付着した土器が出土している。S I 17住居跡は8世紀末であり、S I 20住居跡は9世紀前半のS I 15住居跡に切られており、8世紀末の可能性が高い。S I 11住居跡の漆紙の付着した土器も土師器杯第I群3類であり、8世紀末と考えられるものである。したがって関和神社地区には8世紀末は漆を中心とした工房ブロックであったと考えられる。この時期はちょうど上町東地区の工房が操業を中止する時期であり、工房ブロックの移動という形で捉えることも可能である。しかし上町東地区で検出されたのは鍛冶工房であり、漆関連の遺構・遺物は発見されていない。一方、関和神社地区からは鍛冶・製鉄に伴う羽口・鉄滓等の遺物や炉は検出されておらず、同じ工房であっても性格は異にしていたようである。したがって単純に上町東地区から関和神社地区へと工房が移動したとは言えないようである。

9世紀前半の竪穴住居群にはこれといった特徴的遺物は伴っておらず、性格を決めるのは困難である。ただし、工房ブロックから竪穴住居跡群へという変化は上町東地区と同じパターンであることは指摘しておきたい。

関和神社地区で調査された遺構では古い時期のS B 02・03建物跡は全体を調査しておらず、掘方埋土から瓦が出土した以外は遺物もないので性格を決めることは困難である。しかし、奈良時代も官衙ブロックである高福寺地区に近接する部分であること、調査地点の東下方斜面の包含層からは奈良時代初期頃の畿内系暗文土器が出土していることを考えると、奈良時代かその直前の官衙関連施設であろうと推測することができる。

以上をまとめると、S B 02・03建物跡は1期～2期かその直前、S I 09・11・15・19住居跡は3期、S I 16～18住居跡は4期に相当すると考えられる。性格は1期が官衙関連の掘立柱建物跡群、3期が工房ブロック(竪穴住居跡)、4期が竪穴住居跡という変遷をたどっている。官衙を中心にしてみると、関和神社地区はその周辺地区として時期ごとに性格を変えて利用されていたが、9世紀後半にはその機能は停止していたと考えられる。(木 本)

4 高福寺東地区

先述したように高福寺東地区からは第9次調査で6棟の掘立柱建物跡、5軒の竪穴住居跡、溝

第1節 遺 構

跡が3条、土坑1基が検出されている。また第10次調査では第9次調査区外側（東・北側）の調査によって溝跡・掘立柱建物跡・竪穴住居跡・基礎地業と考えられる遺構が検出されている。まず第9次調査で確認された遺構を観察する。

調査区に限定されるが、遺構の分布状況を見ると竪穴住居跡や掘立柱建物跡はN560～N540・E566～E586に切り合いながら集中して検出されている。

5軒の竪穴住居跡はプラン・規模・カマド構築位置に強い類似点を見いだすことができ、カマド袖に瓦を補強材として用いる点などは関和神社地区・高福寺地区など他地区の竪穴住居跡とも類似するなど、関和久上町遺跡全体の様相とも一致したあり方を呈している。掘立柱建物跡はS B 156・157・158・159・160 建物跡がすべて東西棟であり、S B 155 建物跡が南北棟となっている。特にS B 157・158・159 建物跡は同一位置に建て替えを行っている。共伴遺物などから高福寺東地区の遺構変遷を概観する。

最も古い遺構はS I 151 住居跡である。床面からは第75図1の有段丸底坏(第I群1類)が出土しており、時期的には8世紀初頭～前半に位置付けられよう。カマドの補強材として使われた第75図3・4は床面から出土したものであり、平瓦第V類に分類される。したがって共伴関係からすれば平瓦第V類も8世紀前半まで遡る可能性が高い。重要な事実なので、これについては第7章第2節1で後述する。S I 150 住居跡からはロクロ成形による第II群2類の土師器杯と非ロクロと考えられる土師器甕が出土していることから8世紀末～9世紀前半に位置付けられる。他の竪穴住居跡については遺構の掘り込みを行っていないため時期決定資料に乏しく明確にはできないものの、9世紀前半と考えられるS B 160 建物跡はS I 152・153の両住居跡を切っており、少なくとも9世紀前半を下限としたものと考えられる。

また竪穴住居跡はプラン・規模の点でも類似しており、時期についても近似したものと推定される。竪穴住居跡については8世紀前半に1軒、後に8世紀後半～9世紀前半に数軒が存在したものと考えられる。

掘立柱建物跡はS B 156・157・158・159・160 建物跡が東西棟、S B 155 建物跡が南北棟である。S B 157・158・159 建物跡は同一位置に建て替えを行い、合計3時期の変遷が考えられる。掘立柱建物跡の時期決定資料としては唯一、S B 160 建物跡出土の土師器杯があげられる。掘方から出土した厚手の杯で第II群1b類に属する。時期は9世紀前半に位置付けられよう。その他の掘立柱建物跡については厳密な時期を明確にはできない状況にあるが、S B 156～160 建物跡は主軸方向が一致し、S B 155 建物跡も南北方向に主軸をもつなど企画性の高さを指摘することができ同時期の可能性が高い。ただし、S B 155 建物跡についてはS B 156 建物跡と掘方間で1mと近接しており、同時期の存在は考えにくい状況である。総じて掘立柱建物跡の時期はS B 160 建物跡の時期や竪穴住居跡を切っていることからみて、9世紀前半以降の時期が与えられよう。

一方、9世紀後半に比定されるS K161土坑にS B160建物跡は切られていることから、S B160建物跡については9世紀前半から後半の範囲で機能していたものと考えられる。とすれば、既述した掘立柱建物跡どうしの類似性から、他の掘立柱建物跡についても、ほぼ同様の時期を与えられる可能性が高い。

以上第9次調査の成果をまとめれば、本地区の遺構変遷としては少なくとも8世紀代には竪穴住居跡が占め、9世紀前半以降は掘立柱建物跡が並んでいたものと考えられる。

次に第10次調査の成果から考える。第10次調査は第8・9次調査の成果をもとに、第9次調査区の東側と北側に外郭線が存在するという推定がなされて行われたものである。トレンチ主体の調査であるため不明な点も少なくないが、主な遺構についてS X367基礎地業を中心に検討する。

S X367基礎地業は4・10・11・17トレンチで確認されている。4トレンチではS D163溝跡に切られているが、黄色土と黒色土がそれぞれ厚層3cmで互層に、全体では約25cmにわたって版築層が形成されている。こうした状況は4トレンチ北側の12・10・11トレンチでも検出されており、特に10・11トレンチでは幅8.1m以上にわたって虎斑状の土が逆L字状にコーナーを呈しながら連続し、さらに西側の17トレンチでも幅9.5mが検出されている。検出された範囲を同一の遺構とすれば、東辺は長さ29m以上、北辺では20m以上が検出されていることとなる。こうした古代の版築遺構としては築地塀や建物基壇などが考えられるが、関和久上町遺跡における本地区の位置的関係や形状などからすれば、上部がカットされた築地塀の基礎事業か、あるいは本地区が周辺の中でも最も泥質で基盤が脆弱であり北東方向に向かって地山が低くなることから、面的に基盤強化を狙った整地作業であったと考えるのが妥当と考えられる。実際、4トレンチの東側は地主によれば約1mの段差をもって低くなっていたということであり、台地東縁部に主眼をおいた地盤強化がなされたものと考えている。同時にS X367基礎地業の外側には遺構は全く確認されておらず、上記の掘立柱建物跡・竪穴住居跡の密集した分布とは好対照を見せていることはS X367基礎地業が一種の区画ラインを意識したものになっていることを指摘できよう。

S X367基礎地業の所属時期については4トレンチにおいて版築層の中から第78図1の土師器杯が出土している。「大」の墨書をもつ丸底杯で口縁部と体部の境界の段が沈線化することから第I群2類に分類される。時期的には8世紀前半に比定され、現段階では県内でも最古クラスの墨書土器といえよう。基礎地業の版築層から出土した状況からすれば、本遺構は8世紀前半以降に機能していたものと考えられる。

その他の遺構としてはS X367基礎地業を切ってS D163溝跡が検出されており、9世紀前半の土器が出土している。以後、4トレンチではS K165土坑へと変遷することが確認されている。その他にはS B163建物跡があげられる。時期は不明であるがS X367基礎地業を切っており、8世紀前半以降の年代が与えられよう。S I201住居跡はカマドや煙道から補強材として使用され

第1節 遺構

た平瓦第Ⅴ類や丸瓦第Ⅱ類・平瓦第Ⅱ類が出土している。出土土器から一応、9世紀代に位置づけられよう。

最後に高福寺東地区の遺構変遷をまとめてみる。まず8世紀前半段階でS X 367 基礎地業とS I 151 住居跡が出現し、8世紀後半には遺構の存在が認められなくなる。再び遺構が確認されるのは8世紀末から9世紀前半に至ってからでS I 150・152・153・154 住居跡がこの時期に該当する。次いで9世紀前半にはS B 156・157・158・159・160 建物跡が機能していたものと考えられる。しかし、厳密には遺構の切り合いのないS B 155 建物跡や古いS I 151 住居跡と切り合うS B 157～159 建物跡はS I 150・152・153・154 住居跡と同時に時期を重複して存在していた可能性もある。

大きく捉えれば高福寺東地区においては8世紀前半が開始期であり、8世紀後半の状況は不明であるが8世紀末～9世紀前半、特に9世紀前半段階において急激に遺構数が増加してピークを迎える。以後、9世紀後半の様相はS K 165 土坑を除いて不明と言わざるを得ない。他の掘立柱建物跡と主軸を同じくするS B 160 建物跡がS K 161 土坑に切られていることを考えると、9世紀後半には掘立柱建物跡・堅穴住居跡は存在していない可能性が高い。とすれば掘立柱建物跡群は9世紀前半の短期間に消長していたと考えられる。S K 161 土坑からは第Ⅱ群5b類(9世紀後半以降)の土師器杯の他に7世紀末～8世紀初頭とされる重弧文軒平瓦(1500)や8世紀中葉とされる細弁蓮華文軒丸瓦(1180)が各時期混在する形で出土し、廃棄のための土坑と考えられるが、これらは全て火を受けて酸化しており、人為的に一括廃棄されたものと推定される。

掘立柱建物跡には火災の痕跡は認められず、また抜き取り穴も検出されないことから、9世紀後半を中心とした時期に収束を迎えたと推定される。(長島)

5 上町東地区

上町東地区は第1次調査で発掘が行われた関平郵便局の北側・滑津幹線水路の南の畑と林からなる部分である。ここでは事前の表面調査で林の中に土壘状遺構が確認されていた。これには第1・2・4 トレンチを設定して調査した結果、概報Ⅰで述べた通り中世の遺構と判明したので今回は触れないことにし、奈良・平安時代の遺構についてのみ述べる。

上町東地区で遺構の切り合い・出土遺物から見て一番古いのは第1次調査第5 トレンチで検出されたS X 01 工房跡である。この遺構は床面に5ヵ所の炉底状のピットを有する長方形の堅穴状遺構であり、南壁部の一部がS I 05 住居跡のカマドに切られている。S I 05 住居跡に伴う土器は9世紀前半と考えられるものなので、これに切られたS X 01 工房跡はそれ以前の遺構といえる。S X 01 工房跡の床面出土の須恵器杯は比較的底径が大きい底面に回転ヘラ切り痕を残すもので、類似したものは伊達窯跡群11号窯跡などにみられ8世紀後半代のものと考えられる。

堆積土出土の土器は土師器杯が大部分でありこれらはすべて内面黒色処理であるが、制作にロクロを用いない丸底のⅠ群2類・平底のⅠ群3類と、第Ⅱ群1類で体部外面上半にミガキが加えられたものが見られる。近辺では谷地前C遺跡S I 27住居跡^{〔註5〕}・沼平遺跡S I 05住居跡^{〔註6〕}のようにロクロを用いない丸底・平底の杯と第Ⅰ群1類の杯が伴っており、堆積土の土師器杯の大部分は同時期と考えられる。その時期は伊治城跡・胆沢城跡・志波城跡の土師器のあり方^{〔註7〕}からして8世紀末と考えられる。

また、この遺構からは図化した羽口のほか鍛冶滓^{〔註8〕}と考えられる鉄滓^{〔註9〕}が出土しており、鍛冶工房としての性格が考えられる。しかし須賀川市山田B遺跡^{〔註8〕}・郡山市田向A遺跡^{〔註9〕}等の奈良・平安時代の集落に伴う鍛冶工房は遺構1基に炉1基を基本にしているのに対し、SX01工房跡では5基の炉が同時に稼動する規模の大きなもので、官衙に付属する工房と考えられるものである。

以上のことから8世紀後半に操業していた鍛冶工房SX01は8世紀末には操業を停止し、埋まってしまい9世紀前半には堅穴住居跡の地域となっていたことが知られる。この住居跡の地域はSX01工房跡のある第5トレンチの北約50mの第3トレンチの地域まで広がっていたことは間違いない。そして、その堅穴住居群はS I 06住居跡出土の土器とS I 06住居跡を切るS I 07住居跡が存在することから9世紀末までは続いていたと考えられる。

さらに、上町東地区では古代の掘立柱建物跡がまったく検出されていないので、官衙地区からははずれた官衙の周辺部を構成する部分と思われる。そして工房地区(8世紀後半)→堅穴住居跡群(9世紀)と性格が変わっていく。同じ堅穴住居跡群でも関和神社地区では漆紙土器・埴塙等が出土しており工房群としての性格が考えられるが、上町東地区では堅穴住居跡出土の特別な遺物としてはS I 01住居跡の灰釉陶器の浄瓶の首・S I 02住居跡の石製形代のみであり、この堅穴住居群の性格は不明である。(木 本)

6 福 蔵 地 区

福蔵地区は関和久上町遺跡調査の最終年度、平成3年度に至って初めて着手された地区であり、関和久遺跡調査当初の段階から南屋敷地点として注意されていた箇所でもある。調査は長いトレンチを設定して行ったが、その結果、掘立柱建物跡の掘方や土坑・井戸跡・多くのピットなどが設定されている。全体的に遺構については伴出遺物もなく、狭いトレンチ調査ということで、時期や変遷などは皆目不明と言わざるをえない。しかしSD166・167・168溝跡は3本ともに関和久上町遺跡の発掘基準線に方位が一致しており、関連する遺構と考えられる。また表土からは内面黒色処理の第Ⅱ群の土師器がわずかながら採集され、またSD167溝跡の壁面からは平瓦の細片が出土するなど、これらは上記の遺構の方位の一致とともに、関和久上町遺構に密接に関連することは間違いない証左となろう。

第1節 遺 構

まとめれば本地区の性格については不明と言わざるをえないが、出土遺物の希薄さやまとまった形での遺構の分布はみられないことからみて本地区が関和久上町遺跡において中枢をなす地区とは考えられない。また、同地区は周囲が沖積面となる、いわば独立した不整四角形の微高地に立地していることから、広い遺構の展開はなかったと推定される。しかし、上町遺跡の中枢部周辺にあって何らかの関連をもって存在していたことは確かであろう。 (長 島)

- [註1] 木本元治 1987 「遺構とまとめ」『関和久上町遺跡Ⅴ－史跡指定調査概報－』 福島県教育委員会
- [註2] 木本元治 1983 『関和久上町遺跡Ⅰ－史跡指定調査概報－』 福島県教育委員会
- [註3] 氏家和典 1978 「伊治城跡Ⅰ」『多賀城跡関連遺跡調査報告書』第3冊 宮城県多賀城跡
桑原滋郎他 1977 調査研究所
伊藤博幸他 1977 「胆沢城跡－昭和51年－」
吉田 努他 「太田方八丁遺跡(志波城跡)」
- [註4] 木本元治 1987 『伊達窯跡調査報告Ⅰ』 福島県伊達郡伊達町教育委員会
- [註5] 玉川一郎他 1978 「谷地前C遺跡」『母畑地区遺跡発掘調査報告Ⅱ』 福島県教育委員会 (財)福島県文化センター
1980 「谷地前C遺跡」『母畑地区遺跡発掘調査報告Ⅴ』 福島県教育委員会 (財)福島県文化センター
- [註6] 松本 茂他 1981 「沼平遺跡」『母畑地区遺跡発掘調査報告Ⅶ』 福島県教育委員会 (財)福島県文化センター
- [註7] (註3)に同じ
- [註8] 玉川一郎他 1980 「山田B遺跡」『母畑地区遺跡発掘調査報告Ⅳ』 福島県教育委員会 (財)福島県文化センター
- [註9] 小林雄一他 1990 「田向A遺跡」『母畑地区遺跡発掘調査報告29』 福島県教育委員会 (財)福島県文化センター

第2節 遺 物

1 瓦

(1) 関和久上町遺跡出土瓦の概要

関和久上町遺跡から出土する瓦群は、関和久遺跡・白河市の借宿廃寺から出土する瓦と共通することは古くから知られている。これら3遺跡出土の丸瓦・平瓦に共通の分類を行い、軒瓦には共通の分類番号を付したことがある。^{〔註1〕}関和久上町遺跡出土資料の整理作業を通じて検討を行ったが、この分類に大きな変更の必要は認められなかったため、本書でも用いることとした。以下本書で用いる3遺跡共通の分類について若干の追加を含めて概要を説明したい。なお、新出のものを除く各類の詳細については関和久遺跡報文中の分類とその説明を参照されたい。^{〔註2〕}

① 軒 丸 瓦

軒丸瓦の瓦当文様には複弁六葉蓮華文・単弁八葉蓮華文・重圏文・細弁蓮華文の4種類が知られている。

複弁六葉蓮華文の文様構成は外区に面違い鋸歯文から変化した×字状の浮文を、弁区に複弁を6葉配したものである。中房には1+6の蓮子がある。軒丸瓦1100, 1101, 1102, 1110, 1111の5種類の範が確認されている。これらのうち1100, 1101, 1102の3種は文様構成に崩れがなく、蓮弁も立体的であることから、古い段階のものと考えられる。1110は外区の×字状の浮文に崩れをみせることや、間弁の先端が延びて蓮弁の外側を巡るなど文様構成に本来的ではない要素がみられることから、1100, 1101, 1102よりは時代の降る補修瓦と見られる。1111も同様である。

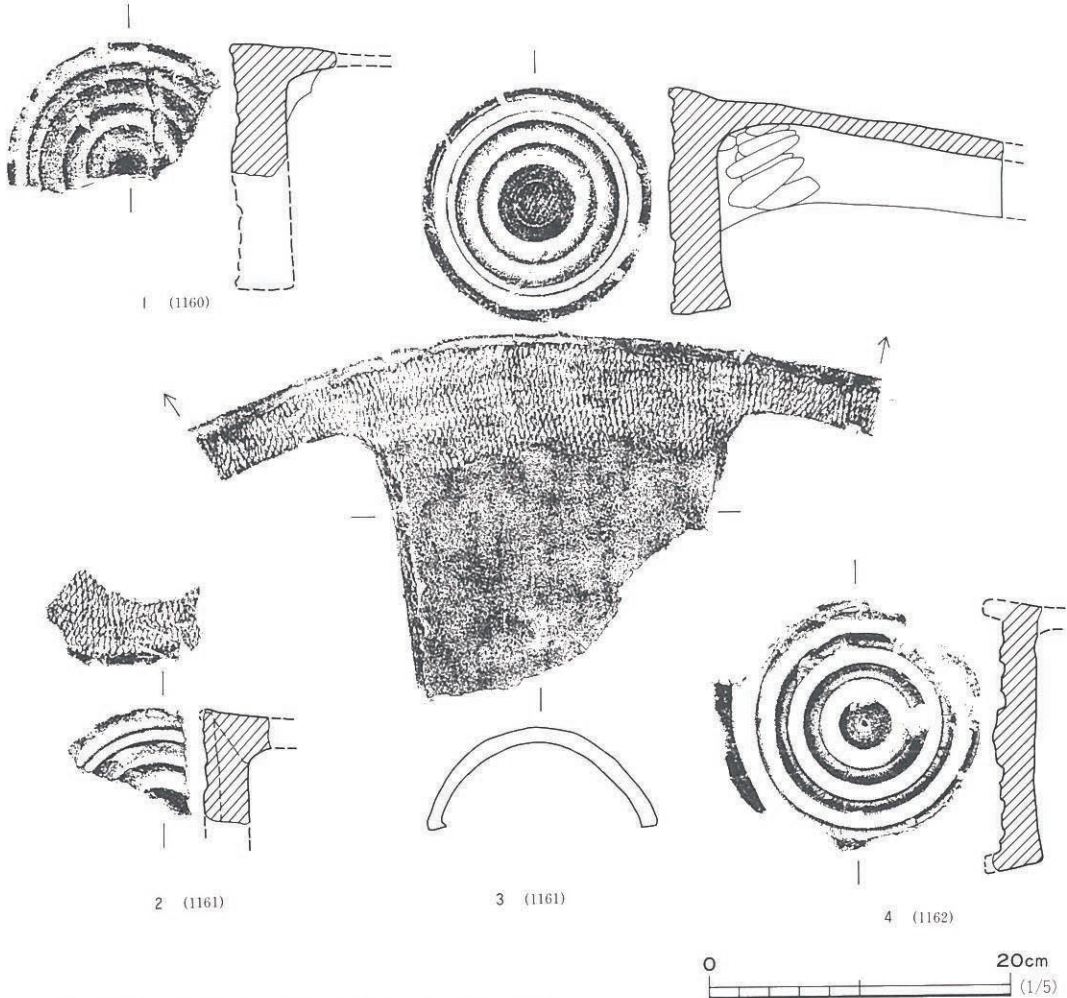
単弁八葉蓮華文には1120, 1121, 1122, 1140, 1150, 1151の6種類の範が確認されている。これらのうち1120, 1121, 1122は文様構成、蓮弁の形態など、一般に重弁蓮華文と呼ばれる多賀城所用瓦のなかでもI期の瓦に極めて類似している。ただし、1120の外区に見られる×字状の浮文など複弁六葉蓮華文軒丸瓦に共通する要素もある。1120, 1121, 1122は多賀城I期所用の瓦に複弁六葉蓮華文の要素が若干取り入れられたものであろう。1140, 1150, 1151は蓮弁がやや平面的で、子葉の表現も明確ではない。やや後出のものと思われる。

重圏文は中房とその周囲を巡る3条の隆線で構成される。これまで1160の1種類の範だけが知られていたが、今回の整理を通じて新たに1161, 1162の2種類が確認された。以下説明したい。

軒丸瓦1161（第115図 図版40）

S I 121住居跡から完形品が1点、他に小破片が1点出土している。瓦当文様は軒丸瓦1160と同様に中房とその周囲を巡る三重の圏線で構成される。中房が大きく、三重の圏線のうち、外側の圏線と中の圏線との間隔が狭いことに文様の特徴がある。3条の隆線はいずれも中心に

第2節 遺物



第115図 軒丸瓦 1160 及び新発見軒丸瓦 1161・1162

向けて傾斜しており、1160と共通する。瓦当面の直径16.0cm、内側圏線の直径（圏線の外周部で測定、以下圏線の直径の測定は同じ）8.0cm、中圏線直径11.0cm、外側圏線直径12.2cmを測る。中房の中心には径3cm前後のやや不整な円形が沈線によって描かれ、その内部にはやや強いナデが認められる。この部分は箆から離された後に手を加えられている。瓦当面には中房の中心部を除いて、瓦当面全体に木目が観察され、木製の箆の状況が観察される。重圏文の状況から見て箆はロクロにより製作されている。この点は軒丸瓦1160も同様である。瓦当周縁の先端には箆のあたりを消すための強いナデが認められる。ナデよりも後ろの瓦当周縁部から丸瓦部の先端にかけて幅約7cmにわたって密な縄タタキが施される。このタタキは瓦当と丸瓦の接合を強化するためと考えられる。瓦当裏面の調整はナデである。

第4表 軒丸瓦観察表

(注 カッコ内は『関和久遺跡・I』掲載の分類名称で番号と呼称の対応関係を示すため付記した。従って本書における瓦群の呼称とは異なる。)

番 号 (分 類)		瓦 当 面										
		直 径 cm	内 区						外 区			
			内 区 径 cm	中 房		弁 区		外 区 幅 cm	内 線		外 線	
				径 cm	蓮 子	弁 数	弁幅 cm		幅 cm	文 様	幅 cm	文 様
1100 (複弁六葉蓮華文第一類)		18.5	15.3	6.0	1+6	複6	5.7	1.6			1.6	X字状浮文
1101 (複弁六葉蓮華文第二類)		15.5	13.1	5.0	1+6	複6	4.7	1.2			1.2	X字状浮文
1102		不明	不明	不明	不明	複 (弁数不明)	3.7	1.2			1.2	X字状浮文
1101 (複弁六葉蓮華文第三類)		17.0	13.6	5.8	1+6	複6	4.2	1.7			1.7	X字状浮文
1111		不明	不明	不明	不明	複 (弁数不明)	4.9	1.8			1.8	逆V字及び 棒状浮文
1120 (重弁八葉蓮華文第二類A)		18.5	15.5	4.2	1+4 (楔形)	単8	3.8	1.5			1.5	X字状浮文
1121 (重弁八葉蓮華文第二類B)		19.4	15.4	4.3	1+4	単8	4.0	2.0			2.0	無 文
1122		不明	不明	不明	不明	単 (弁数不明)	不明	1.5			1.5	無 文
1140 (単弁八葉蓮華文第一類)		19.0	14.8	4.0	1+4	単8	3.5	2.1			2.1	無 文
1150 (重弁八葉蓮華文第三類)		17.6	15.2	2.2	なし	単8	3.3	1.2			1.2	無 文
1151 (重弁八葉蓮華文第三類)		不明	不明	不明	不明	単 (弁数不明)	3.3	不明			不明	不明
1160 (重圏文軒丸瓦)		16.0	14.6	5.7	なし	円心円文		0.6				無 文
1161 (重圏文軒丸瓦)		16.0	13.5	5.3	なし	円心円文		0.7				無 文
1162 (重圏文軒丸瓦)		18.2	14.9	3.6	なし	円心円文		0.9				無 文
1180 (細弁蓮華文軒丸瓦)		18.5	12.6	4.1	1+8	単16	2.0	2.7	1.2	鋸齒文	1.5	無 文

第2節 遺物

丸瓦部の凸面は瓦当近くを除いて縦方向のヘラケズリで調整される。凹面の接合部は強いナデで調整されるが、その他は調整をせず布目を残す。糸切り痕跡が確認され、粘土板素材の桶巻き作りと見られる。後述する丸瓦分類の第Ⅰ類に属する。

軒丸瓦 1162 (第115図 図版36)

S I 77住居跡からはほぼ完形品が1点出土している。瓦当文様は突出する中房とその周辺を巡る隆線による三重の圏線で構成される。復元瓦当面直径18.2cm、内側圏線直径8.0cm、中圏線直径12.0cm、外側圏線直径13.5cmを測る。中房の中心は擬宝珠状に尖る。各隆線は内側がやや高く、その外側がいったんくぼんで、外側が高く盛り上がる特徴がある。瓦当面全体に木目が観察され、木製の筥が使用されていることがわかる。中房の擬宝珠状の形態からみて筥はロクロにより製作されていると見られる。丸瓦との接合方法は明確でないが印籠接ぎの可能性が強い。瓦当周縁の先端近く幅約1cmにわたって筥のあたりが認められる。瓦当周縁のその他の部分はヨコナデ調整される。瓦当裏面の丸瓦との接合部付近は強いナデで、その他はヘラケズリで調整される。

細弁蓮華文は外区内縁に交差する鋸歯文、弁区に16枚の蓮弁を配するもので、突出せず、二重の圏線で区画される中房をもつ。1180の1種だけが確認されている。第5章で述べた関和久窯跡3号窯の製品である。

② 軒平瓦

軒平瓦の瓦当文様にはロクロ挽き二重弧文、ロクロ挽き三重弧文、手描き二重弧文、珠文縁鋸歯文、無文がある。

ロクロ挽き二重弧文軒平瓦 1500、ロクロ挽き三重弧文軒平瓦 1510 はいずれも段顎である。1500の顎部下面には斜格子が描かれることがある。

手描き二重弧文軒平瓦 1520の顎部は断面三角状を呈する。顎部下面には太い沈線で鋸歯文と二木の平行沈線が描かれることが多い。

珠文縁鋸歯文軒平瓦 1540は筥によって製作される。筥は1種類で、関和久窯跡3号窯の製品であることが判明している。

無文軒平瓦 1560は平瓦の広端部に薄く粘土を貼り足すことによって顎部を作り出す。顎部はあまりなく、瓦当面にはナワタタキが残される。

③ 丸瓦

丸瓦は無段と玉縁のつく有段の2種類が確認されている。しかし、出土資料の多くは破片資料であり、形態の判断が困難であるため、製作技法によって分類を行った。凸面をナデ、ケズリですり消す粘土板を素材とする桶巻き作りが第Ⅰ類、凸面をナデ、ケズリですり消す粘土紐を素材とする桶巻き作りが第Ⅱ類、凸面にナワタタキを残し、粘土板を素材とする桶巻き作りが第Ⅲ類である。

④ 平 瓦

丸瓦と同様に製作技法により分類した。凸面をナデ、ケズリですり消す粘土板を素材とする桶巻き作りが第Ⅰ類、凸面に布目を残す粘土板を素材とした特殊な桶の内巻き作りが第Ⅱ類、凸面に格子ないし連続するX字状のタタキを残すものが第Ⅲ類、凸面にナワタタキを残し、粘土板素材の桶巻き作りが第Ⅳ類、凸面に密なナワタタキを残し、粘土板素材の一枚作りが第Ⅴ類、凸面に平行線タタキを残す粘土板素材桶巻き作りが第Ⅵ類である。

(2) 瓦のセット関係とその年代

前節で見た各種の瓦は供給瓦窯における相伴関係や軒瓦と丸瓦部、平瓦部との関係等の観察により軒丸瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦のセット関係を第5表のように考えることができる。

第1グループは複弁六葉蓮華文軒丸瓦に伴う、ロクロ挽き二重弧文、三重弧文軒平瓦及び粘土板桶巻きの丸瓦及び平瓦で構成されるセットである。関和久遺跡、借宿庵寺の創設に伴うと考えられている瓦群である。関和久上町遺跡においても最も古く位置づけられ、7世紀末葉～8世紀初頭の年代が与えられている。表郷村大岡窯跡〔註3〕からの供給が確認されている。

第2グループは単弁八葉蓮華文軒丸瓦の中でも、多賀城Ⅰ期の軒丸瓦の瓦当文様と同様の文様構成と特徴をもつ軒丸瓦1120、1121に伴う瓦群である。軒平瓦も多賀城所用瓦と同様の意匠をもつ手描き二重弧文軒平瓦1520である。伴う平瓦第Ⅲa類は粘土紐素材の桶巻き作りとみられる。多賀城Ⅰ期の平瓦は粘土板素材であり、製作技法の上からは多賀城所用瓦との違いが認められる。また、軒丸瓦の瓦当文様にも第1グループの影響が見られることは先にも述べた通りである。年代の上限は多賀城創建の8世紀前葉に求められる。

第3グループは細弁蓮華文軒丸瓦1180に伴う瓦群で、珠文縁鋸齒文軒丸瓦1540、粘土紐桶巻き作りの丸瓦第Ⅱ類、粘土板素材一枚作りの平瓦第Ⅴ類で構成される瓦群で、関和久窯跡3号窯の製品である。第3グループの年代については一枚作りの平瓦が一般化する8世紀中葉を前後とする時期と理解していたが、SⅠ151住居跡における土師器との相伴関係からみて、第2グループと近い時期を想定することが可能であろう。

第4グループとしたものは重圈文軒丸瓦1160、1161、1162と丸瓦第Ⅰ類で構成される。軒平瓦、平瓦は不明である。関和久遺跡の報文で示した軒丸瓦1160と丸瓦第Ⅲ類が伴うとする理解は、瓦当と丸瓦との接合の為のナワタタキを丸瓦の製作行程に関わるものと誤認した結果であり、ここで訂正したい。年代について積極的な根拠はないが、大きく年代の降るものではないと考える。

第5グループは無文軒平瓦1560と平瓦第Ⅴ類で構成される。年代は平瓦第Ⅴ類が共通することから第3グループと同様と考えられる。

第2節 遺物

(3) 瓦群の構成比率

関和久上町遺跡では量的にまとまった出土資料が少なく、瓦群の構成比率を検討することは困難であるが、わずかにSD94溝跡出土資料、および穂積国夫氏の長年にわたる採集資料からその様相を窺うことができる。

SD94溝跡出土資料のうち、平瓦各別の構成比率は第116図のとおりである。第1グループに属する第Ⅰ類および年代がこれと近接する第Ⅱ類あわせて61%、第2グループに伴う可能性の高い第Ⅲ類が17%、第3グループの第Ⅴ類が19%を占める。

穂積国夫氏採集資料の中の平瓦の各別構成比率は第116図に示した通りである。やはり第Ⅱ類の比率が高く、第Ⅰ・Ⅱ類あわせて71%、第Ⅲ類が9%、第Ⅴ類が16%で、SD94溝跡資料と良く似た状況を示しており、関和久上町遺跡の、少なくとも南部の様相を代表しているものと考えられる。これらの比率(第116図)は、関和久遺跡明地地区と比べて明らかに第Ⅰ類の比率は低く、第Ⅱ類、第Ⅲ類、第Ⅴ類の比率が高い。関和久遺跡中宿地区と比べると、第Ⅱ類の比率が高く、第Ⅲ類、第Ⅴ類についてはやや比率が高い傾向があるが、全体として良く似た状況を示している。

比較した資料が限られた地区の資料あるいは採集資料であるため、検討した瓦群の構成比率が関和久上町遺跡の全体の傾向を代表するものかどうかについては問題が残るが、現状では関和久遺跡の正倉地区である明地地区とは明確に異なり、官衙ブロックと見られる中宿地区の状況に近い傾向をみてとることができる。

(辻)

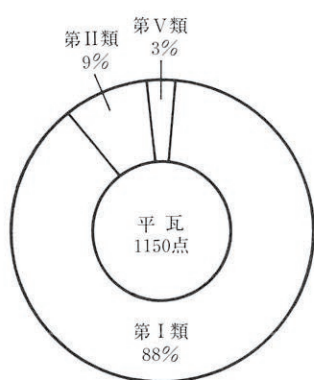
〔註1〕 辻 秀人 1983 「第3節 既出土の瓦」『関和久上町遺跡Ⅰ－史跡指定調査概報－』
福島県教育委員会

〔註2〕 辻 秀人 1985 「第1節 瓦」『関和久遺跡』 福島県教育委員会

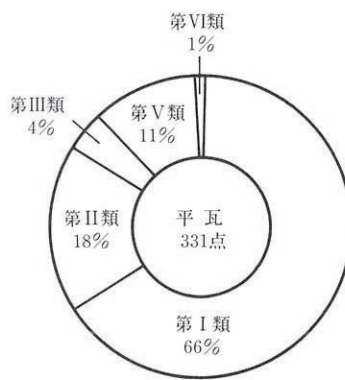
〔註3〕 根本信孝 1985 『大岡Ⅰ－瓦窯と塚群調査概報－』 表郷村教育委員会

第5表 瓦群のセット関係表

瓦 グループ	軒丸瓦	軒平瓦	丸瓦	平瓦
第1グループ	1100・1101・1102	1500・1510	第I類	第I a類・第I b類・第I c類・第IV類
第2グループ	1120・1121	1520		第III a類
第3グループ	1180	1540	第II類	第V類
第4グループ	1160・1161・1162		第I類	
第5グループ		1560		第V類

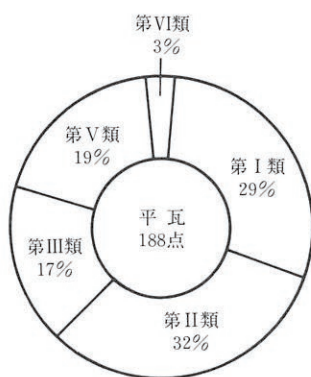


明地地区

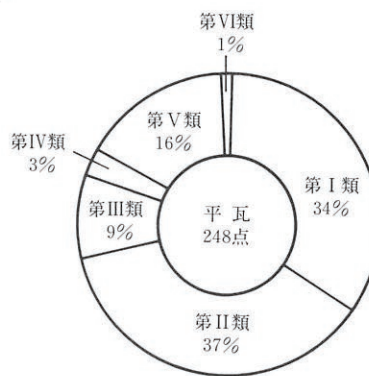


中宿地区

関和久遺跡



SD94溝跡出土資料



穂積国夫氏採集資料

関和久上町遺跡

第116図 平瓦の構成比率

第2節 遺 物

第6表 分類別瓦分布状況表

分 類		地 区		高福寺地区	関和神社地区	高福寺東地区	上町南地区	上町東地区	福蔵地区	関和久窯跡
		高福寺地区	関和神社地区							
丸瓦	第Ⅰ類	○	○	○	○	○	○	○		○
	第Ⅱ類	○	○	○	○	○	○	○		
	第Ⅲ類							○		
平瓦	第Ⅰ類	○	○	○	○	○	○	○	○?	
	第Ⅱ類	○	○	○	○	○	○	○		
	第Ⅲ a類	○	○	○	○	○	○	○		
	第Ⅲ b類		○		○	○	○			
	第Ⅲ c類			○		○				
	第Ⅲ d類		○							
	第Ⅳ類	○	○			○	○			
瓦	第Ⅴ類	○	○			○		○		
	第Ⅵ類	○	○				○			○
軒丸瓦	1100	○						○		
	1101	○				○	○	○		
	1102	○				○	○	○		
	1110	○					○	○		
	1111	○					○	○		
	1120	○				○	○	○		
	1121	○				○	○	○		
	1122	○				○	○	○		
	1140									
	1150									
	1151									
	1160	○								
	1161	○								
	1162	○								
1180	○	○	○	○	○				○	
軒平瓦	1500	○	○	○				○		
	1510	○								
	1520	○						○		
	1540	○	○							○
	1560									
	1号窯跡瓦	○								
道具瓦	隅切り瓦		○							
	熨斗瓦		○				○			

2 土 器

関和久上町遺跡出土の土器には土師器・須恵器・灰釉陶器・赤焼き土器がある。これらのうち赤焼き土器は小破片若干が表土中から出土したのみで、遺構群の時期のものとは考えられない。土師器のなかには遺構や周辺で通常見られるもの他に表面がオレンジ色を呈し暗文がある畿内系のもの(第88図20~23)、内外の表面を磨いた両面黒色の模倣形態のもの(第47図1)も含む。

(1) 土器検討の方法

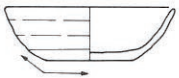
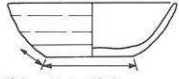
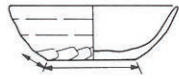
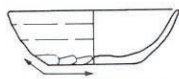
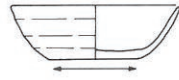
土師器を検討するにあたり、まずその器形・技法を明確にしやすく、かつ今までも編年の基本として用いられてきた杯について分類を行いたい。その上で、遺構における他の器種との共伴関係・他の遺跡でのあり方等を勘案して検討を進めることとする。

関和久上町遺跡出土の土師器杯の通常のもは内面が黒色のもので、大きく分けて制作にロクロを用いないものとロクロ調整のものとの2種類がある。そこで前者を第I群、後者を第II群としたい。

第I群は丸底の底部と口縁部との間の外面に軽い段を有するものを1類、丸底で段が無いものを2類、平底のものを3類とする。1類は外面の口縁部はヨコナデ・底部はケズリ、2類は1類と同じ調整と短い口縁部がナデで他はケズリのものがある。3類は口唇部付近のみがヨコナデでそれ以下がケズリか外面全てがミガキのものである。

第II群はその外面の調整技法により体部下半から底面全体に回転ヘラケズリを加えたものを1

第8表 ロクロ成形杯分類表(第II群土器)

再調整	切り離し	種別	再調整	切り離し	種別
回転ヘラケズリ (体下部+底部)  回転ヘラケズリ	不明	1類	回転ヘラケズリ (一部)  回転ヘラケズリ 切り離し痕	回転ヘラ切り	2a類
	回転ヘラ切り	1a類		回転糸切り	2b類
	回転糸切り	1a類		静止糸切り	2c類
	静止糸切り	不明	3類	手持ちヘラケズリ  手持ちヘラケズリ 切り離し痕	回転ヘラ切り
回転ヘラ切り		3a類	回転糸切り		4b類
回転糸切り		3b類	静止糸切り		4c類
手持ちヘラケズリ (体下部+底部)  手持ちヘラケズリ	不明	3類	 切り離し痕	回転ヘラ切り	5a類
	回転ヘラ切り	3a類		回転糸切り	5b類
	回転糸切り	3b類		静止糸切り	5c類
静止糸切り	不明	3c類			

類、体部下半から底面の縁のみのものを2類、体部下半から底面全体に手持ちヘラケズリを加えたものを3類、底面には及ばないものを4類、再調整が無いものを5類とする。さらに切り離し技法で回転ヘラ切りをa類、回転糸切りをb類、静止糸切りをc類とし、両分類を組み合わせ第8表のように用いる。

(2) 遺構における土器のあり方

次に関和久上町遺跡の遺構での土器の共伴が確実なもののあり方を見てみたい。

第Ⅱ群の土師器では第Ⅱ群のみからなるグループと第Ⅱ群と第Ⅰ群が伴うものがある。第Ⅱ群のみからなるグループとしてはS I 11・74・78住居跡、今回は収録できなかったがS I 02~04・06・09・19等がある。遺物の数は少ないがS I 05住居跡もその可能性がある。このグループを詳しく検討すると4b類と3類からなるS I 06住居跡と、1類のみ又は1類と1b類からなるそれ以外のものに分けられる。さらに後者は底径/口径が0.5前後かそれ以上の底径の大きなS I 01・04・11・19・74・78・121住居跡と0.5以下の底径の小さなS I 02・03・09住居跡に細分できる。そして底径の小さなものは3・4b類からなるS I 06住居跡の土師器杯と器形が近いものである。

第Ⅱ群と第Ⅰ群が遺構に伴うものはS I 18住居跡のみで、杯も小型のものであるが第Ⅱ群3b類と第Ⅰ群3類が伴っている。器形的には土師器杯は第Ⅰ群3類のみからなるS I 16・17住居跡と類似している。またS X 01堆積土の土器も第Ⅱ群のみのS I 05住居跡以前で、後に述べるように床面出土の8世紀中頃と考えられる須恵器の後の時期とすると時期的に限定された一つのグループである可能性が高い。

第Ⅰ群のみからなるグループとしてはS I 16・17・132・151住居跡・S K 45土坑等があるが、これらはすべて遺物の量が少なくセット関係などをうんぬんすることはできない。そこで器形・技法的に類似しているものを集めておざっぱな分類を行ってみたい。まずS I 17住居跡は土師器杯は小型の第Ⅰ群3類で、鉢も全面が磨かれたロクロを用いない平底のもので杯と共通性があり、甕もロクロを用いないものである。さらに量は少ないがS I 16住居跡も同じ傾向を示している。しかしこれらの土師器杯は第Ⅱ群と第Ⅰ群が伴うS I 18住居跡と法量・形態も類似しており、ともに遺物の量が少ないが同じグループである可能性は極めて高いものである。S I 132住居跡の場合も遺構に伴うのは全面が磨かれたロクロを用いない平底の土師器杯なので同じものであろう。S I 151住居跡の土師器杯は第Ⅰ群1類で口縁部はヨコナデ・底部はケズリで内面に段の無い内面黒色処理のものであり、甕は口縁が外反し外面にハケメのある丸みを持った体部を有している。S K 45土坑の土器は土師器高杯1点のみであり、内黒の杯部は丸く内彎し口縁外面はヨコナデ・その下から脚の円筒部まではケズリとなっている。脚の短い円筒部の下は「ハ」型に開き、内外面ともにヨコナデである。

第2節 遺物

(3) 関和久上町遺跡の土器の編年と年代

関和久上町遺跡では前に述べた土器のグループの編年の確実な根拠となるような在り方を示す遺構・包含層等は検出されていない。しかし編年の参考になるような遺構があるのでそれを中心に検討する。

上町東地区のS X01 工房跡・S I 05 住居跡でのあり方をまず見てみたい。ここでは鍛冶工房であるS X01 工房跡をS I 05 住居跡が切っている。S X01 工房跡の床面からは底径の大きな底面に回転ヘラ切り痕を残す須恵器杯、堆積土からは土師器杯第Ⅱ群1類・2b類で底径が大きく外面の口縁付近にミガキのあるものと第Ⅰ群3類、S I 05 住居跡には土師器杯第Ⅱ群が伴って出土している。したがって、とりあえずS X01 床面(第1段階)土器→S X01 堆積土(第2段階)土器→S I 05 住居跡伴出土器の順序が考えられる。S X01 堆積土の土器群には床面に伴う土器の一部が混じっている可能性もある。その可能性があるものとしては第Ⅰ群1類が考えられるが、須賀川市沼平遺跡のS I 05 住居跡では土師器杯は第Ⅱ群1類と第Ⅰ群1・2・3類が共伴しており、しかも第Ⅰ群1類はS X01 堆積土と同じで、外面の段は痕跡的で内面にはほとんど痕跡を残さないものである。^(註1)したがってS X01 堆積土出土土器群は同時期のものと考えることが出来る。以上のことから、ここでは土師器杯第Ⅱ群1類と第Ⅰ群が共伴するグループ→第Ⅱ群1類のグループの順序が確認できる。このことは制作にロクロを用いた第Ⅱ群と用いない第Ⅰ群の共伴から第Ⅱ群のみへの変化なので、ロクロを用いないものからロクロを用いたものへの変化と言い換えることもできる。そして第Ⅰ群でも第Ⅱ群に近い形をした第Ⅰ群3類がより新しい傾向の形態と言え、外面に痕跡的段を残す1類が古い形態を残し2類はその中間的傾向を示すと言える。

次に第Ⅱ群のみのグループについて見てみたい。このグループは前に述べたようにS I 01・04・06・09・11・19・74・78・121住居跡の1類の杯を中心としたものとS I 06・07住居跡の4b類・5b類のものがある。第Ⅱ群でも1類は一部第Ⅰ群に伴うものもあり、傾向としては1類は4b類・5b類より古いものといえる。したがって1類→4b・5b類の順序が設定できる。

さらに1類のみのグループはS I 01・04・11・19・74・78・121 住居跡の底径が口径の0.5以上の底径が大きなものと、S I 02・03・09住居跡の底径が0.5以下の底径の小さいものに分かれる。さてS X01の第2段階で第Ⅰ群に伴う第Ⅱ群の土師器杯は口縁付近にミガキはあるが1類の底径の大きい方のものである。したがって1類でも底径が大きなものがより古い傾向を示しているといえる。また底径の小さなものは器形としてはより新しい4b・5b類に近いこともそれを裏付けているともいえよう。

関和久上町遺跡の土器で、これまで述べたロクロ調整の土師器杯が伴うものとは異なった様相を示すのは資料の量は少ないが、S K45土坑・S I 151住居跡の土器がある。S K45土坑の土器は土師器高杯1点・S I 151住居跡は土師器の杯と甕のみであるが、他の遺構では見られない

高杯であることや杯も外面の段がS X01 工房跡よりも明確な点から他の土器群からは独立するものでありS X01 工房跡の第2段階に先行すると考えられる。形態からみて関和神社地区東側の包含層出土の土器もこれらに近いものである^{〔註2〕}。ただここで問題となるのはこれまで奈良時代と考えられていた土器群には高杯がほとんど無く^{〔註3〕}、S I 151 住居跡では第I群1類の杯に奈良時代の瓦が伴っていることである。このような脚の円筒部が短くなったものの例としては宮城県仙台市郡山遺跡第II期^{〔註4〕}・古川市名生館遺跡S I 225^{〔註5〕}などの例がある。共に伴う在地の土師器杯は第I群1類の内面に段か段の痕跡を残すものであり、S I 151 住居跡のような形態のものは伴っていない。S X01 工房跡第2段階の第II群1類の杯も内面に段がないことを考えるとS K45 土坑の土器はS I 151 住居跡に先行すると考えられる。

これまでのことをまとめると次のような土器群の順序となる。A群：S K45 土坑→B群：S I 151 住居跡→C群：S X01 工房跡第2段階→D群：S I 11・121 住居跡等底径の大きな第II群1類の杯からなるグループ→E群：S I 09 住居跡の第II群1類の底径の小さな杯からなるグループ→F群：S I 06 住居跡の第II群4b・5b類の土師器杯からなるグループである。

最後にこれら土器群の年代について検討してみたい。A群であるが前に述べた郡山遺跡第II期では須恵器の蓋は大型でカエリの有るものと無いものが共伴しており、7世紀第4四半期の時期が考えられる。それに対し名生館遺跡のもの須恵器蓋はカエリの消失したもので、須恵器杯・高台付杯は丸底風であり8世紀初頭頃と考えられる。S K45 土坑の土師器高杯は口縁部ヨコナデの幅が狭くケズリも杯部上半に及ぶなど名生館遺跡の例に近いのでA群は8世紀初頭頃の年代が与えられる。

B群は宮城県多賀城跡で多賀城第I期の竪穴住居跡群で類例が検出されてお^{〔註6〕}り、この時期はおそらく8世紀第2四半期のものと考えられる。

C群であるが、これはD群と同じような土師器杯が伴うのでD群の年代とも併せて考えなければならぬ。まずD群から見ていくとこの時期の実年代の根拠となっているものには岩手県水沢市胆沢城跡^{〔註7〕}・盛岡市志波城跡^{〔註8〕}の土器群がある。胆沢城跡ではその創建期の溝跡であるS D 114 下層から土器群が出土しており、この時期の杯は第II群1類とされている。また志波城に伴う竪穴住居跡出土の土師器杯も第II群1類が中心であり、第I群の土師器杯を出土する遺構は志波城の遺構により切られている。胆沢城の創建は延暦21(802)年であり、志波城は延暦22年であり弘仁年間には徳丹城に移っていったとされている。したがって第II群1類の土師器杯を中心としたD群は9世紀初頭には成立していたと考えられる。このことからC群の年代は8世紀後半の中に収まることは確実である。C群の前に須賀川市塚畑遺跡S I 48住居跡のようなC群から第II群の杯を除いたような土器群が成立すると仮定すると、C群の年代は8世紀の第4四半期とすることができ^{〔註9〕}る。

第2節 遺物

E群は他の遺跡でも独立した土器群としてとらえられており、器形・須恵器との共伴関係等からD群に後続するものである。F群と同類の土師器杯は福島市御山千軒遺跡^(註10)では底径が口径^(註11)に対し0.42程度の値を示す底径の小さな底面に回転糸切り痕を残す須恵器杯が伴っている。また宮城県仙台市安養寺中窯跡は貞観12(871)年に置かれた陸奥国修理府関連のもの^(註12)とされており、底径が口径に対して0.5程度の回転糸切り痕を残す須恵器杯が出土している。御山千軒遺跡の土器は安養寺中窯跡よりやや新しい可能性はあるが、F群はこの辺の年代が考えられる。多賀城では承平年間と考えられる灰白色火山灰層の下層ですでに須恵系土器と呼ばれる赤焼き土器が伴っている^(註13)が、関和久上町遺跡のF群土器ではそれが見られないので10世紀には入らないと考えられる。したがってF群の年代は9世紀後半、E群はその前で9世紀初頭よりは新しい時期が与えられる。(木本)

- [註1] 大越道正他 1981 『母畑地区遺跡発掘調査報告Ⅶ』 福島県教育委員会 勸福島県文化センター
- [註2] 木本元治 1985 『関和久上町遺跡Ⅲ－史跡指定調査概報－』 福島県教育委員会
辻 秀人
- [註3] 白鳥良一 1992 「陸奥の国における城柵・官衙の土器」『古代の土器研究－律令的土器様相の西・東』 古代の土器研究会 等
- [註4] 木村浩二他 1981 『郡山遺跡Ⅰ』 仙台市教育委員会
1984 『郡山遺跡Ⅳ』 仙台市教育委員会
1985 『郡山遺跡Ⅴ』 仙台市教育委員会
- [註5] 鈴木勝彦他 1992 『名生館官衙遺跡XⅡ』 古川市教育委員会
- [註6] 丹羽 茂他 1988 『宮城県多賀城跡調査研究所年報1988』 宮城県多賀城跡調査研究所
白鳥良一 1992 [註3] に同じ
- [註7] 伊藤博幸他 1977 『胆沢城跡－昭和51年度発掘調査概報－』 水沢市教育委員会
- [註8] 吉田 努他 1982 「太田方八丁遺跡(志波城跡)」『東北縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告書－XⅢ－』 岩手県教育委員会 日本道路公団
- [註9] 逸見克己 1986 「塚畑遺跡」『駅前地区遺跡調査報告Ⅲ』 須賀川市教育委員会
- [註10] 木本元治 1990 『福島県内の黒色土器(平安時代)』『東国土器研究第3号』 東国土器研究会
1992 『奈良～平安時代の須恵器杯及び轆轤土師器の編年研究への統計技法の応用』
『統計数理研究所共同研究レポート38 考古学における計量分析』
統計数理研究所
- [註11] 木本元治他 1983 「御山千軒遺跡」『東北新幹線関連遺跡発掘調査報告Ⅵ』 福島県教育委員会
日本国有鉄道
- [註12] 岡田茂弘 1974 「多賀城周辺における古代杯形土器の変遷」『研究紀要Ⅰ』 宮城県多賀城跡調査研究所
桑原滋郎
- [註13] 白鳥良一 1980 「多賀城出土土器の変遷」『研究紀要Ⅶ』 宮城県多賀城跡調査研究所

3 墨書土器

1 文字構成と内容

出土地点は大きく分けて、高福寺地区、上町東地区、関和神社地区の3地区であるが、3地区の墨書内容に大きな差異はなく、共通する墨書も存在する。

本遺跡の主な墨書土器一福、真、大、万倍、得寶、寺、山上、山本、山知〔註1〕などの文字構成は、各地の一般集落遺跡と共通している。例えば、福島県石川町達中久保遺跡一富、富・豊、真、千、万、本、朱、加、南〔註2〕など、千葉県八千代市井戸向遺跡第Ⅱ群一富、捉生、替、信會、佛、寺・寺坏〔註3〕などとはほぼ共通した文字構成である。また、「万倍」に類する例としては、千葉市有吉遺跡の「万加」〔註4〕、長野県松本市下神遺跡の「万仟」〔註5〕、千葉県八日市場市平木遺跡の「万福」「万加」「万立」などがあり、「倍」のみの例も千葉県船橋市本郷台遺跡から「倍」4点が出土している。「得寶」の類例は「得加」〔註7〕（千葉県東金市久我台遺跡）、「得万」〔註8〕（山形県川西町道伝遺跡）、「得上」〔註9〕（千葉県佐倉市大崎台遺跡）、「得来」〔註10〕（石川県小松市浄水寺跡）などがあり、とくに「得万」との共通性が注目される。「得来」を出土した浄水寺跡では、「玠」「玠来」「重玠」の墨書土器があるが、玠は珍の俗字であり、宝という意味がある。

2 文字の記載法と線刻文字

本遺跡の墨書土器の年代は、古くは8世紀前半にはじまり、9世紀中頃まで存続している。墨書土器の年代の判明するもののうち、約7割は9世紀前半で、その盛行期を示している。

最も古い墨書土器は高福寺東地区・S X 367 基礎地業出土の土師器杯で、底部に「大」と墨書されている。一般的に墨書の初期段階は底部に比較的小さく記す傾向にある。最も端的な例として、千葉県印旛郡栄町向台遺跡の墨書土器があげられる。向台遺跡は古代の埴生郡家跡とされる大畑Ⅰ遺跡〔註12〕に深い関連をもつ遺跡とされている。墨書土器は17点、線刻土器は26点、いずれも8世紀前半から半ばにかけてのものである。墨書・線刻されている部位はほとんど底部である。この期の土器の底部は比較的大きいにもかかわらず、それらの文字は土師器、須恵器ともにすべて底部に小さく丁寧に書かれている。S X 367 基礎地業の墨書土器「大」もこの特徴を備えている点、興味深い。

地方において8世紀段階では、墨書土器の広範な登場以前に、線刻で文字を記しているものが目立っている。本遺跡においても、S X 01 工房跡およびS I 17 住居跡から線刻「小」「大」「丙」はいずれも8世紀後半～末のもので、墨書土器の盛行期である9世紀前半に先行している。なかでも、「丙」は線刻とともに墨書が存在する。S I 01 住居跡出土の墨書「丙」は9世紀前半に属している。記銘方法および時期を異にするが、「丙」の字形は「丙」と共通している点で、注目すべきである。

第2節 遺物

3 字 形

筆者は「墨書土器とその字形」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第35集, 1991年)において, 東日本各地の集落遺跡の墨書土器は一般的傾向として限定されたわずかな文字を共通して記しており, さらにこれらの文字は, その字形にも共通した特徴を有していると指摘した。まず墨書土器の字形上で最も顕著なものは, 墨書土器一般にみられる2文字であたかも1文字のように密着させて書く字形“合わせ文字”である。この場合, しばしば字画を省略し, 上の文字の1画を下文字が共有してしまう例さえみられる。本遺跡関和神社地区S I 18住居跡出土の「^{〔註13〕}𠄎」は, 「山上」の合わせ文字と判断できる。この字形は, 千葉県東金市作畑遺跡においては全く同じ字形「^{〔註13〕}𠄎」が出土しているだけでなく, 「^{〔註13〕}𠄎」(田上)を共伴している。また, 上町東地区S I 02住居跡出土の「^{〔註14〕}𠄎」は上の文字の1画を下文字が共有しているものと理解すると, 「山本」の合わせ文字とみることができる。字画の省略はないが, その類例は福島県会津若松市上吉田遺跡の「^{〔註14〕}𠄎」があげられよう。

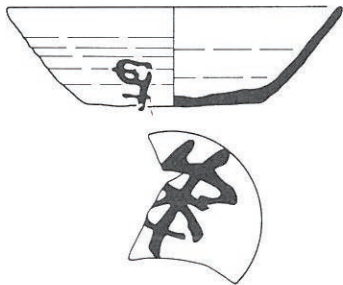
漢字の種類および各種の書体のいずれをとってみても直接的に通常の漢字に該当しない文字が,



「山上」と「田上」(千葉県作畑遺跡)



写真提供 山武考古学研究所



「山本」(福島県上吉田遺跡)



(群馬県下湖名遺跡)

第117図 合わせ文字・特殊字形の類例

近年の墨書土器の増加とともに各地で目立つようになってきている。上町南地区のSD94溝跡出土の「𠄎」は上部および左端が欠損しているが、各地で数多く類例が存する。その類例は、山形県川西町道伝遺跡の「𠄎」^{〔註15〕}、群馬県境町下瀧名遺跡の「𠄎」などがあげられる。我が国における古代の墨書土器にみえる「𠄎」およびそれに類する字形は、おそらく則天文字や道教の呪符の影響と考えられる。言い換えれば、則天文字や呪符の符籙が人々に強烈な印象を与え、我が国において「𠄎」や「𠄎」のなかに別の漢字を入れるものもあり、一種の吉祥または呪術的な意味を含めた特殊な字形として使用していたのではないかと推測することができる。

4 ま と め

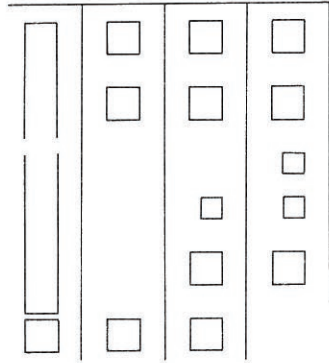
上記の考察で明らかのように、本遺跡の文字構成・字形などの点において各地の一般集落遺跡と多くの共通性を有している。たしかに地方の郡家以下の官衙遺跡の墨書土器は、その周辺の集落遺跡とその文字内容など、共通する点が数多く認められ、その点が古代の郡家などの地方官衙の本質を考える上でも重要な要素というべきである(拙稿・前掲論文)。しかし、関和久遺跡の墨書土器と比較すると大きな差異がある点を無視することはできない。すなわち、関和久遺跡においては白河郡家を象徴する数多くの「白」をはじめ、「万呂所」「厨」「大家」「水院」「舎」「郡」「驛家」「屋代」など官衙遺跡の特色を示す墨書内容から構成されている。この墨書土器の相違は本遺跡と関和久遺跡を比較検討する上で、一つの重要な素材となることだけは指摘することができるであろう。(平川)

- 〔註1〕 目黒吉明他 1979 「達中久保遺跡」『母畑地区遺跡発掘調査報告書Ⅲ』福島県教育委員会 勸福島県文化センター
- 〔註2〕 藤岡孝司他 1987 「井戸向遺跡」『八千代市井戸向遺跡-萱田地区埋蔵文化財調査報告書Ⅳ-』千葉県文化財センター
- 〔註3〕 栗本佳弘他 1975 「有吉遺跡」『千葉東南部ニュータウン3』有吉遺跡(第1次)千葉県都市公社
- 〔註4〕 石上周蔵他 1990 「下神遺跡」『中央自動車道長野県埋蔵文化財発掘調査報告書6-松本市内その3-下神遺跡』長野県埋蔵文化財センター
- 〔註5〕 小久貫隆史他 1988 「平木遺跡」『八日市場市平木遺跡』勸千葉県文化財センター
- 〔註6〕 1982 「本郷台遺跡」『墨書土器Ⅰ』船橋市郷土資料館
- 〔註7〕 萩原恭一他 1988 「久我台遺跡」『東金市久我台遺跡』勸千葉県文化財センター
- 〔註8〕 藤田宥宣他 1984 「道伝遺跡」『山形県川西町道伝遺跡発掘調査報告書-置賜郡衙推定地-』山形県川西町教育委員会
- 〔註9〕 1985~87 「大崎台遺跡」『大崎台遺跡発掘調査報告Ⅰ~Ⅲ』佐倉市大崎台B地区遺跡調査会
- 〔註10〕 1988 「浄水寺跡」『浄水寺跡発掘調査報告第1分冊-浄水寺墨書資料集-』石川県立埋蔵文化財センター
- 〔註11〕 石田広美他 1985 「向台遺跡」『主要地方道成田安食線道路改良工事(住宅地関連事業)地内埋蔵文化財発掘調査報告』勸千葉県文化財センター
- 〔註12〕 小林清隆 1985 「大畑Ⅰ遺跡」『栄町大畑Ⅰ-2遺跡』勸千葉県文化財センター
- 〔註13〕 「平作畑遺跡」『千葉県東金市作畑遺跡発掘調査報告書』山武考古学研究所
- 〔註14〕 佐原崇彦他 1990 「上吉田遺跡」『東北横断自動車道遺跡調査報告9 船ヶ森西・上吉田遺跡』福島県教育委員会 勸福島県文化センター
- 〔註15〕 1978 「下瀧名遺跡」『下瀧名遺跡発掘調査概報』境町教育委員会

第2節 遺物

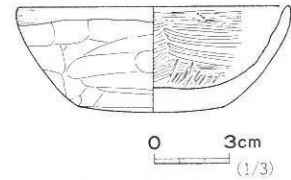
4 漆紙文書

1 釈文



2 形状

杯の内面には全面に漆が付着しており、底部ではとくに厚く固まっている。文書はその裏面に密着しており、直径約8cmの円形上に残存している。文書は全体的に大きく波打った状態である。また、上・下2枚の紙が重なり合っている部分があるが、本来は1枚の紙であったものが、端で二つに折れて重なったものである可能性が強い。墨痕はその下紙にのみ認められる。文書の部分には5ヶ所にわたって径1~2cm程の陥没がみられる。



第118図 漆紙文書付着土器

文字の遺存の仕方としては、一般的にふた紙とする文書の表裏と漆の付着状況によって、およそ4ケースが考えられる。

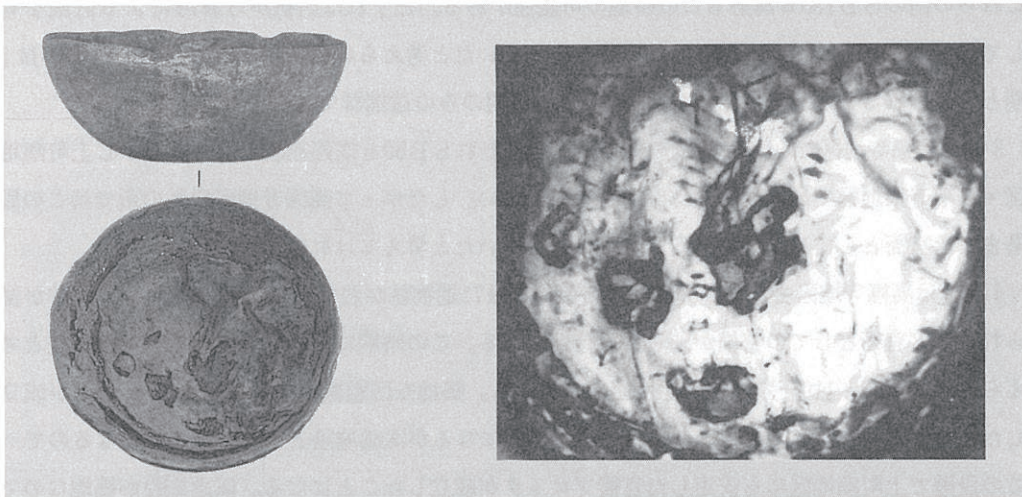
- (イ) 文書を表として、裏面に漆が付着している場合で、文字は正位文字で読みとれる。
- (ロ) (イ)と同様の場合で、文字は正位文字と左文字が同時に読みとれる。表の文字の画数の一部が失われるくらいに風化した場合は、紙背の文字は左文字として読みとれる状態となる。すなわち、紙の本来の厚さが表から次第に失われることにより、紙背の文字が明確となるのである。
- (ハ) (イ)と同様の場合で、紙背文書の左文字のみが読みとれる。
- (ニ) 左文字の一部または全く文字が認められないもの。文字の遺存の最も悪いケースは、紙の厚さがほとんど失われ、漆付着面の文字(左文字)がすでに画数を一部失っているものである。

本文書の文字の残存状態は、この4ケースのうちの(ニ)に相当する。本断簡の場合は紙面の風化が著しく、残存した墨痕はやせ細ってしまっているために、現状では、文字は細い線状を呈しているのである。良好な部分では、墨痕は太いのもとはは全体的にもっと太い筆跡と考えられる。

3 内 容

- ①本文書には、墨による横界線1本、縦界線4本が認められる。墨界は墨色濃く残存しており、正倉院文書中の公文類の薄墨による界線とは異なっている。
- ②横界線の上には最大で1.6cmほど紙が遺存している。また縦界線は天界から最長で6.4cmほど認められる。なお、谷状になった部分に引かれた界線は一部肉眼でも確認できるほど明瞭である。
- ③界幅は左から1本目・2本目間および2本目・3本目間がそれぞれ2.0cmであり、他はシワのため計測不能である。
- ④文字は約1.4cm四方をはかる。
- ⑤本文書の性格については、現段階では未判読であるので、不明とするほかはない。ただし、界線を有することから、通常の役所間できり交わす請求文書や貢進文書などの類ではなく、まず、帳簿類や典籍類の可能性が考えられるであろう。帳簿類の場合、戸籍・計帳をはじめ、多くの帳簿は、集計や行頭位置を異にする内容等の関係から上部に複数の横界線が存在する。本文書の場合、径8cmの残存部に横界線は天界のみである点から判断すると、典籍類に該当する可能性が大きいといえよう。結局のところ、未解読の状態では、文書の性格をこれ以上推測することは慎むべきであろう。

漆紙文書に関する小稿は、前回調査の成果（『関和久上町遺跡Ⅱ』1984年）に大きく依りながら、若干の訂正を加えたにとどまる。前回調査の際に御協力いただいた白鳥良一・佐藤和彦両氏に対し、改めて謝意を表する次第である。 (平 川)



第119図 S I 11住居跡出土漆紙文書付着土器・赤外線テレビ写真

第3節 関和久上町遺跡の変遷と性格

関和久上町遺跡は各地区ごとにより異なった様相を示しながら変遷したことは先に述べてきた通りである。これをさらにまとめると官衙地区としての変遷を示す高福寺地区・高福寺東地区・上町南地区と、工房・官衙周辺施設の性格の濃い変遷を示す関和神社地区・上町東地区に分けることができる。これら2つの性格を示すブロックとしての変遷を検討し遺跡の性格を考えることとする。その場合、時期区分は最も古い時期から新しい時期までまとまった変遷がとらえられている高福寺地区を基準として用いることとしたい。

1 官衙ブロックの変遷

高福寺地区の建物群は7世紀末頃の1期、8世紀中頃～後半の2期、8世紀後半～末頃の3期、9世紀初頭頃の4期、9世紀前半の5期、9世紀後半の6期に分けられている。

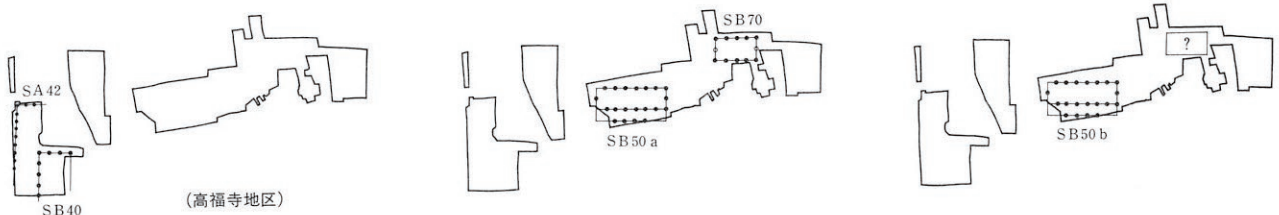
1期の遺構は高福寺地区西側のS B 40建物跡とその周辺を区画するS A 42一本柱柱列のみであり、他の地区には検出されていない。おそらく1期の官衙遺構が存在するのは高福寺地区西側から、かつて軒丸瓦1100を中心に多量の瓦が出土した集落西端の県道沿いまでであろう。

1期と2期の間は約50年の空白となるが高福寺東地区・関和神社地区東斜面でこの時期の遺物が出土している。高福寺東地区のものはS I 151住居跡に伴うもので官衙建物は確認されていない。関和神社地区東斜面のものは包含層出土のもので、伴う遺構は不明である。

2期には高福寺地区の中心建物となるS B 50建物が建てられる。長期間安定した形で続く高福寺地区の官衙ブロックが成立するのがこの時期である。上町南地区ではS B 102・103建物が建てられ官衙ブロックが成立する。S B 104建物跡はS B 102建物跡の脇に付属する棟門であり、これらの南のS D 133 a溝跡もこの時期の可能性がある。とすれば当初から溝跡による区画を有しており、高福寺地区とは異なった構造を持っていたと考えられる。しかもS B 102建物跡は3期と考えられるS I 132住居跡に切られており2期だけの遺構群であるのも特徴である。

3期は高福寺地区でS B 50建物の建て替えが行われS B 50 b期建物跡となる。しかし上町南地区・高福寺東地区では官衙遺構は確認されていない。したがって高福寺地区以外の所ではこの段階までは官衙としてはかなり不安定な変遷をしていたと考えなければならない。

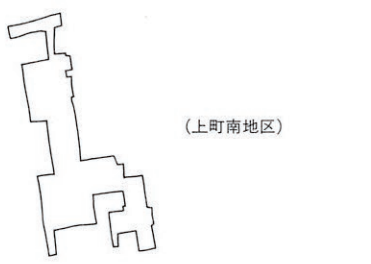
4期には高福寺地区ではS B 50建物跡の東にS B 71建物跡が建てられ、区画溝S D 83溝跡が掘られるなど官衙としての整備が図られる時期である。この時期に上町南地区では築地の寄柱と考えられるS A 93・110一本柱柱列が検出されている。築地を区画施設に持つ官衙ブロックが成立したと思われる。これは5期には一本柱柱列になるが区画施設として続くことになるので、この段階で上町南地区にも安定した官衙ブロックが成立したことになる。区画施設が築地なのでかなり重要な施設であったものと推測できる。高福寺東地区にも官衙ブロックが成立するが、単



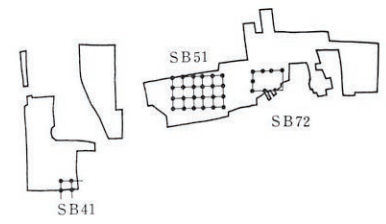
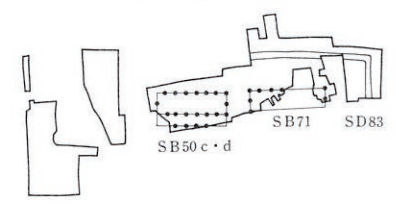
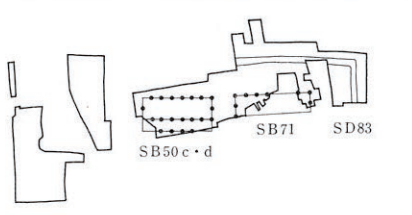
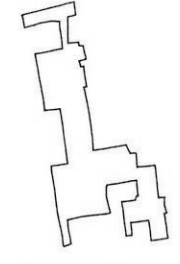
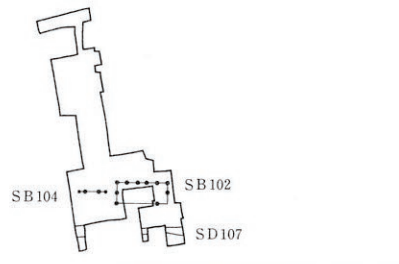
1 期

2 期

3 期



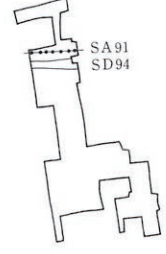
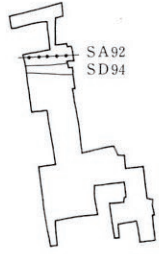
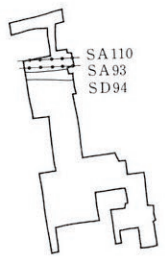
(上町南地区)



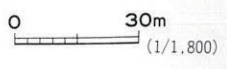
4 期

5 期

6 期



第 120 図 高福寺・上町南地区主要遺構変遷模式図



期のみの建物が多くやや傾向を異にしている。

5期は高福寺地区では4期を踏襲するが、上町南地区では区画施設が築地から一本柱柱列のSA92に変わる。官衙ブロックの性格が変わったのか、施設を簡略化したのかは不明である。

6期は高福寺地区ではこれまで安定して続いてきたSB50建物跡が総柱のSB51建物跡に変わり、SB71建物跡は小形のSB72建物跡になり、しばらく建物の無かった地区の西側にも総柱のSB41建物跡が建てられるなど大きな変化がみられる時期である。それに対し上町南地区は区画施設が5期と同じ一本柱柱列のSA91で構造に変化は認められない。これは高福寺地区との性格の違いを示すものであろう。

これらの地区の変遷の特色をまとめると次のようになる。最も古い7世紀末頃の遺構は高福寺地区付近にのみ見られ、最初の官衙ブロックは小規模な形で高福寺地区西側付近に成立したものと考えられる。

8世紀中頃には官衙が上町南地区にまで広がるが、上町南地区はまだ長期間同じ構造の建物群が営まれるという意味での安定した状態では使用されていない。

9世紀初頭頃には高福寺地区では大がかりな整備が行われ、最も建物群が充実することになる。この時期になって上町南地区でも安定して使用され続ける官衙ブロックが成立し、高福寺東地区でも官衙ブロックが出現する。

9世紀後半になると高福寺地区は建物群の大きな構造の変化が認められるが、上町南地区では前の時期を踏襲した形で続くらしい。そして各地区とも10世紀の遺構は認められないので、10世紀には建物群は消滅していたと考えられる。

以上のことから高福寺地区・上町南地区・高福寺東地区ともに独自の变遷をしており、これらの官衙ブロックの大きさは各地区の位置関係・遺構の配置から50～60m程度と考えられる。しかし各地区の変遷は完全に独立したものではないことは9世紀初頭頃にどこでも大きな変化があることから明らかである。おそらくこの遺跡変遷の差は各地区の性格の差を示しているものと考えられよう。

2 周辺地区の変遷

関和神社地区と上町東地区は他の地区とは異なった遺構のあり方と変遷を示している。

この地区で確実に奈良時代と考えられる遺構は関和神社地区のSB02建物跡と上町東地区のSX01工房跡がある。SX01工房跡は鍛冶工房でその開始時期は床面出土土器から2期と考えられ、終末は堆積土出土の土器から3期であり、4期には確実に埋まっている。上町東地区は4期以降は一般的な竪穴住居跡が分布する地区となっている。

関和神社地区のSB02建物跡の性格は不明であるが、3期の竪穴住居跡のSI17・18・20住居跡からは漆付着土器や埴塼など工房関連の遺物が出土しており3期には工房群がこの地区にあっ

第3節 関和久上町遺跡の変遷と性格

第9表 遺構変遷一覧表

時期 区分	関和久遺跡		関和久上町遺跡						関和久窯跡	
	明地(正倉地) 区	中宿・古寺地 区	高福寺地区	上町南地区	高福寺東地区	関和神社地区	上町東地区	福蔵地区		
7世紀 末葉	I 期	A 期	1期	SD44 SA42 SB4 SK45						
8世紀 前半	II 期				SX367 SI151	SB02? SB03? ?				3号窯
8世紀 中葉 ～ 末	III a 期	B 期	2期	SB50a? SD62 SB70	SB102?~105 SD133b	SI150	SI16 SI17 SI18	SX01		
			3期	SB50b	SI132	SD163	SI20・121			
9世紀 前半	III b 期	C1期	4期	SB71 SI74 SI76 SB50c・d SI79	SA93・110 SA92	SB155 SB156 SB157・160 SB153・159	SB120 SI11 SI09 SI14	SI05 SI01 SI04 SI03		1号窯
			5期	SD83	SA91 SD94		SI15 SI19			
9世紀 後半	IV 期	C2期	6期	SB41 SB51 SB72		SK161		SI06		
10世紀	V 期	D 期								

たとえられる。4期の竪穴住居跡も分布するが、それは上町東地区同様に工房関連の遺物は出土していない。

したがって関和神社地区と上町東地区は2～3期に工房地区として成立したものが、4期にはその性格を失って他の機能を有しながら存続していたものと思われる。官衙地区が消滅する時期にはこの竪穴住居群も消滅するので、官衙と密接な関連を有した地区であることだけは確かであろう。

3 関和久遺跡との関連

次に関和久上町遺跡に近接し、ほぼ同時期に存在した官衙で関和久上町遺跡の遺跡の性格を考える上で重要な位置にある関和久遺跡との比較を行うことにする。

関和久遺跡は阿武隈川の広い段丘面上にある明地地区と、それより一段高い面にある中宿・古寺地区に分けられている。明地地区は7世紀後半頃に成立した倉庫群を中心とした地区で、7世紀末か8世紀初頭頃に掘立柱の倉庫が礎石の倉庫にかわり、9世紀前半に倉庫の一部が床束のある大形の掘立柱建物に変わるなどしながら9世紀末～10世紀前半頃まで続いている。その遺構のあり方から古代白河郡の正倉院と考えられる。

中宿・古寺地区はその西部の官衙ブロックを中心に調査が行われている。この地区の建物はすべて掘立柱で、最初7世紀後半～8世紀初頭頃と考えられる長大な建物が出現し(関和久A期)、やや時間を置いて8世紀中頃に棟門を有する一本柱柱列で区画された南北に長い官衙ブロックが成立する(B期)。このブロックではほぼ2×5間の東西棟建物が南北に並ぶ配置をとっている。これが9世紀初頭には区画施設の大規模な改修が行われ、それまで南面と北端にあった棟門は四脚門となり、新たに東面に八脚門が開かれ一本柱柱列に沿って大溝が掘られる(C期)。このブロックの終末は大溝出土の土器から10世紀前半～中頃と考えられる。

関和久C期の初めには八脚門の東に目隠し塀を隔てて南面廂の大型建物が建てられ、それに伴って「白」「厨」「水院」等の墨書土器器杯が多く出土している。「厨」「水院」の墨書からこの建物は「厨院」の一部であると考えられるし、目隠し塀で区画されていることも「院」を構成していた証拠であろう。また墨書で一番多いのは「白」で総計30点になる。これが白河郡を表わすとすればこの杯は白河郡の公式行事に用いられるものである可能性が高い。この「白」の墨書の杯が「厨」の杯と共に八脚門付近の溝からも出土している。これは土器が厨院から門方面に運ばれ使用されたことを示している。厨院の重要な役割の一つに国司饗饌の準備であったとされている。とすれば、中宿・古寺地区の西官衙ブロックは国司饗饌の行われる場所である「館」とすることができよう。

さてこの関和久遺跡で確認された3種類の施設のうち中宿・古寺地区の西官衙ブロックと高福寺地区の変遷が終末を除いてほぼ一致していることは注目しなければならないであろう。

両地区とも7世紀後半代の最初の官衙遺構が一時期のみで消滅し、その後しばらく時間を置いて8世紀中頃に成立した2期目の官衙が安定して続き、9世紀初頭にその大改修が行われる点ま

第3節 関和久上町遺跡の変遷と性格

で一致している。したがって両官衙ブロックとも同じ計画によって造営されていたものと考えべきであろう。とすれば高福寺地区の官衙ブロックは郡家、特に「館」と関連が考えられる地区であったものと考えなければならない。

4 関和久上町遺跡の性格

ここで関和久上町遺跡は何かを検討してみたい。関和久遺跡での遺構のありかたを考えると、まず郡の「正倉院」の可能性は否定できよう。

「館」の一部についてしてみると著名な『上野国交替実録帳』^{〔註2〕}によれば、「館」は「一館」から「四館」までであるので、それが関和久上町遺跡にあってもおかしくはない。しかし、同文献によれば各館ともほぼ4棟の建物からなり、かつ同じような構造をとっていたらしいが、中宿・古寺地区の西官衙ブロックと高福寺地区の官衙ブロックでは違った建物配置をとっているため高福寺地区ではないと考えられる。上町南地区も时期的には重複するので可能性は少ないであろう。

「郡庁院」の可能性について見ると、高福寺地区のS B 50 建物跡は大型で南面に甍を有する点等から「正殿」に相当するものであろう。しかし、正殿規模の建物が東西に2棟並ぶのは不自然であるし、片一方が正殿としてもその脇に同じ規模の建物を増築するのも変な話である。したがって高福寺地区は「郡庁院」ではない可能性が高い。しかし、近江国栗太郡家跡である滋賀県栗東町岡遺跡^{〔註3〕}では9世紀になると構造が変わり、方形の溝で区画された2間×5間の建物が2棟並んだ部分を郡庁としている。しかし郡庁内では増設はないようである。ただこの遺跡では各時期とも郡庁とされる部分に接して構造の異なる官衙ブロックが営まれており、ブロック別に異なった区画施設を有するなど全体としてかなり複雑な構造をとっている。この意味では高福寺地区・上町南地区に一番近いのは岡遺跡の例と思われる。したがって関和久上町遺跡内部に古代白河郡家の郡庁がないとは断言できないのが現状である。

もう一つの可能性は以前から言われていた白河軍団の可能性である。この仮定には次のような問題点がある。第1は続日本紀で白河軍団の設置年代とされる神亀5年(728年)に相当する官衙遺構が検出されていない点である。第2は関和久上町遺跡が最も充実するのは白河軍団が重要な役割を果たした8世紀の征夷事業が一段落した9世紀前半であること。第3点はまだ白河軍団が存続している10世紀に関和久上町遺跡では官衙遺構が存在していない点である。以上のことから少なくとも白河軍団の可能性はほとんど無いと考えられる。

以上のことから、関和久上町遺跡で現在まで検出された官衙遺構は古代白河郡家の郡庁周辺の官衙である可能性が高い。(木本)

〔註1〕 平川 南 1983 「「厨」墨書土器論」『山梨県史研究』創刊号

〔註2〕 前沢和之 「上野国交替実録帳」群衙項についての覚書 『群馬県史研究7』

〔註3〕 平井寿一他 1990 「岡遺跡の時期と変遷」『岡遺跡発掘調査報告書 1次・2次・3次調査』
栗東町教育委員会 (叻栗東町文化体育振興事業団)

第4節 文献的考察

～関と軍団を併置する白河郡～

古代白河郡は、『和名抄』によれば17郷から成る陸奥・出羽唯一の大郡である。『延喜式』諸国駅伝馬では、雄野(和名抄では小野)・松田を駅馬五匹として駅家郷扱いだから『和名抄』で「小野・駅家」と書くのは重記で小野駅家として1郷とみるべきであろう。それでも大郡(16郷以上)にランクされることにはかわりはない。

1 白 河 関

関と軍団を併置する郡は、白河郡以外には確認できない。白河関と対でとらえられる長門関が豊浦郡にあれば、豊浦関(統日本紀 神護景雲元年)の存在から白河郡同様となる。穴門豊浦官(神功紀摂政元)の地に豊浦関(長門関)を考える説があるが、^{〔註1〕}明らかではない。『大宝令』の「関市令」では、関は交通・輸送の統制機関の性格を示し、「軍防令」では三関(鈴鹿・美濃・愛発)は当該国司が守固の任に当り、鼓吹・軍器を置き、軍団の兵士を分番させて警固に当らせる、として軍事的性格を示している。『義解』では、境界のほとり(陸奥・出羽か)に臨時に設置された関も同じ、としている。「公式令」では通過の手続きを示し、「職員令」では過所の所管について記した中に、特に三関国は関刻及び関契の事を掌るとし、関刻について『義解』は、律に依り関は検判の処、刻は塹柵の所と解説しているのは注目される。大国・上国の駅鈴は三口なのに、三関国と陸奥国は四口で同等に扱っている点も重要であろう。

白河関の初見は、『河海抄』延暦十八年十二月十日の「太政官符 応給考陸奥国外散位三十三人事 擬郡司廿八人 白河・菊多刻守六十人自余略之 右直国府外散位等如件、省宜承知依件給考」で『弘仁格抄』では「応給考陸奥国外散位参任拾参人 延暦十八年十二月十日」とある。両者で「任」の一字が違うが、白河・菊多の刻に30人ずつと思われる刻守が配置されていることが知られる。これは散位で官人であるから、さらにこの下に「軍防令」によって軍団兵士が分番していたのであろう。承和二年十二月三日の『類聚三代格』太政官符に「旧記を調べてみると白河・菊多刻を設置以来今年で四百余年、越度があれば重い処罰で臨まなければならない。律令を調べても本刻の条文はなく、罪状取調べができない。この国は俘囚の数が多く刻の出入りは意のままである。もし通行を取締らなければ何のための守固なのか。のみならず官に進める雑物の種類も数も多い。この物資を、旅の商人共がひそかに買取って持ち去ってしまう。願わくは通行取締りを長門の関同様の扱いにしてほしい」と国の裁断を求めたのに対して、長門国の関に準じて執行すべしとしている。『続日本後紀』承和二年十二月四日の大政官符で「夷俘の出境は久しく禁止されているにもかかわらず自由に入京する者がある。官符によって陸奥・出羽按察使ならびに国司・

第4節 文献的考察

鎮守府等を譴責する」とある。1日遅れの日付で全く逆の状態を書いているのは、いったいどういうことなのか理解に苦しむ。本来の機能を果たしていない実態が露呈したので、建前上の処分なのか。

延暦18年の官符で、「軍防令」の規定どおりの集団の様子が読み取れ、承和二年の大政官符では、「関市令」の機能を述べている。旧記とは何かは別としても、白河・菊多割を設置以来835年で400余年としているのはどうことだろう。白河・菊多割の新設は435年頃となる。井上光貞氏は、『倭王武の上表文』「昔より祖祢みずから甲冑をつらぬき、山川を跋涉し、寧所に違あらず、東は毛人を征すること五十五国…」とある倭王武の实在年代478年を裏づけるため「白河・菊多のふたつの関は、それが置かれてから四百余年」と書いてあるのも、やや弱いながら一つの傍証である。835年から四百年前は5世紀前半で、上表文の年より半世紀ほど前のことになり、上表文の「祖祢」の時代とほぼ一致する、と述べている。^{〔註2〕}5世紀前半の白河割を守固したのは、白河国造の国造軍だったのであろうか。『三代実録』貞観八年正月廿日に「常陸国鹿島神宮司の言によれば、大神の苗裔神は陸奥に三八社ある。古老に聞くに延暦以後大神の封物を割いて陸奥の苗裔神に奉幣していた。しかし、弘仁年間中止した。これによって諸神は崇をなし、ものけがまことに頻繁となった。嘉祥元年常陸国が公文書をもって陸奥国に向かった。陸奥国では旧例にない称して勿来関に入ることを許さなかった。止むなく宮司等は関の外の河辺に幣物をはらい捨てて帰った。それ以後、神の祟りが止まず、国内は干害と疫病が止まない。望み請うらくは陸奥国に下知し、勿来関の出入りを許可し、諸社に奉幣して神の怒りを解くために大神の幣物を奉りたい。」太政官はこれを許可した。承和二年の太政官符の通り、31年後も守固していることがわかる。白河関も同様と考えられるからである。

一遍聖絵の白河関(京都 歎喜光寺蔵)は正安元年(1299年)完成で、関屋と関守、玉津嶋神社・住吉神社(境明神)・空堀・柵木(空堀の外側)などが秋の風景画として描かれている。数百年後の描写であるが、塹(堀)・柵(柵木)を書いて割を彷彿とさせる。文治五年(1189年)の源頼朝の奥州合戦の際、お供の梶原景季が7月29日に詠んだ「秋風に草木の露をはらはせて、君が越ゆれば関守もなし」は事実、白河関は廃止されることを意味していよう。なお白河関は旗宿説(史跡)、白坂説(国道294号)があるが、近年白坂玉津嶋神社(境明神)向かいから掘立柱列十数個が発見され、境明神西側に平行する杣道があって権現外屋・唐門・古海道の名が残されていることもわかり、また多くの削平段(二つの中世寺院址を含む)・清水なども判明している。

2 郡家と軍団

郡衙と軍団の関わりについては未だ明らかではない。静岡市の伊場遺跡から出土した墨書土器に「布知厨」と書かれていた事から遠江国敷智郡衙に想定された。伊場遺跡の北西で近距離にある可美村の城山遺跡から出土した墨書土器に「少穀殿」とあり、伊場遺跡からも「竹田二百長」が出土していることから、八木勝行氏は敷智郡衙の区域内に軍団施設も含まれているとみることも

第10表 軍団関連事項一覧表

	西 曆	和 曆	事 項
①	701	大宝元年	大宝律令で軍団成文化。
②	713	和銅 6年12月 2日	丹取郡新設 713～727年の間に丹取団新設。
③	718	養老 2年 5月 2日	陸奥国を割いて石城・石背国,常陸国多珂郡を割いて菊多郡を置く。
④	719	養老 3年10月	京畿内及び七道諸国の軍団ならびに大少毅兵士等の数を減定し,志摩・若狭・淡路三国の兵士を全廃する。
⑤	720	養老 4年 9月28日	蝦夷反乱し,按察使上毛野朝臣広人を殺す。
⑥	724	神亀元年 3月25日	海道蝦夷反し,大掾佐伯宿称兒屋麻呂を殺す。
⑦	728	神亀 5年 4月11日	白河軍団を新たに置き,丹取軍団を改めて玉造軍団と為す。
⑧	715～740	靈龜元～天平12年	丈部大麻呂(安積団?兵士と推定)年廿九・左類黒子。陽田郷川合里(多賀城木簡)
⑨	715～740		新田郡仲村郷他辺里長 二百長(玉造軍団)丈部咎人(木戸瓦窯跡文字瓦)。
⑩	739	天平11年	全国兵士廃止。白丁を点じて国府の兵庫を分番守備。但し,陸奥出羽三関国(伊勢・美濃・越前)は越後・長門・太宰府管国とともに除外。
⑪	743～750	天平15～勝宝 2年	陸奥守百済王敬福の時,他国の鎮兵を廃し当国兵士を加点。
⑫	746	天平18年	京畿内及び諸国の兵士は旧に復す。
⑬	746	天平18年12月15日	陸奥国団六院 大毅六人 少毅六人。
⑭	768	神護景雲2年9月22日	前陸奥守百済王敬福の旧例に依り,兵士四千人を点加し,他国鎮兵二千五百人を停む。
⑮	780	宝龜11年 3月	三関国と辺要(陸奥・出羽と太宰府管国)以外の国は,段富百姓と交替し,兵数も減省。
⑯	780	宝龜11年 9月	行方団口毅 上毛野朝臣(多賀城漆紙文書)
⑰	780	宝龜11年12月27日	伊治公皆麻呂の征討軍が逆に包囲され,桃生・白河郡神十一社に祈願して脱出(征討軍は白河軍団か)
⑱	年不詳		(表)白河団進上射□□□□合廿四人 □守十八人□□和徳□□火長神人味人 (裏)大生部乙虫□□部嶋□丈部力男 大伴部建良。(多賀城木簡)
⑲	789	延暦 8年 6月 3日	阿弭流居に挟撃され,磐城の別将丈部善理(磐城軍団大毅?),会津の進士高田道成・会津杜麻呂(安積軍団兵士?)ら戦死。
⑳	792	延暦11年 6月 7日	京畿・七道諸国の軍団兵士全廃し健児とする。但し,陸奥出羽佐渡等の国及び太宰府は辺要にして備えなかるべからず。有る所の兵士は,宜しく旧により置くべし。
㉑	802	延暦21年	長門の軍団復活。
㉒	802	延暦21年	胆沢城,翌年志波城完成。
㉓	806	大同元年	陸奥出羽正員の他郡司・軍毅を擬任。
㉔	809	大同 4年 5月11日	陸奥国四団軍毅十二人。軍毅にも職分田支給。
㉕	811	弘仁 2年 4月22日	陸奥国海道十駅を廃し,常陸と結ぶため長有・高野駅家新設。機急を告げる為なり。
㉖	811	弘仁 2年閏12月11日	征夷將軍文室綿麻呂 兵士二千人を置きその余は解却を奏上。
㉗	815	弘仁 6年 8月23日	旧数名取団千人・玉造団千人から,新たに白川団千人・安積団千人・行方団千人・小田団千人を加え六番交替制とする。此国は鎮兵の外に更に兵士を点ず,多ければ即ち一万,少なければ即ち二千,機に応じ変に従って定例あることなし。
㉘	826	天長 3年	太宰府管内に存置された軍団兵士を全廃。
㉙	843	承和10年 4月	陸奥国,甲更一千人を加え,本と併せて八千人とし,六番から八番交替制とする。(団を置かず諸団に加える)。
㉚	年不詳		安積団解申□番□ □事 畢番度玉前刻還本土 安積団会津軍番度還。(多賀城木簡)
㉛	848	承和15年 5月13日	磐城団擬少毅陸奥丈部臣繼嶋,伊具郡麻統郡戸主磐城団擬主張陸奥臣善福とみえる。
㉜	869	貞観11年 3月15日	名取団大毅刑坂宿称本繼に外従五位下を借授。
㉝	877～ 885	元慶元年	七団軍毅主張世五人糶米を給すべき事。国府廿人 鎮守府十五人。
㉞	927	延長 5年	延喜主税式兵糧 凡陸奥国七団軍毅,主張世五人糶米太宰府統領に准じ,正税を以て之を給す。
㉟	1034	長元 7年12月15日	白河団擬矢八 占部宿称安信の名がみえる。

第4節 文献的考察

^{〔註3〕}
可能になった」と述べている。『出雲国風土記』には「意宇軍団即ち郡家に属けり」とあって、郡家と軍団が近接して配置された例もある。しかし、同国でも熊谷軍団飯石郡家東北廿九里一百八十歩、神門軍団郡家正東七里などあって、意宇軍団は例外である。また松本政春氏は「少毅殿」について、敬称付きの名辞は少毅が賓客の立場にあることを示しており、軍団の少毅が客として迎えられ場として郡家こそが当該遺跡に最もふさわしいとする説が出されているが、郡衙の区域内に軍団が存在していたと考えれば、そのことは何ら支障とはならないであろう^{〔註4〕}、と述べている。

郡衙と軍団の関係を示すものに、軍毅と「神火」の関わりがある。『続日本紀』宝龜4年(773年)8月27日条に「諸国の郡司の官物を焼く者は、主帳已上は見任を解く。其の政に従ひて入京し、および放火の賊を獲へて功効称すべき者は、事を量りて処分す。また譜第の徒の情に覬覦を狭みて、こと故に焼くに渉る者は、一切に銚擬を得ること勿れ。乃ち郡中の明廉清直にして時務に堪へたる者を簡みて恣に任用せしめよ。当団の軍毅の火を救はざる者も亦郡司に准じて解却す」とある。このことについて松本政春氏は軍毅は国内の緒施設の警備任務をもっていたことは確かである。軍毅が郡家の警備責任を負っていたのであれば、郡家や官物が焚焼するという事態に直面して軍毅は積極的に消火に従事したはずであろう(中略)。軍毅は意図的に職務をサボタージュしているようであり、律令政府はその事実を察知しているものと思われる。このことは軍毅も「神火」事件に深く関わっていることを物語るものではあるまいか^{〔註5〕}、と指摘したうえで、その理由を、郡家が焚焼した際、軍団の「当色庫」(軍団庫)への類焼により、軍毅が欠損を隠蔽しよう^{〔註5〕}と意図して消火活動をサボタージュしていたと考えられる、と述べている。

軍毅が郡領に准じて処分される職務関係にあったり、郡衙の正倉の「神火」で軍団庫が類焼するような配置関係にあることはすべてに当てはまらないにしても注目に値する。

3 陸奥国軍団の変遷

陸奥の軍団数については、戦前から諸説ままあるが、戦後体系的に論ぜられたのは板橋源氏であった。氏は栗田寛の10団(名称をあげたのは8団)説、八代国治の7団説、川上多助の7団説を紹介した上で、軍団数は固定(静体的)でなく変遷(動体的)であることを実証された。それによると6団(天平18年)、4団(大同4年)、2団(弘仁2年)、6団(弘仁6年)、7団(承和15年)の5変遷をたどったことになる。「軍団関連事項一覧」で5変遷をみると、⑫・⑮・⑲・⑳・㉑の順になる。しかし、その後、文字瓦・墨書土器・多賀城木簡・同漆紙文書で軍団に関わるものの発見が相次ぎ、新しい知見が得られたのでこれを見てみよう。

⑧の木簡は郷里制下の安積郡陽日郷川合里の正丁丈部大麻呂の名がある。軍団兵士と思われるので⑰で安積団の存在が確認できることから、安積団兵士かと思われるが、⑪・⑭は同一内容とすれば、この時期は6団なので安積団を加える余地はない。丈部大麻呂の入団先は白河であろうか。同じく郷里制の間に新田郡(推定)の二百長丈部砦人の名がわかる。玉造軍団(推定)の兵士

だから⑦で改称した玉造軍団の存在が裏付けられる。⑩は行方軍団の初見である。行方郡には769年(神護景雲3年)下毛野朝臣田主の存在が知られ、ここで上毛野朝臣が行方団の軍毅であることが判明するのは、行方軍団を考える上で貴重である。

⑪は、多賀城跡の外郭東南隅地区の発掘調査で、東辺外郭線に780年(宝亀11年)の伊治公皆麻呂の乱後に建てられた建物跡土居桁の整地層に一括投棄された木簡の一つである。表は白河軍団から進上した守備兵(射手)44人と、その配備が書かれているらしい。火長(兵士10人の指揮官)神人味人は部領使(引率者)と考えられるが、神人は神に仕えることを職業とするから、⑬の陣中の戦勝祭祀の祈願は神官と火長を兼ねた神人らの担当の可能性が考えられる。⑭は平安時代前半の木簡で、会津郡の兵士が玉前の劔をこえて本貫(籍)に帰ることを、安積軍団の役人が申請している。会津の正丁は中通りの安積軍団に入団しているのは注目される。これによって⑰の安積団の存在が裏付けられる。同じく⑰の「多ければ即ち一万少なければ即ち二千」の二千は⑱ほかがあるが、一万は見当らない。「軍団数の変遷」は「軍団関連事項一覧」を表にしたものである。これによって2, 3の問題点を検討しよう。

陸奥国の軍団数の初見は天平18年の6団である。神護景雲2年、百済王敬福の旧例によって四千人(4団)を加えたというから、彼が陸奥守であった天平15～天平勝宝2年も2団に4団を加えて6団としたことになる。したがってそれ以前の2団は玉造・白河の2団であろう。とすれば天平19～神護景雲元年の間の2団も玉造・白河となろう。大同4年の4団は山道の玉造・白河と海道の名取・行方とみるのが妥当であろう。年不祥木簡はこの年に極めて近いと考えられるからである。弘仁2年の削減による2団は、弘仁6年の旧数、名取・玉造にあたることは言うまでもない。承和10年の団を新設せずに団の兵数のみを千人増やして八千人にしたとあるのは、千人を加える前は七千人で7団であったことになるから、この時すでに磐城団は設置されていたことになり、それが文献で確認できるのは5年後の承和15年である。板橋氏はこれを、一千人は二千人の誤りで6団に二千人を加えたと解された。^(註6)実は磐城団の設置は、承和7年以前に遡る可能性がある。磐城郡大領磐城臣雄公が外従五位下を假授された理由に「しばしば征夷に従軍して」とあるからである(続日本後紀)。

全国の軍団は、701年の大宝律令以来、739～745年の間廃止され、復活して792年全廃され、その間、定数削減や精兵主義への切り替えなどもあり、設置期間は85年である。この間、陸奥・出羽は一貫して例外抜いで継続した。陸奥の軍団数は、「軍団数の変遷」に示したとおり、2・6・2・6・4・2・6・7の変遷が考えられ、弘仁6年の「機に慮じ変に従って定例あることなし」を裏付けている。神龜5年以前は丹取団1団とは考えられないから、さらに古い時期に紆余曲折があったらしい。白河団は5年程度の中絶(これは文室綿麻呂の戦果を誇張するための4団削減と考えられる)があるが、最古の玉造団と並んで特別な任務を帯びた精鋭実戦軍団であったと推定される。白河

第4節 文献的考察

第11表 軍団数の変遷表

(◎と数字は、名称・数量の記載のあるもの。○と?は推定)

西 暦	和 暦	名取	(丹取)玉造	小田	白河	行方	安積	磐城	団数	出 典	備 考
728	神亀5		◎改称		◎改称				2?	続日本紀	玉造・白河団初見
715~740	靈亀1~天平12		◎		○				2?	木戸瓦窯文字瓦	新田郡仲村郷他辺里長二百長丈部皆人
743~750	天平15~天平勝宝2	○	○	○	○	○	○		6?	続日本紀	768年の前例(四千人加點)
746	天平18	○	○	○	○	○	○		6	三代格一八	陸奥国団六院軍団数初見
747~767	天平19~神護景雲1		○		○				2?		この間2団に削減
768	神護景雲2	○	○	○	○	○	○		6	続日本紀	百済王敬福の旧例により兵士四千人を加點
780	宝亀11	○	○	○	○	◎	○		6?	多賀城漆紙文書	行方団穀上毛野朝臣行方団初見
年不詳		○	○	○	◎	○	○		6?	多賀城木簡	宝亀11年2月1日伊治公咎麻呂の乱の後と推定
809	大同4	○	○		○	○			4	三代格一五	軍穀職田大穀四人小穀八人主帳四人 4団数初見
811	弘仁2	○	○						2	日本後紀	二千人を置き其余を解却 2団数初見
815	弘仁6	◎	◎	◎	◎	◎	◎		6	三代格一八	6団の全名称初見 名取・玉造旧数他は新設
年不詳		○	○	○	○	○	◎		6?	多賀城木簡	平安前期
843	承和10	○	○	○	○	○	○	○	7?	続日本後紀	千人を加え八千人とする団を置かず諸団に加う
848	承和15	○	○	○	○	○	○	◎	7?	続日本後紀	磐城団初見
869	貞観11	◎	○	○	○	○	○	○	7?	三代実録	名取団大穀刑坂祢本継
877~884	元慶年間	○	○	○	○	○	○	○	7?	元慶年間格	7団数初見
927	延長5	○	○	○	○	○	○	○	7	延喜式主税式	陸奥国七団軍穀、主帳三五人糧米
1034	長元7				◎				?	左 経 記	白河団擬矢八占部宿祢安信

〔註7〕
軍団が特に重要度において高く位置付けられることは平川南氏が詳述しているので、ここでは繰り返さない。728~1034年の間、5年欠けるのみで301年以上の存続が想定される白河軍団は、歴史を代表する軍団に数えられよう。(鈴木)

- 〔註1〕 樋畑雪湖 大正14年 「上代における関の研究」『歴史地理 第45巻第5号』
 〔註2〕 井上光貞 昭和55年 「神話から歴史へ」『日本の歴史1』 中央公論社
 〔註3〕 1985 「墨書土器から見た静岡県の古代官衙」『日本歴史447号』
 〔註4〕 松本政春 1988 「神火事件と軍穀」『続日本紀研究 第256号』
 〔註5〕 1988 〔註4〕に同じ
 〔註6〕 板橋 源 昭和41年 「古代陸奥軍団考」『軍事史学 第5号』
 〔註7〕 平川 南 1985 「古代の白河郡」『関和久遺跡』 福島県教育委員会

第5節 総 括

関和久上町遺跡と国指定史跡関和久遺跡とは、同時に発見され久しく一連のものと認識されてきた遺跡である。福島県西白河郡泉崎村大字関和久の地内で古代遺跡を発見したのは、故岩越二郎氏で、同氏は大正15年5月14日に同村関和久字上町の高福寺跡（現在の関和久上町遺跡内）の桑畑で、顎に鋸歯文のある手描き重弧文軒平瓦（軒平瓦1520）を採集し、さらに同地の穂積誠氏を訪ねて関和久字明地（現在の関和久遺跡内）から発見された複弁六葉蓮華文軒丸瓦等を貰い受けた。これが関和久出土の瓦が世に知られる機縁をなしたものである。その後岩越氏は関和久の遺跡およびこれと同様の瓦が出土する白河市借宿の遺跡に強い関心を抱き、遺物の採取に努めるとともに、これが白河地方の古代史研究に重要な意味をもつものであることを強調し、研究者を同地に案内するなど遺跡の紹介につとめた。^{〔註1〕}昭和10年11月10日の調査では、重弧文軒平瓦とともに単弁八葉蓮華文軒丸瓦（軒丸瓦1120）を収集し、宮城県多賀城跡から出土する瓦と類似することを認め、さらに同年12月4日関和久字明地の桑畑から礎石が発見されたことを聞き、2個の礎石を発掘した。岩越氏は字明地の付近から焼米が出土したことを記し、この地区は古代の屯倉・正倉か寺院の米倉の跡ではないかと推定している。同年11月23・24日に岩越氏の案内で関和久の遺跡と出土瓦を調査した故内藤政恒氏は、昭和13年3月に発表した「東北地方発見の重弁蓮華文鏡瓦に就いての考察」(下)という論文の中で、関和久出土の重弁蓮華文軒丸瓦が多賀城跡出土のものと非常によく類似することから多賀城の瓦を模したものとし、神亀5年(728)に新設された白河軍団にも多賀城と同種の瓦が使用されたとの考えから、関和久の遺跡を白河軍団の跡と推定し、『白河風土記』以来、白河軍団跡との説のあった白河市借宿の遺跡については、博仏が出土したこと^{〔註2〕}から寺院跡とした。すなわち、早く昭和初期に関和久所在の遺跡について、白河軍団跡とする説と、西方の字明地の遺跡について正倉跡かとする考えが出されていたのである。

昭和35年度の福島県内遺跡調査で泉崎村を担当した岩越二郎氏は、関和久の古代遺跡を関和神社下遺跡・関和神社遺跡・高福寺跡・中ノ寺高福寺遺跡・明地遺跡の5ヶ所に分けて報告し、^{〔註3〕}昭和46年度の県内遺跡調査で泉崎村を担当した石井亘氏は更に上町遺跡・関和神社裏遺跡・上野館遺跡^{〔註4〕}を加えた。このうち、明地遺跡は現在の「関和久遺跡」に相当し、関和神社裏遺跡は関和久窯跡を当たり、上野館遺跡は関和神社西北方の別地点に当たるが、他の5遺跡はいずれも現在の「関和久上町遺跡」の一部を指したものである。

昭和45年度に福島県教育委員会が実施した第1回文化財基礎調査『福島県の寺院跡・城館跡』^{〔註5〕}の現状調査成果を踏まえて、昭和47年度から福島県教育委員会が開始した重要遺跡の史跡指定のための関和久遺跡の調査では、まず関和久地内における瓦など古代遺跡の分布を再検討した結果、分布範囲の西南は明地地区、西北は上野館地区、東南は南屋敷（現在の福蔵）地区、東北は関和久

第5節 総括

窯跡地区と、東西約1.2km、南北約1.6kmの広大な地域にわたるが、一様に遺物が分布するのでは無く、遺物集中地域は明地・大門(中宿)地区と、関和神社下・高福寺・上町を一括した関和久上町地区に限られ、やや離れて関和久窯跡があることが明らかになった。^[註6]

同年度から昭和56年度まで10ヶ年にわたり「関和久遺跡」として、明地地区とその北方に隣接する中宿・古寺地区の遺跡に対する発掘調査を実施した結果、明地地区からは倉庫院の遺構、中宿・古寺地区からは官衙群の遺構が発見され、全体として7世紀末から10世紀にわたる陸奥国白河郡家の遺跡であることが判明したことは既に報告した通りであり、昭和59年7月12日付けで「関和久官衙遺跡」として国史跡に指定された。

しかし、瓦の出土量が多く分布範囲も広い関和久上町地区については、「関和久遺跡」の発掘調査が終了した時点ではなお未調査であり、早くから提出されていた関和久＝白河軍団跡説については解答を出すにいたらなかった。このため、福島県教育委員会は、「関和久遺跡」の調査に引き続いて史跡指定調査として「関和久上町遺跡」の発掘調査を開始した。調査は昭和57年度から平成3年度まで10ヶ年にわたり実施されたが、遺跡地の大半が水田・畑地である関和久遺跡と異なり、関和久上町遺跡の中心部は県道白河母畑線の南北に広がる人家密集地となっているため、必要な地点で十分な調査面積を確保できなかったのは残念であった。

「関和久上町遺跡」として発掘調査した地区は、高福寺地区・高福寺東地区・関和神社地区・上町南地区・上町東地区・福蔵地区・関和久窯跡の7地区である。このうち、高福寺地区から上町東地区までの4地区は、関和神社がある小独立丘陵の東麓から南にかけて展開する同一の河岸段丘面(郡山面)上にあつて相互に隣接しており、全体で関和久上町遺跡を構成する。それに対して福蔵地区はこれら4地区の南方にやや離れた狭い郡山面の微高地にあつて、トレンチ調査の結果、溝跡・土坑・掘立柱穴状のピットなどが発見されたが伴出遺物は皆無に近くて時期を限定出来なかった。また、関和久窯跡は関和神社のある小丘陵の北斜面に存在する5基の窯跡群であり、2基を発掘して軒丸瓦1180と軒平瓦1540に伴う瓦を焼成した8世紀前半の瓦窯(3号窯跡)と、これより新しい窯跡(1号窯跡)が存在したことが判明している。

発掘調査の結果、古代の遺構としては掘立柱構造の建物跡・塀跡、素掘りの溝跡、竪穴構造の住居跡・工房跡、基礎地業跡、土坑等が発見されたが、掘立柱建物等の建築遺構が多い高福寺地区・上町南地区・高福寺東地区と、竪穴住居跡が多い関和神社地区・上町東地区に大きく2分できる。礎石建の建物跡や瓦葺の建物跡はまったく発見されなかった。もっとも建物跡の重複が著しい高福寺地区では6期の遺構変遷が判明しており、7世紀末頃の第1期、8世紀中頃～後半の第2期、8世紀末頃の第3期、9世紀初頭頃の第4期、9世紀前半の第5期、9世紀後半の第6期に分けることができた。最も古い第1期の遺構は高福寺地区西部のみに見られ、関和久上町遺跡の最初の官衙群は高福寺地区西部付近で建設されたものと考えられる。第1期と第2期の間には

約50年間の空白期があるが、高福寺東地区のS I 151住居跡やS X 367基礎地業から8世紀前半の遺物が出土し、同様に関和神社地区でも同時期の遺物が見られる。なお、関和神社地区のS B 02・03建物跡もこの地区に建設された住居群以前とすれば、同時期に入る可能性がある。第2期には高福寺地区の中央部に南廂付南北棟建物跡S B 50 a建物跡が建設され、上町南地区でも掘立柱構造の建物や門が建設される。両者の中間に上町の人家が位置するためその関係を直接に知ることはできないが、高福寺地区のS B 50建物跡は第5期まで同規模で建て替えられているのに対して、上町南地区の建物は比較的短期間のうちに廃棄されており官衙としての安定性にとぼしい事からみると、別個の官衙ブロックを構成していたと考えられる。9世紀初頭の第4期になると高福寺地区では大がかりな整備が行われて、最も官衙建物群が充実する。上町南地区でも築地で区画され安定して使用され続ける官衙ブロックが成立し、高福寺東地区にも掘立柱建物群が出現する。しかし、これら3地区の官衙群は区画施設の構造が異なる事から見ると全体として一つの官衙を構成するのではなく、各々別の群を構成していたと理解される。さきに調査概報を作成した段階で想定した高福寺地区と上町南地区で発見した遺構群を同一のものとして東西90 m、南北118 mの内郭を復元することは困難であり、この際訂正しておきたい。9世紀後半の第6期になると、高福寺地区の建物群の規模や配置に大きな変化が見られ、他の地区でも建物等の遺構が減少する。竪穴住居跡が多い関和神社地区と上町東地区では8世紀中頃から後半にかけて鍛冶工房跡や漆附着土器や埴塼などの工房関連遺物が出土しており、単なる古代集落跡ではなく官衙関連の住居群であることを窺わせる。ただ、これらの地区の9世紀以降の住居跡からは工房関係の遺物は出土しておらず、工房としての機能を失ったと考えられる。そして、各地区ともに10世紀の遺構が認められないので、古代の関和久上町遺跡は9世紀末には終焉を迎えた。

以上のような関和久上町遺跡の古代における変遷を関和久遺跡^(註9)での変遷と対比すると、よく対応することが判る。関和久遺跡は明地地区と、その北側にある中宿・古寺地区に大きく2分されるが、前者は7世紀後半頃に成立した倉庫群を中心とした地区で、当初の掘立柱建の倉庫は礎石建に変わり、9世紀前半に倉庫の一部が大型の掘立柱建物に変化するなどの変遷をたどりながら10世紀前半頃まで存続する古代陸奥国白河郡の正倉院と考えられる地区である。後者すなわち中宿・古寺地区は掘立柱構造の建物群を主体とする地区で、7世紀後半ないし8世紀初頭に長大な東西棟建物が建設され(A期)、ついでやや時間を置いて8世紀中頃に棟門のある掘立柱塀で区画された一つの官衙がつくられ(B期)、9世紀前半には官衙の区画施設や門が大規模に整備され郭内の建物も増加するとともに、郭の東に目隠しに塀をへだてて南廂をもつ大型建物が建設され、この建物に伴って「白」「厨」「水院」等の墨書土器が多く発見されており(C1期)、9世紀後半にはC1期の官衙ブロックが踏襲されるが建物の棟数はやや減少し(C2期)、10世紀に終末を迎える(D期)という5期の変遷を辿り、全体として厨等の施設を伴う白河郡の「館」と考えられ

第5節 総括

る。関和久遺跡中宿・古寺地区の遺構変遷は、関和久上町遺跡の遺構変遷ときわめて良く対応している。異なる点は、終末期が中宿・古寺地区では10世紀であるのに対して関和久上町遺跡は9世紀末に終焉を迎えている事だけである。いわば関和久遺跡に存在した官衙とほとんど同じ挙動をとったと言えよう。ただ、両遺跡出土の墨書土器の文字を比較すると、関和久遺跡では「白」「万呂所」「厨」「水院」「舎」「郡」などの官衙遺跡に特有な文字が見られるのに対して関和久上町遺跡では「福」「真」「大」「万倍」など一般集落遺跡出土の墨書土器の文字と共通するものが多い。

このことから関和久上町遺跡の官衙は、同じ白河郡内の官衙であっても関和久遺跡の所在の官衙に比して、より周辺的な性格を有していたと考えられ、発掘調査の初期に想定したS B 50 建物跡を正殿とする白河郡家政庁＝郡庁院を関和久上町遺跡に置く考えは放棄しなければならない。

最初に述べたように、関和久に所在する古代遺跡には早くから白河軍団の遺跡とする学説が提出されていた。そして関和久遺跡が陸奥国白河郡家の遺跡と判明した後は、関和久上町遺跡こそ白河軍団の遺跡との期待がかけられ、関和久上町遺跡の発掘調査を関和久遺跡に次いで実施した理由もそこにあった。白河軍団は728(神亀5)年4月丁丑に新設されたことが『続日本紀』に明記された設置年代の判る唯一の軍団であり、詳細は別節に譲るが、以降も『延喜式』にも「陸奥国七団」と記載されるように少なくとも10世紀前半まで存続していた。しかし、関和久上町遺跡発見の遺構を、これらの史料と対比すると軍団新設時の遺構が全く認められないことは、まず関和久上町遺跡＝白河軍団説にとって致命的である。関和神社地区や上町東地区において8世紀後半に鍛冶や漆工房と考えられる遺構が発見されていることを、軍団の武器生産と結び付けることはあるいは可能かも知れない。しかし、律令国家の征夷政策に伴って白河軍団が頻りに動員されていたことが史料で知られる9世紀前半には工房の痕跡が明確でなくなる。また、白河軍団がなお存続している10世紀前半に関和久上町遺跡が廃絶することも否定的な資料である。また、出土した墨書土器からも軍団を窺わせる文字は認められなかった。結局、今回の関和久上町遺跡の発掘調査の結論としては、関和久上町遺跡＝白河軍団説は成立し得なかった。現状では、関和久上町遺跡は白河郡家と一体の複数の官衙からなる遺跡であり、その性格はなお不明としか言えない。

また、泉崎村大字関和久での古代遺跡発見のきっかけとなった瓦を伴った遺構については、今回の調査結果から判断すると、多くは竪穴住居跡のカマド等に使用されたものと滯跡に埋没したものであり、瓦葺の大規模な建物遺構の存在は認められなかった。ただ、人家密集地で発掘調査できなかった地域からも瓦が採集されており、今後発見される可能性までは否定できない。

ところで、今回の発掘調査は史跡指定のための調査である。結果として、関和久遺跡から独立した別個の遺跡とは言えなかったが、このことは決して関和久上町遺跡の評価を減じるものではない。調査の結果は国指定史跡の関和久遺跡と一体の遺跡であったことを示しており、今後、高

福寺地区などを関和久遺跡に追加指定するとともに、関和久上町遺跡全体を周知の遺跡として認識し、保護を加える必要がある。(岡 田)

- [註1] 岩越二郎 昭和11年3月 「烏峠付近の遺跡遺物について」『関河』昭和11年3月、のちに『磐城史譚』第1巻7～9号 昭和11年5～7月に転載。
- [註2] 内藤政恒 昭和13年6月 「東北地方堯見の重弁蓮華文鏡瓦についての考察」『寶雲』第22輯のちに日本考古学選集25内藤政恒集 朝倉書店 昭和48年9月に転載。
- [註3] 昭和36年3月 『福島県遺跡地名表』 福島教育委員会
- [註4] 昭和47年3月 『福島県遺跡地名表』 福島教育委員会
- [註5] 昭和46年3月 『福島県の寺院跡・城館跡』 福島教育委員会
- [註6] 岡田茂弘 昭和48年3月 「遺跡の規模」『関和久遺跡Ⅰ』 福島県教育委員会
- [註7] 1985 『関和久遺跡』 福島教育委員会
- [註8] 玉川一郎 1989 「遺構について」『関和久上町遺跡Ⅶ－史跡指定調査概報－』 福島県教育委員会
- 長島雄一 1992 「遺構について」『関和久上町遺跡Ⅹ－史跡指定調査概報－』 福島県教育委員会
- [註9] 鈴木 啓 1985 「考察 遺構」『関和久遺跡』 福島県教育委員会
木本元治

あとがき

昭和57年度から平成3年度までの10年間の発掘調査、そしてそれに続く2年間の整理期間を経て、ようやく関和久上町遺跡の本報告書を刊行することとなった。

「上町」は「借宿廃寺」「関和久」との関連で、軍団説など特にその性格付けを巡って古くから論議的となり、既に関和久遺跡の調査段階で「上町」調査の必要性が取り沙汰されてきていた。調査の直接的な契機は関平郵便局裏側の山林中の土塁の存在と穂積国夫氏の採集瓦が上町付近に集中することであり、借宿廃寺に優先させて上町の調査を選択したと伺っている。

調査は畑・水田に立地する関和久遺跡と異なり、上町の住宅密集地と周辺が対象となった。各年度における調査区設定と交渉は困難であった。第4～6次調査では高福寺地区の空地、第7・10次調査でも人家の庭先を調査させていただくなど、必要な箇所への設定を実現するために地権者をまわった。立派な植木の間にトレンチを入れた箇所もある。上町南・高福寺東地区の調査では出水に悩まされ、真夜中に排水ポンプの給油に回るなど、調査進捗に向けて調査員の並々ならぬ努力が払われている。面積としては合計5,400㎡を行ったことになるが、調査区はスプーリング的であり、特に全体像を知る上でポイントと推定される高福寺と上町南地区の中間付近の中枢部の調査ができなかったことは不可抗力といえども残念ながら調査側にとっては致命的であった。

調査成果は前章までに述べたとおりである。調査結果をもとに毎年の調査指導委員会で論議が交わされ、構造・性格などについて多くの可能性が提起された。また現地調査終了後の2年間に調査指導委員・執筆者出席による合計5回の遺跡検討会を開催した。その過程で一致した基本方針は解釈を一旦白紙に戻し、少ない材料ながらも考古学的根拠に忠実にしたいが、可能なかぎりの組み立てを行おうというものであった。その過程において調査段階の考察は廃案とされたり、新しい意見が提出されるなど多くの紆余曲折を経た。また穂積国夫氏採集資料・表郷村大岡窯跡資料、周辺地形の検討など必要に応じて現地調査を補足しながら意見のとりまとめを行っている。

結局、関和久上町遺跡全体の性格を明確に規定することは困難であった。しかし、総括で述べられているように、調査成果は関和久上町遺跡の価値を決して滅びるものではない。むしろ単一ではなく複合的なあり方こそが本遺跡の特色といえるであろう。すなわち関和久・上町両遺跡の密接に連動した変遷過程、「館」と推定される高福寺・上町南地区の官衙ブロック、窯跡・漆・鍛冶工房を含む郡衙サポートの生産関連遺構の存在など、白河郡衙と密接に関連する周辺遺跡のあり方を我々に提示し、今後の該種遺跡の調査・研究に重要な役割を果たしたといえるであろう。

最後に関和久上町遺跡に関係され、尽力された数多くの方々に御礼を述べ、今後の指定に向けた取り組みを志向しながら擱筆したい。

(長 島)

第12表 掘立柱建物跡一覧表

遺構 番号	柱 間		柱 間 寸 法 (尺)		方 位	地 区	備 考 構造・床面積等
	桁 行	梁 行	桁 行	梁 行			
S B 01 (1次)	4間以上 7.60 m	2間? 3.88 m	6?	6?	N-10°-W 南北棟	上 町 東	両面廂 中世
S B 02 (2次)	2間以上	2間 4.45 m	7.5~9	7.5	N-4°-E 南北棟	関和神社	
S B 03 (2次)	1間以上	2間 4.10 m		6~7?	N-2°-E ほぼ南北	関和神社	
S B 40 (4次)	4間以上	3間 7.6 m	8.5	7.5	N-2°-E 南北棟	高 福 寺	
S B 41 (4次)	1間以上	1間以上	8か9	8か9	ほぼ南北	高 福 寺	総柱
S B 50 (5次)	7間 16.8 m	2間+南面廂 5.0 m	8	8	東西棟	高 福 寺	間仕切り 84.0 m ²
S B 51 (5次)	5間 9.5 m	3間 7.2 m	8	8?	N-2°-W 東西棟	高 福 寺	総柱 68.4 m ² 以上
S B 70 (6次)	4間 9.8 m	2間 5.35 m	8	9	N-88°-E 東西棟	高 福 寺	52.43 m ² 以上
S B 71 (6次)	7間 17.9 m	2間 4.8 m	8.5	8	N-3°-W 東西棟	高 福 寺	85.92 m ²
S B 72 (6次)	3間以上 7.0 m	2間 4.65 m	7~9?	7~8?	N-1°-W 東西棟	高 福 寺	32.55 m ² 以上
S B 102 (7次)	5間 12.2 m	2間 4.8 m	8	8	N-91°-E 東西棟	上 町 南	58.56 m ²
S B 103 (7次)	中央堀方間隔 3.85 m 両端小堀方中央より各々1.2 m				東西	上 町 南	支柱?
S B 104 (7次)	中央堀方間隔 3.3 m 両端小堀方中央より各々1.2 m				東西	上 町 南	支柱?
S B 105 (7次)	堀方間隔 2.4 m				東西	上 町 南	支柱?
S B 120 (7試堀)	2間 5.0 m	2間 4.75 m	8.5	8~8.5	N-2.7°-W	関和神社	総柱
S B 155 (9次)	3間 5.9 m	2間 4.4 m	6	7	N-3°-W 南北棟	高福寺東	25.96 m ²
S B 156 (9次)	3間 5.3 m	2間 4.3 m	6?	7	N-2°-W 東西棟	高福寺東	22.79 m ²
S B 157 (9次)	3間 6.2 m	1間以上	7?	8?	N-3°-W 東西棟	高福寺東	
S B 158 (9次)	3間 5.0 m	1間以上	5.5	?	N-2°-W 東西棟	高福寺東	
S B 159 (9次)	3間 5.0 m	1間以上	5.5	?	N-2°-W 東西棟	高福寺東	
S B 160 (9次)	5間以上	2間 5.05 m	8	8.5	N-4°-W 東西棟	高福寺東	
S B 161 (10次)	?	?	?	?	?	高福寺東	10次4トレンチ・ 一本柱柱列
S B 163 (10次)	2間以上	1間以上	7?	7?	?	高福寺東	10次10.11トレンチ・ 一本柱柱列
S B 165 (10次)	?	?	?	?	?	高福寺東	10次17トレンチ・ 一本柱柱列

第13表 遺構一覧表(1)

遺構番号(新)	(旧)	規模(m)・形状	主軸方向	施設など	時期	調査区	年次
SB01 堀立柱建物跡	SB01	4間以上×2間? + 両面廂	N-10°-W		中世	上町東	1
SI01 竪穴住居跡	SI01	3.6×3.5 不整形	N-3°-W	カマド(東壁)・貯蔵穴	9c前葉~中葉	上町東	1
SI02 竪穴住居跡	SI02	4.1×4.1 方形	N-10°-E	カマド(東壁)・貯蔵穴・貼床	9c前葉~中葉	上町東	1
SI03 竪穴住居跡	SI03	4.2×2.0以上 方形?	N-3°-E	カマド(東壁?)・周溝?	9c前葉~中葉	上町東	1
SI04 竪穴住居跡	SI04	3.6×3.75 方形	N-7.5°-E	カマド・貼床・周溝	9c前葉~中葉	上町東	1
SI05 竪穴住居跡	SI05	3.95×3.95 方形	真北	カマド・一部貼床・周溝	9c前葉?	上町東	1
SI06 竪穴住居跡	SI06	2.4×2.2 隅丸方形	N-20°-W	周溝	9c後葉~10c	上町東	1
SI07 竪穴住居跡	SI07	不明	不明	不明	10C前葉?	上町東	1
SD01 溝跡	SD01	上幅2.6m			中世SF01に伴う	上町東	1
SD02 溝跡	SD02	上幅5.0m			中世	上町東	1
SD03 溝跡	SD03	幅1.65m			中世	上町東	1
SE01 井戸跡	SE01	直径90cm 素掘り			中世	上町東	1
SF01 土塁	SF01	東西88m、東北49m L字形			中世	上町東	1
SX01 上房跡	SX01	8.7×2.8~3.0 隅丸長方形		炬(10基 5個対)鍛冶工房跡	8c後葉~末葉	上町東	1
SB02 堀立柱建物跡	SB02	2間以上×2間	N-4°-E		8c以前	関和神社	2
SB03 堀立柱建物跡	SB03	2間×1間以上	N-2°-E		8c末以前	関和神社	2
SI08 竪穴住居跡	SI08	2.8×2.8 方形	N-15°-E	カマド(北壁)	9c?	関和神社	2
SI09 竪穴住居跡	SI09	3.2×3.9 長方形	N-101°-E	カマド(東壁)・貯蔵穴	9c前半	関和神社	2
SI10 竪穴住居跡	SI10	2.5×2.6 方形	N-5°-E	カマド(北東コーナー) 床面下ビット	?	関和神社	2
SI11 竪穴住居跡	SI11	5.45×5.2 方形	N-5°-E	カマド(北壁・カマド芯に平・丸瓦)貯蔵穴	8c末~9c初頭	関和神社	2
SI12 竪穴住居跡	SI12	?			?	関和神社	2
SI13 竪穴住居跡	SI13	北壁約4.2m検出	N-11°-E	カマド(北壁)	?	関和神社	2
SA01 一本柱柱列	SA01	3間分検出	N-4°-E		?	関和神社	2
SD04a 溝跡	SD04a	上幅1.5~3.5m	N-78°-W		3時期変遷	関和神社	2
SD04b 溝跡	SD04b	上幅1.2m	N-78°-W		3時期変遷	関和神社	2
SD04c 溝跡	SD04c		N-66°-W		3時期変遷	関和神社	2
SI15 竪穴住居跡	SI15	3.5×4.68 隅丸長方形	N-11°-E	カマド(東壁・心材平瓦)・貯蔵穴	8c後半~9c前半	関和神社	3
SI16 竪穴住居跡	SI16	4.5×4.3 不整形	N-8.5°-E	カマド(北壁・土師器臺を心材)・貯蔵穴・周溝	8c末葉~9c前半	関和神社	3
SI17 竪穴住居跡	SI17	4.0×3.1 不整形長方形	ほぼ南北	カマド(北壁)・貯蔵穴・周溝?	8c末葉	関和神社	3
SI18 竪穴住居跡	SI18	5.1×4.5 方形?	N-5°-W	カマド(北壁・心材平瓦)	8c末葉	関和神社	2・3
SI19 竪穴住居跡	SI19	4.5×3.3 隅丸方形	N-5~10°-E	カマド(北壁・心材平瓦)・一部貼床	9c前葉	関和神社	3
SI20 竪穴住居跡	SI20	4.2×3.3以上 不整形	N-6°-E	周溝・カマド痕跡あり	8c後半~9c前半	関和神社	3
SI21 竪穴住居跡	SI21	3.0×3.3 方形?	N-6°-E	カマド(北壁・心材瓦)	8c後半~9c前半	関和神社	3
SX02 性格不明遺構	SX02	2.8×3.3以上 隅丸長方形	ほぼ南北		?	関和神社	3
SB40 堀立柱建物跡	SB05	7.6×7.85以上	N-2°-E		7c末葉以降	高福寺	4
SB41 堀立柱建物跡	SB04	2.7以上×2.4以上 総柱	ほぼ南北	抜き取り穴	9c前半以降	高福寺	4
SA42 一本柱柱列	SA02	西柱穴列9間分 北柱穴列2間分検出	N-3°-E N-91°-E	西列 北列	7c末葉以降	高福寺	4
SD44 溝跡	SA05	15m分検出	N-5~6°-E	布掘り状柵列?	SA42と同時期?	高福寺	4
SX03 性格不明遺構	SX03			土塁上の積土	新しい時期?	高福寺	4
SB50 堀立柱建物跡	SB07	2間×7間+南面1間廂 間仕切り	東西棟 ほぼ東西	4期変遷(a~d期)	9c前半以前	高福寺	4・5
SB51 堀立柱建物跡	SB06	3間×5間 総柱	N-2°-W		9c前半以前	高福寺	4・5

第14表 遺構一覧表(2)

遺構番号(新)	(旧)	規模(m)・形状	主軸方向	施設など	時期	調査区	年次
SI57 竪穴住居跡	SI57	北西コーナー検出 方形	ほぼ南北	周溝	9c前半以前	高福寺	5
SD62 溝跡	SD62	上幅2.5~3.0m 不整形			8c中葉~9c後半	高福寺	5
SX58 性格不明遺構	SX58				?	高福寺	5
SX63 性格不明遺構	SX63				?	高福寺	5
SB70 掘立柱建物跡	SA60	4間×2間	N-88°-E		8c末以降	高福寺	5・6
SB71 掘立柱建物跡	SB71	7間×2間	N-3°-W		9c初頭以降	高福寺	6
SB72 掘立柱建物跡	SB72	3間以上×2間	N-1°-W		9c中葉以降	高福寺	6
SI74 竪穴住居跡	SX65	4.3×4.2 方形		カマド(南東コーナー)	9c初頭	高福寺	5・6
SI75 竪穴住居跡	SI56	南北3.2m	?	カマド(東壁)	8c末葉~9c前半	高福寺	5・6
SI76 竪穴住居跡	SI76	?×3.5 方形?			9c以降	高福寺	6
SI77 竪穴住居跡	SI77	方形?			8c	高福寺	6
SI78 竪穴住居跡	SI78	?×2.3 方形?		カマド(北壁)	9c初頭	高福寺	6
SI79 竪穴住居跡	SI59	3.57×3.6 隅丸方形		鉄滓・羽口	9c前半	高福寺	5・6
SA73 一本柱柱列	SA73	6m検出 2間以上	N-5°-W		?	高福寺	6
SD80 溝跡	SD80	13m検出	N-10°-W		中世以降	高福寺	6
SD81 溝跡	SD54	20m検出	N-76°-E		8c末以前	高福寺	5・6
SD82 溝跡	SD55	7.2m検出 2間以上	N-72°-E		?	高福寺	5・6
SD83 溝跡	SD52	北辺29m 東辺10.5m	東西・南北		9c前半以降	高福寺	5・6
SBI02 掘立柱建物跡	SBI02	2間×5間	N-91°-E		8c代	上町南	7
SBI03 掘立柱建物跡	SBI03	支柱?	東西	大小1対 4基の堀方	?	上町南	7
SBI04 掘立柱建物跡	SBI04	支柱?	東西	大小1対 4基の堀方	?	上町南	7
SBI05 掘立柱建物跡	SBI05	支柱?	東西	堀方2基1対	?	上町南	7
SBI20 掘立柱建物跡	SBI20	2間×2間 総柱	N-2.7°-W		?	関和神社	7
SI121 竪穴住居跡	SI121	2.75以上×3.08以上 不整形	N-8°-E	カマド(北壁・芯材に瓦)	8c末~9c初頭	関和神社	7
SA91 一本柱柱列	SA91	5間分検出	N-88°-E		9c前半以降	上町南	7
SA92 一本柱柱列	SA92	6間分検出	N-88°-E		9c前半以降	上町南	7
SA93 一本柱柱列	SA93	4間分検出	N-88°-E		9c前半以降	上町南	7
SA110 一本柱柱列	SA110	4間分検出	N-88°-E		9c前半以降	上町南	7
SA111 一本柱柱列	SA111	3間分検出	N-88°-E		9c前半以降	上町南	7
SD94 溝跡	SD94	上幅 1.6~1.7m 15m検出	東西		9c前半	上町南	7
SD97 溝跡	SD97	上幅0.7~1.12m	N-84°-E		?	上町南	7
SD98 溝跡	SD98	上幅85cm~1.5m	N-84°-E		?	上町南	7
SD106 溝跡	SD106	上幅75~90cm 8.1m検出	N-83°-E		?	上町南	7
SK95 土坑	SK95	3.9×2.2 長方形	N-90°-E		中・近世	上町南	7
SK96 土坑	SK96	3.4以上×2.18 長方形	N-75°-E		中・近世	上町南	7
SK99 土坑	SK99	2.88×1~1.43 不整形長方形	N-108°-E		中世?	上町南	7
SK100 土坑	SK100	径3.0m前後 円形			中世?	上町南	7
SK108 土坑	SK108	2.14×1.53 長方形	N-95°-E	柱痕あり	中世	上町南	7
SI132 竪穴住居跡	SI132	南西コーナー検出 方形?	?	貼床	8c後半~8c末	上町南	8
SD107 溝跡	SD107	上幅2.5m	N-85°-E		近世以降	上町南	7・8
SD130 溝跡	SD130		南北		近世以降	上町南	8
SD133a 溝跡	SD133a	上幅1.4m 9.7m検出	東西		近世以降	上町南	8
SD133b 溝跡	SD133b	上幅1.0m 2.8m検出	南北		近世以降	上町南	8
SD365 溝跡	SD365	上幅4.55m			?	上町南	8
SD366 溝跡	SD366	上幅4.1m			?	上町南	8
SK134 土坑	SK134				?	上町南	8

第15表 遺構一覧表(3)

遺構番号(新)	(旧)	規模(m)・形状	主軸方向	施設など	時期	調査区	年次
SX131	性格不明遺構				近世以降	上町南	8
SB155	堀立柱建物跡	2間×3間	N-3°-W		?	高福寺東	9
SB156	堀立柱建物跡	2間×3間	N-2°-W		?	高福寺東	9
SB157	堀立柱建物跡	3間×1間以上(3×2間?)	N-3°-W		?	高福寺東	9
SB158	堀立柱建物跡	北側3間分のみ	N-2°-W		?	高福寺東	9
SB159	堀立柱建物跡	検出 建て替え	N-2°-W		?	高福寺東	9
SB160	堀立柱建物跡	2間×5間以上	N-4°-W		9c前半	高福寺東	9
SI150	堅穴住居跡	4.0×4.0以上 隅丸長方形	N-5°-W	一部貼床・カマド(北壁)	9c前半	高福寺東	9
SI151	堅穴住居跡	4.0m前後 方形	真北	カマド(北壁)	8c前半	高福寺東	9
SI152	堅穴住居跡	未掘り込み			?	高福寺東	9
SI153	堅穴住居跡				?	高福寺東	9
SI154	堅穴住居跡				?	高福寺東	9
SD162	溝跡		上幅1.4m	N-9°-W		?	上町南
SK161	土坑	直径1.5m 円形			?	高福寺東	9
SB161	堀立柱建物跡					高福寺東	10
SB163	堀立柱建物跡	1間以上×2間以上			8c前半以降	高福寺東	10
SB165	堀立柱建物跡	堀方1基			?	高福寺東	10
SI200	堅穴住居跡	方形?		周溝・貼床	?	高福寺東	10
SI201	堅穴住居跡	方形?			?	高福寺東	10
SA112	一本柱柱列	(=SA93 7次)			?	上町南	10
SD163	溝跡	幅2.5m	南北		?	高福寺東	10
SD164	溝跡	(=SD94 7次)			?	上町南	10
SD166	溝跡	平行	上幅40cm	南北	?	福蔵	10
SD167	溝跡		上幅1.55m	南北	?	福蔵	10
SD168	溝跡		上幅1.0m	南北	?	福蔵	10
SD169	溝跡	上幅85cm			?	福蔵	10
SE02	井戸跡	直径1.05m 素掘り			?	上町南	10
SK162	土坑	長軸1.0m 長方形?			?	上町南	10
SK164	土坑	東西2.3m			?	上町南	10
SK165	土坑				?	高福寺東	10
SK166	土坑				?	福蔵	10
SX367	基礎地業	SF01 南北24m、東西20m検出		版築	8c前半以降	高福寺東	10

検出遺構集計

堀立柱建物跡	24	井戸跡	2
堅穴住居跡	36	土壘	1
一本柱柱列	9	土坑	12
溝跡	29	性格不明遺構 (工房跡・基礎地業含む)	7
合計	120		

*ピットなどの細かな遺構については表より除外してある。

第 16 表 高福寺地区 土器観察表

図・番号	遺構番号	名 称	器形	法 量 (単位cm)				調 整		備 考	
				口径	胴径	底径	器高	外 面	内 面		
第24図1	S I 74	土師器	杯					体 部	ロクロナデ	ミガキ・ 黒色処理	「上口」 墨書
第24図2	S I 74	土師器	杯	13.8		6.8	3.6	口縁部～体部 体部下端～底部	ロクロナデ 回転ヘラケズリ	ミガキ・ 黒色処理	漆付着
第24図3	S I 74	土師器	杯	15.3		8.6	5.5	口縁部～体部 体部下半～底部	ロクロナデ 回転ヘラケズリ	ミガキ・ 黒色処理	「辛」 墨書
第24図4	S I 74	土師器	杯	16.9		8.8	6.3	口縁部～体部 体部下半～底部	ロクロナデ 回転ヘラケズリ	ミガキ・ 黒色処理	
第25図1	S I 77	須恵器	杯	15.0		9.3	4.3	口縁部～体部 体部下端～底部	ロクロナデ 回転ヘラケズリ	ロクロナデ	漆付着
第26図1	S I 78	土師器	杯	15.6		7.5	6.3	口縁部～体部上半 体部下半 底 部	ロクロナデ 回転ヘラケズリ 回転ヘラ切り	ミガキ・ 黒色処理	「石」 墨書 線刻
第26図2	S I 78	土師器	杯	13.9		8.2	3.5	口縁部～体部上半 体部下半 底 部	ロクロナデ 回転ヘラケズリ 回転ヘラ切り	ミガキ・ 黒色処理	漆付着
第31図1	S D 83	土師器	杯	14.9		7.3	5.1	口縁部～体部 体部下端～底部	ミガキ 回転ヘラケズリ	ミガキ・ 黒色処理	墨書?
第31図2	S D 83	陶 器	瓶		6.8	4.1	8.4<	体 部 体部下端	回転ナデ 回転ヘラケズリ	?	灰釉
第32図1	S K 45	土師器	高杯	12.6		高台 8.9	7.4	口縁部～台部 体 部 底 部	ヨコナデ ヘラケズリ 回転糸切り	ミガキ・ 黒色処理	

第 17 表 上町南地区 土器観察表

図・番号	遺構番号	名 称	器形	法 量 (単位cm)				調 整		備 考	
				口径	胴径	底径	器高	外 面	内 面		
第37図1	S I 132	土師器	杯	11.3		?	4.0	手持ちヘラケズリ後	ミガキ	ヘラミガキ	
第39図1	S D 94	土師器	杯	13.0		7.0	4.3	口縁部～体部 体部下半～底部	ロクロナデ 回転ヘラケズリ	ミガキ・ 黒色処理	漆付着
第39図2	S D 94	土師器	杯	14.6			5.2<	口縁部～体部 体 部 下 半	ロクロナデ 回転ヘラケズリ	ミガキ・ 黒色処理	
第39図3	S D 94	土師器	杯	14.0			5.0<	口縁部～体部 体 部 下 端	ロクロナデ 回転ヘラケズリ	ミガキ・ 黒色処理	「瓦」 墨書
第39図4	S D 94	土師器	杯			5.0	3.0<	体部 体部下端 底部	ロクロナデ 手持ちヘラケズリ ヘラ切り後手持ちヘラケズリ	ミガキ・ 黒色処理	
第45図1	S D 133	須恵器	壺?				5.3<	胴 部 底 部	ロクロナデ 回転糸切り	ロクロナデ	
第47図1	S K 164	土師器	稜碗	15.0		高台 8.8	8.0		ミガキ・黒色処理	ミガキ・ 黒色処理	
第47図2	S K 164	須恵器	壺	21.8			8.3<	口縁部 肩 部	ロクロナデ タタキ目	ロクロナデ	

第18表 関和神社地区 土器観察表

図・番号	遺構番号	名称	器形	法量(単位cm)				調 整		備 考		
				口径	胴径	底径	器高	外 面	内 面			
第52図1	S I 11	土師器	杯	12.2		7.2	4.2	口縁部～体部 体部下端～底部	ロクロナデ 回転ヘラケズリ	ミガキ・ 黒色処理	「坂カ本」 墨書	
第52図2	S I 11	土師器	杯	12.5		6.8	4.4	口縁部～体部 体部下端～底部	ロクロナデ 手持ちヘラケズリ	ミガキ・ 黒色処理		
第52図3	S I 11	土師器	杯	13.0		6.4	4.3	口縁部～体部 体部下端 回転糸切り後	ロクロナデ 回転ヘラケズリ 底部 回転ヘラケズリ	ミガキ・ 黒色処理		
第52図4	S I 11	土師器	杯	13.3		7.7	4.9	口縁部～体部 下半 回転ヘラ切り後	ロクロナデ 回転ヘラケズリ 底部 回転ヘラケズリ	ミガキ・ 黒色処理		
第52図5	S I 11	土師器	杯	14.3		7.3	3.6	口縁部～体部 下半 回転糸切り後	ロクロナデ 回転ヘラケズリ 底部 回転ヘラケズリ	ミガキ・ 黒色処理		
第52図6	S I 11	土師器	甕		15.6		15.0<	口縁部 胴部 胴部下端	ヨコナデ ハケメ ヘラケズリ	ナデ		
第52図7	S I 11	土師器	甕	19.4	19.1		21.3<	口縁部～胴部	タタキ後ハケメ	口縁部 胴部	ハケメ? ナデ後ハケメ	
第52図8	S I 11	土師器	杯	10.8		6.0	4.2	口縁部 体部～底部	ヨコナデ 手持ちヘラケズリ	ミガキ・ 黒色処理	漆紙付着	
第52図9	S I 11	土師器	高台杯	15.3			4.0<	口縁部～体部 体部下端～底部	ロクロナデ 回転ヘラケズリ	ミガキ・ 黒色処理		
第58図1	S I 18	土師器	杯	10.4		5.8	4.2	口縁部 口縁部～底部	ヨコナデ 手持ちヘラケズリ	ミガキ・黒色処理		
第58図2	S I 18	土師器	杯	10.6		4.9	4.0	口縁部～体部 体部下端～底部 底部	ロクロナデ 手持ちヘラケズリ 回転糸切り	ミガキ・ 黒色処理	「大」 墨書	
第64図1	S I 121	土師器	杯	14.0		7.8	4.7		手持ちヘラケズリ	ミガキ・黒色処理		
第64図2	S I 121	土師器	杯	13.0		5.4	3.6	口縁部 体部～底部	ヨコナデ 手持ちヘラケズリ	ミガキ・ 黒色処理	不明 墨書	
第64図3	S I 121	土師器	杯	14.0		7.4	4.1	口縁部～体部 回転糸切り後	ロクロナデ 底部 手持ちヘラケズリ	ミガキ・ 黒色処理		
第64図4	S I 121	土師器	甕	23.1		11.0	32.9	口縁部 胴部	ヨコナデ ヘラナデ	口縁部 胴部	ヨコナデ ヘラナデ	木葉痕

第19表 高福寺東地区 土器観察表

図・番号	遺構番号	名称	器形	法量(単位cm)				調 整		備 考	
				口径	胴径	底径	器高	外 面	内 面		
第75図1	S I 151	土師器	杯	16.8			4.5	口縁部 体部～底部	ヨコナデ ヘラナデ	ミガキ・ 黒色処理	漆付着
第75図2	S I 151	土師器	甕	22.7			11.3<	口縁部 胴部	ヨコナデ ハケメ	口縁部 ヨコナデ	
第78図1	S X 367	土師器	杯	15.2			4.7	口縁部 体部～底部	ヨコナデ 手持ちヘラケズリ	ミガキ・ 黒色処理	「大」 墨書
第78図2	S I 201	土師器	蓋	7.8			3.6<		ミガキ・黒色処理	ミガキ・黒色処理	
第78図3	S D 163	土師器	杯	15.2		7.8	4.7	口縁部～体部 体部下端 底部	ロクロナデ 手持ちヘラケズリ ?	ミガキ・ 黒色処理	
第78図4	S D 163	土師器	杯	15.0		9.2	4.6	口縁部～体部 下半 ミガキ	ロクロナデ、体部 体部下端 手持ちヘ ラケズリ 底部 ヘラケズリ後ナデ	ミガキ・ 黒色処理	
第78図5	S D 163	土師器	杯	12.8		6.6	4.6	口縁部～体部	上半 ロクロナデ	ミガキ・黒色処理	
第78図6	S D 163	須恵器	高台杯	16.6			4.9<		ロクロナデ	ロクロナデ	墨痕 転用硯

第20表 上町東地区 土器観察表

図・番号	遺構番号	名称	器形	法量(単位cm)				調		整	備考
				口径	胴径	底径	器高	外	内		
第80図1	S I 05	須恵器	杯	13.0		7.2	3.1	口縁部～体部 底	ロクロナデ 回転ヘラ切り	ロクロナデ	
第80図2	S I 05	土師器	甕	20.4	16.0		6.7	口縁部 胴部	ヨコナデ ヘラナデ	口縁部ヨコナデ 胴部ヘラナデ	
第80図3	S I 05	土師器	杯			7.0	1.6<	体部 体部下端 底部	ロクロナデ 回転ヘラケズリ 回転糸切り	ミガキ	
第80図4	S I 05	土師器	甕			9.2	5.1<	胴部	ヘラナデ	ヘラナデ	木葉痕
第80図5	S I 05	須恵器	壺?			5.8	3.1<	胴部下端 底部	ロクロナデ 回転ヘラ切り後ヘラナデ	ロクロナデ	
第83図1	S X 01	須恵器	杯	13.8		8.5	4.3	口縁部～体部 体部～底部	ロクロナデ 回転ヘラケズリ	ロクロナデ	
第83図2	S X 01	土師器	杯	13.2			3.0	口縁部 体部～底部	ヨコナデ 手持ちヘラケズリ	ミガキ	
第83図3	S X 01	土師器	杯	16.0			4.1	口縁部	ヨコナデ	ミガキ・ 黒色処理	
第83図4	S X 01	土師器	杯	14.3			4.1	口縁部 体部～底部	ヨコナデ 手持ちヘラケズリ	ミガキ・ 黒色処理	
第83図5	S X 01	土師器	杯	13.6			4.5	口縁部 体部～底部	ヨコナデ 手持ちヘラケズリ	ミガキ・ 黒色処理	
第83図6	S X 01	土師器	杯	12.3		5.6	3.6	口縁部 体部～底部	ヨコナデ 手持ちヘラケズリ	ミガキ・ 黒色処理	
第83図7	S X 01	土師器	杯	14.3		6.6	4.1	口縁部～底部	手持ちヘラケズリ	ミガキ・ 黒色処理	「小」 線刻
第83図8	S X 01	土師器	杯	13.0		6.5	3.8	口縁部～体部 体部下端 底部	ロクロナデ 回転ヘラケズリ 静止糸切り後回転ヘラケズリ	ミガキ・ 黒色処理	「小」 線刻
第83図9	S X 01	土師器	杯	13.0		6.4	4.3	口縁部 体部下端 底部	ミガキ・体部 回転ヘラケズリ 静止糸切り後回転ヘラケズリ	ミガキ・ 黒色処理	「小」 線刻
第83図10	S X 01	土師器	杯	13.8		7.0	4.2	口縁部 体部～底部	ミガキ 回転ヘラケズリ	ミガキ・ 黒色処理	「大」 線刻
第83図11	S X 01	土師器	杯	13.6		6.9	4.3	口縁部～体部 底部	ロクロナデ 一部ミガキ 静止糸切り後回転ヘラケズリ	ミガキ・ 黒色処理	
第83図12	S X 01	土師器	甕			10.0	9.5<	胴部	ハケメ	ナデ後ハケメ	木葉痕
第83図13	S X 01	土師器	甕			8.4	7.1<	体部 底部	ヘラケズリ ナデ	体ケズリ後ナデ 底部ナデ	木葉痕
第83図14	S X 01	須恵器	壺			高台 9.0	5.3<		ロクロナデ	ロクロナデ	
第84図15	S X 01	土師器	甕	22.8	20.0		22.8<	口縁部 胴部	ヨコナデ後ハケメ ハケメ	口縁部ハケメ 胴部ナデ	
第84図16	S X 01	土師器	甕	27.0	24.9		18.5<	口縁部 胴部	ヨコナデ ヘラケズリ	口縁部ヨコナデ 胴部ナデ	
第84図17	S X 01	土師器	甕	23.6			16.8<	口縁部 胴部	ヨコナデ ヘラケズリ	口縁部ヨコナデ 胴部ナデ	
第84図18	S X 01	土師器	甕	26.4	23.6		15.0<	口縁部 胴部	ヨコナデ ヘラケズリ	口縁部ヨコナデ 胴部ナデ	
第84図19	S X 01	土師器	甕	20.6			15.9<	口縁部 胴部	ヨコナデ後ハケメ ハケメ	口縁部ヨコナデ 胴部ハケメ	
第84図20	S X 01	土師器	甕	15.8	15.9		9.8<		ロクロナデ	ロクロナデ	
第84図21	S X 01	須恵器	甕	19.6	31.5		33.8<	口縁部 体部	ロクロナデ後タタキ目 タタキ目	口縁ロクロナデ 体部ナデ	

第 21 表 遺構外 土器観察表

図・番号	遺構番号	名 称	器形	法 量 (単位cm)				調 整		備 考
				口径	胴径	底径	器 高	外 面	内 面	
第87図1	遺構外	須恵器	杯					口縁部～体部 ロクロナデ 底部 回転ヘラ切り後回転ヘラケズリ	ロクロナデ	「般」 墨 書
第87図2	遺構外	土師器	杯					体部下端～底部 回転ヘラケズリ	ミガキ・ 黒色処理	「上」 墨 書
第87図3	遺構外	土師器	杯					底 部 回転ヘラケズリ	ミガキ・ 黒色処理	「口都口」 墨 書
第87図4	遺構外	土師器	杯					体部下端～底部 回転ヘラケズリ	ミガキ・ 黒色処理	「寺カ」 墨 書
第87図5	遺構外	赤 焼 土 器	杯					底部 回転糸切り後回転ヘラケズリ	ロクロナデ	「上」 墨 書
第87図6	遺構外	土師器	杯					体部下端～底部 回転ヘラ切り後 回転ヘラケズリ	ミガキ・ 黒色処理	「辛カ」 墨 書
第87図7	遺構外	土師器	杯					体 部 ロクロナデ 体部下端 手持ちヘラケズリ	ミガキ・ 黒色処理	「太衣」 墨 書
第87図8	遺構外	土師器	杯					底 部 回転ヘラケズリ	ミガキ・ 黒色処理	「川カ」 墨 書
第87図9	遺構外	土師器	杯	13.8			4.0<	口縁部 ヨコナデ 体 部 手持ちヘラケズリ	ミガキ・ 黒色処理	内面 漆付着
第87図10	遺構外	土師器	杯	14.5			3.5<	口縁部 ヨコナデ 体 部 手持ちヘラケズリ	ミガキ・ 黒色処理	
第87図11	遺構外	土師器	杯	14.6			4.0<	口縁部 ヨコナデ	ミガキ・ 黒色処理	
第87図12	遺構外	土師器	杯	14.8			4.0<	口縁部 一部にミガキ 体 部 手持ちヘラケズリ	ミガキ・ 黒色処理	
第87図13	遺構外	土師器	杯	14.0	9.0	4.6		口縁部 ヨコナデ? 体 部 ヘラミガキ	ミガキ・ 黒色処理	漆付着
第87図14	遺構外	土師器	杯	11.9			3.9	体 部 ミガキ 体部下端～底部ヘラケズリ後ミガキ	ミガキ・ 黒色処理	
第87図15	遺構外	土師器	杯	14.5			4.5	口縁部 ロクロナデ 体部～底部 手持ちヘラケズリ	ミガキ・ 黒色処理	
第87図16	遺構外	土師器	杯	13.6	7.0	4.3		口縁部～体部 ロクロナデ 体部下端 手持ちヘラケズリ 底部 回転糸切り後回転ヘラケズリ	ミガキ・ 黒色処理	
第87図17	遺構外	土師器	杯	11.9	6.9	3.3		口縁部～体部 ロクロナデ 体部下端～底部 回転ヘラケズリ	ミガキ・ 黒色処理	
第87図18	遺構外	土師器	杯	13.3	5.2	3.8		口縁部～体部 ロクロナデ 体部下端～底部周縁回転ヘラケズリ 底 部 回転糸切り	ミガキ・ 黒色処理	漆付着
第87図19	遺構外	赤 焼 土 器	杯	13.6	7.7	4.1		口縁部～体部 ロクロナデ 体部下端～底部 回転ヘラケズリ	ロクロナデ	
第88図20	遺構外	土師器	蓋	15.0			2.2<	ミガキ	ミガキ	朱彩 暗文
第88図21	遺構外	土師器	杯	12.2			2.5	ミガキ	ミガキ	朱彩
第88図22	遺構外	土師器	杯	16.3			3.1<	口縁部 ヨコナデ 体 部 手持ちヘラケズリ	ミガキ	朱彩
第88図23	遺構外	土師器	台付 碗				3.1<	ミガキ	ミガキ	朱彩 暗文
第88図24	遺構外	須恵器	甕				13.2<	ロクロナデ	ロクロナデ	波状文
第88図25	遺構外	須恵器	壺		15.8		9.8<	ロクロナデ	ロクロナデ	

写真図版

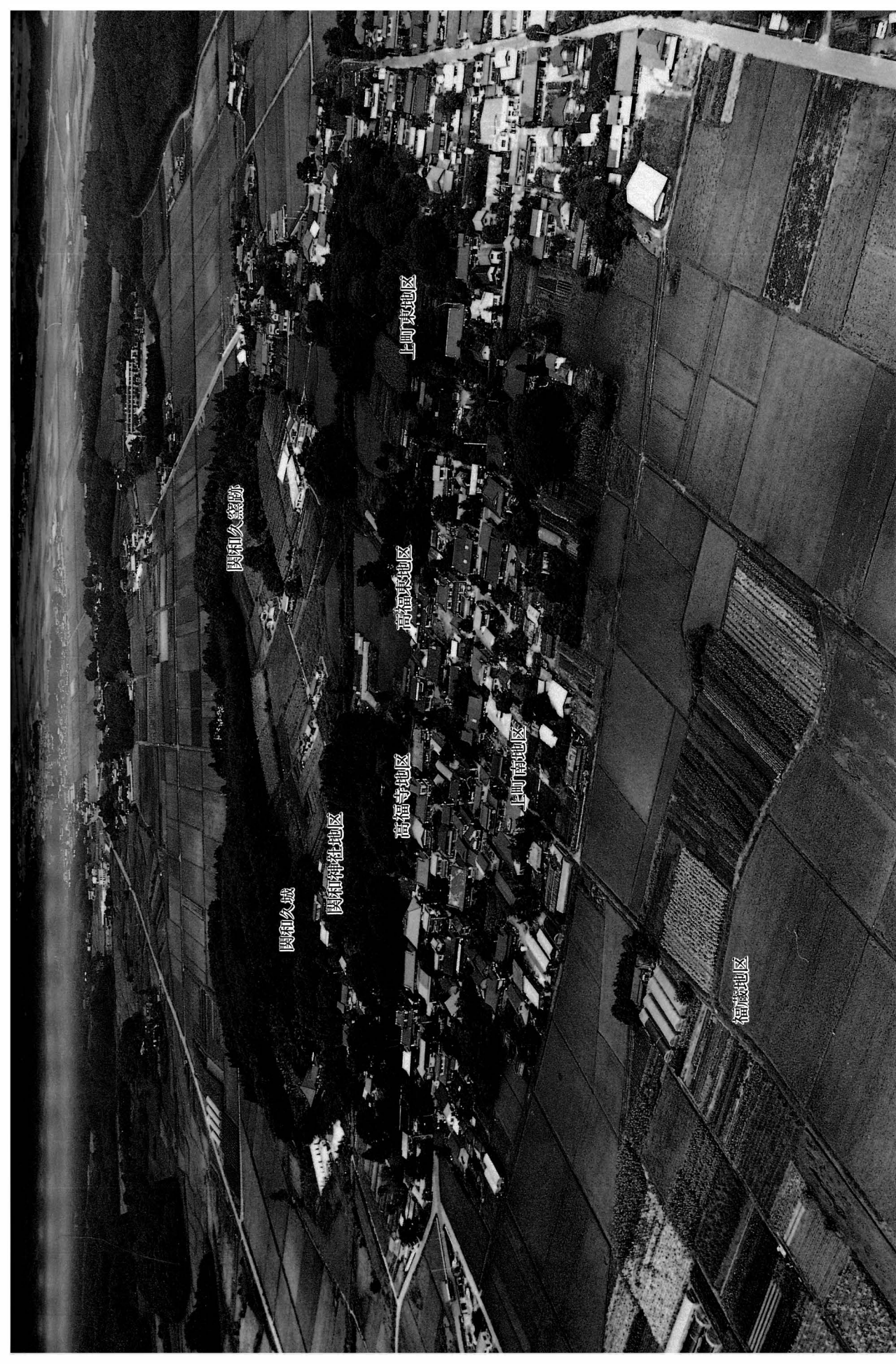
借宿庵寺

関和久遺跡

関和久上町遺跡

阿武隈川



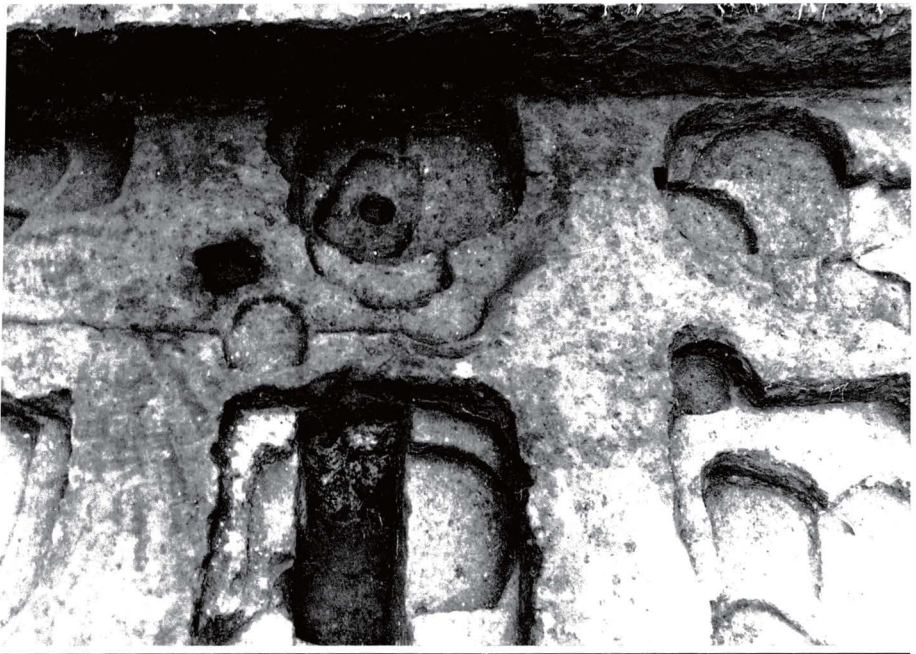


図版 2 関和久上町遺跡（南南東から）



〔高福寺地区〕

図版 3
SB 50・51 (南西から)



図版 4
SB 50・51 柱穴掘方



図版 5
SB 50・51 柱穴掘方

〔高福寺地区〕



図版 6
高福寺地区面端付近
(南から)



図版 7
SD 83・SI 79付近
(西から)



図版 8
SB 72・SI 74付近
(西から)



〔上町南地区〕

図版 9
上町南地区（南から）



図版 10
SA 91~110・
SD 94付近（南から）



図版 11
SA 91~110・
SD 94付近（西から）

〔上町南地区〕

図版 9
上町南地区 (南から)

図版 10
SA 91~110・
SD 94付近 (南から)

図版 11
SA 91~110・
SD 94付近 (西から)

〔上町南地区〕



図版 12
SB 103~105 (北から)



図版 13
SB 103西掘方柱痕
出土状況



図版 14
上町南地区南半部
(北から)



〔関和神社地区〕

図版 15
第 2 次調査区 (東から)



図版 16
SI 11 全景 (北から)



図版 17
SI 11 漆紙附着土器
出土状況

〔関和神社地区〕



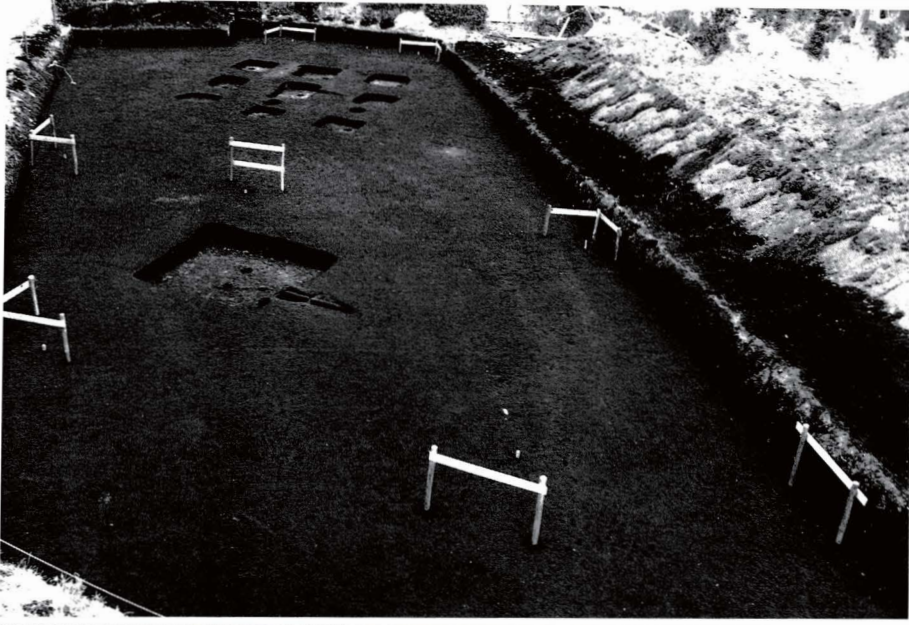
図版 18
第 3 次調査区 (西から)



図版 19
SI 18 (南から)

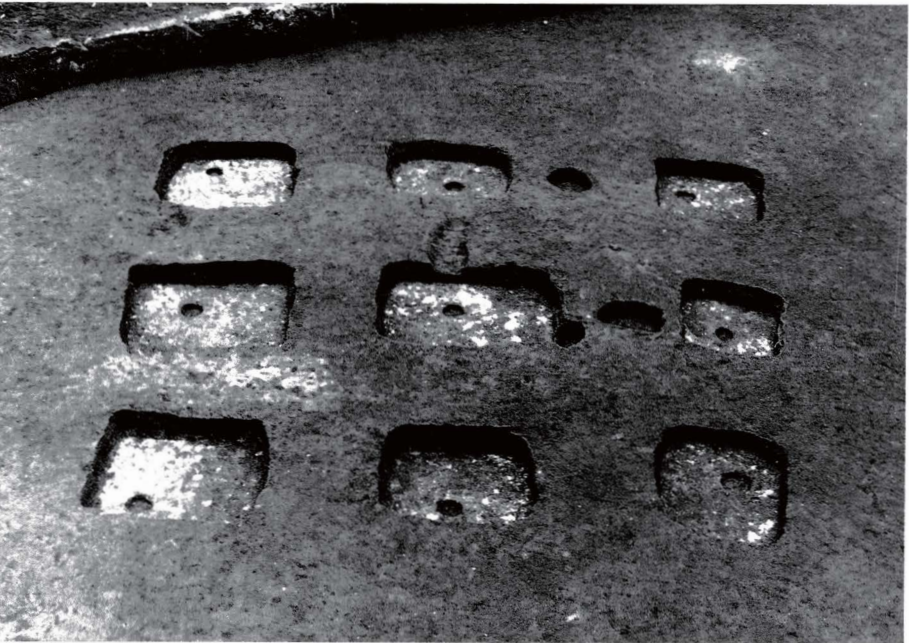


図版 20
SI 18 カマド (東から)

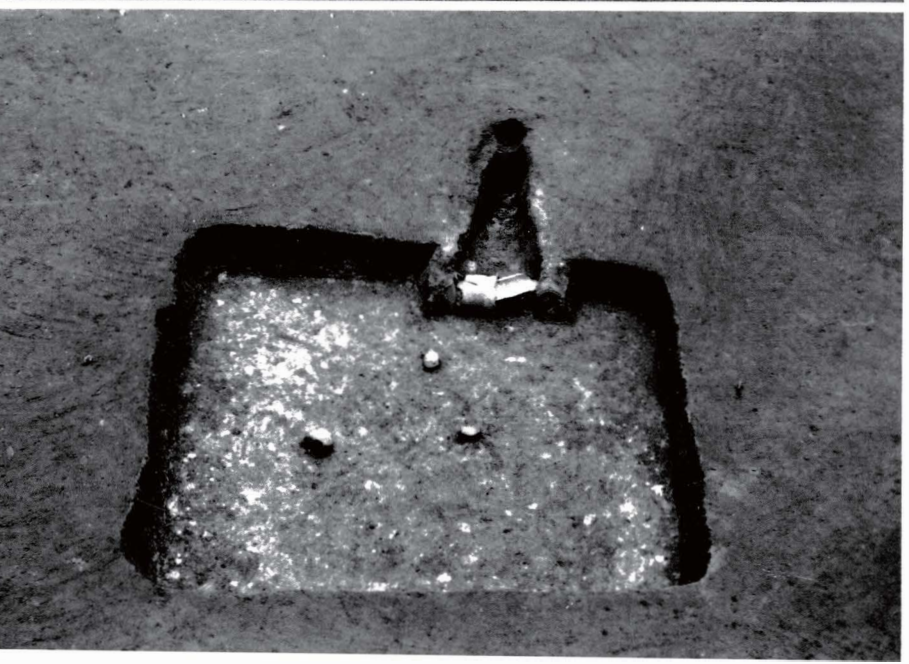


〔関和神社地区〕

図版 21
県道拡幅に伴う調査区
(東から)



図版 22
SB 120 (南から)

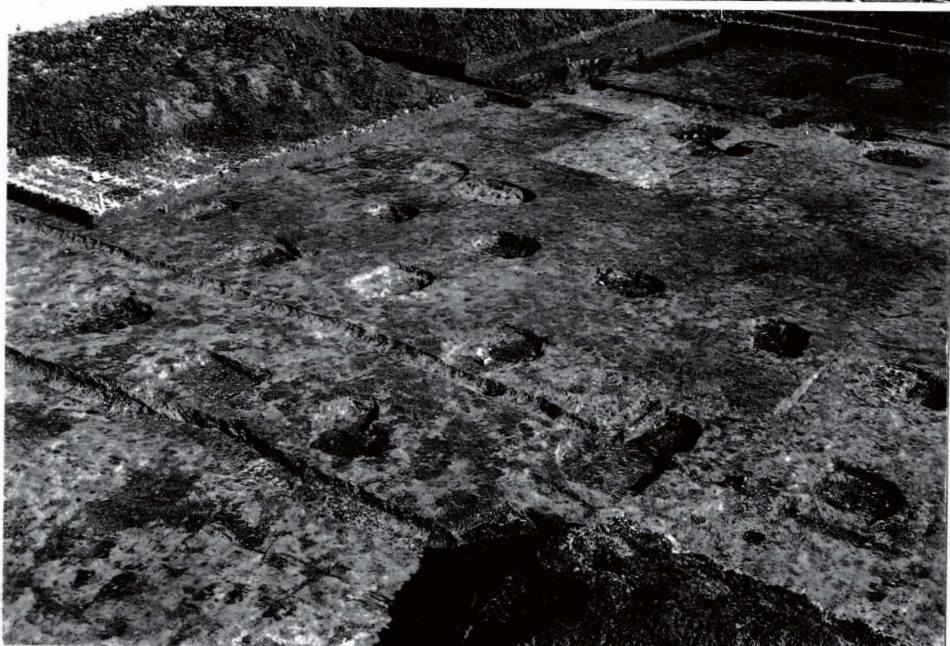


図版 23
SI 121 (南から)

〔高福寺東地区〕



図版 24
調査区全景 (東から)



図版 25
SB 155 (南西から)

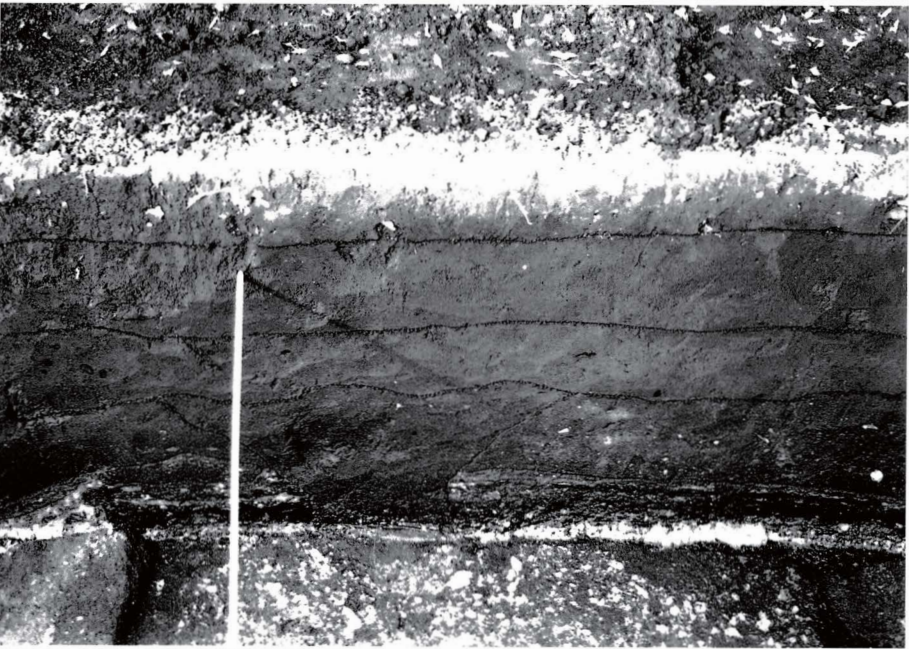


図版 26
SI 151 (北西から)



〔高福寺東地区〕

図版 27
SX 367 (南から)



図版 28
SX 367 版築状況
(第 10 次調査 4 トレンチ)



〔上町東地区〕

図版 29
SI 01 ~ 04 (南から)

〔上町東地区〕



図版 30
SI 05 (南から)



図版 31
SI 05・SX 01 (南から)

〔福蔵地区〕



図版 32
SD 167・168 (東から)



〔関和久窯跡〕

図版 33
1・3号窯跡断面



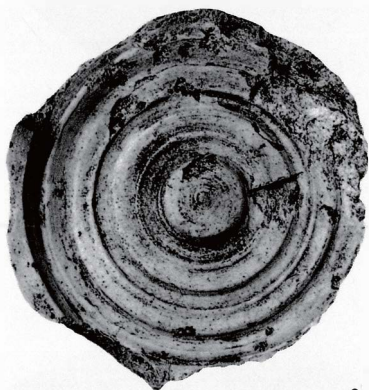
図版 34
1・3号窯跡



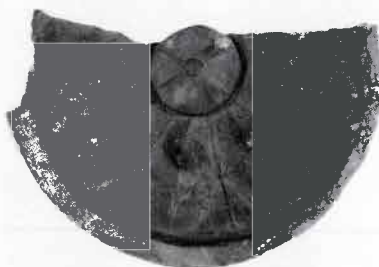
図版 35
3号窯跡遺物出土状況



1 第20图3



2 第25图2



5 第30图2



3 第26图1



6 第30图4



4 第26图2



7 第32图1

图版 36 高福寺地区出土遺物

1 SB 70 2 SI 77 3・4 SI 78 5・6 SD 62
7 SK 45



1 第37图2



2 第37图3



3 第37图



4 第37图9



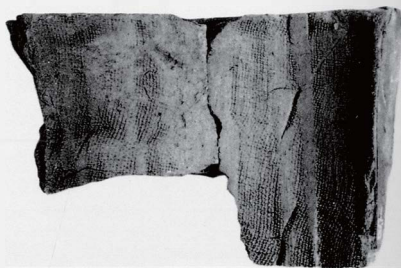
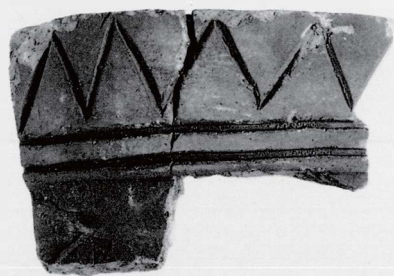
5 第39图1



6 第40图6



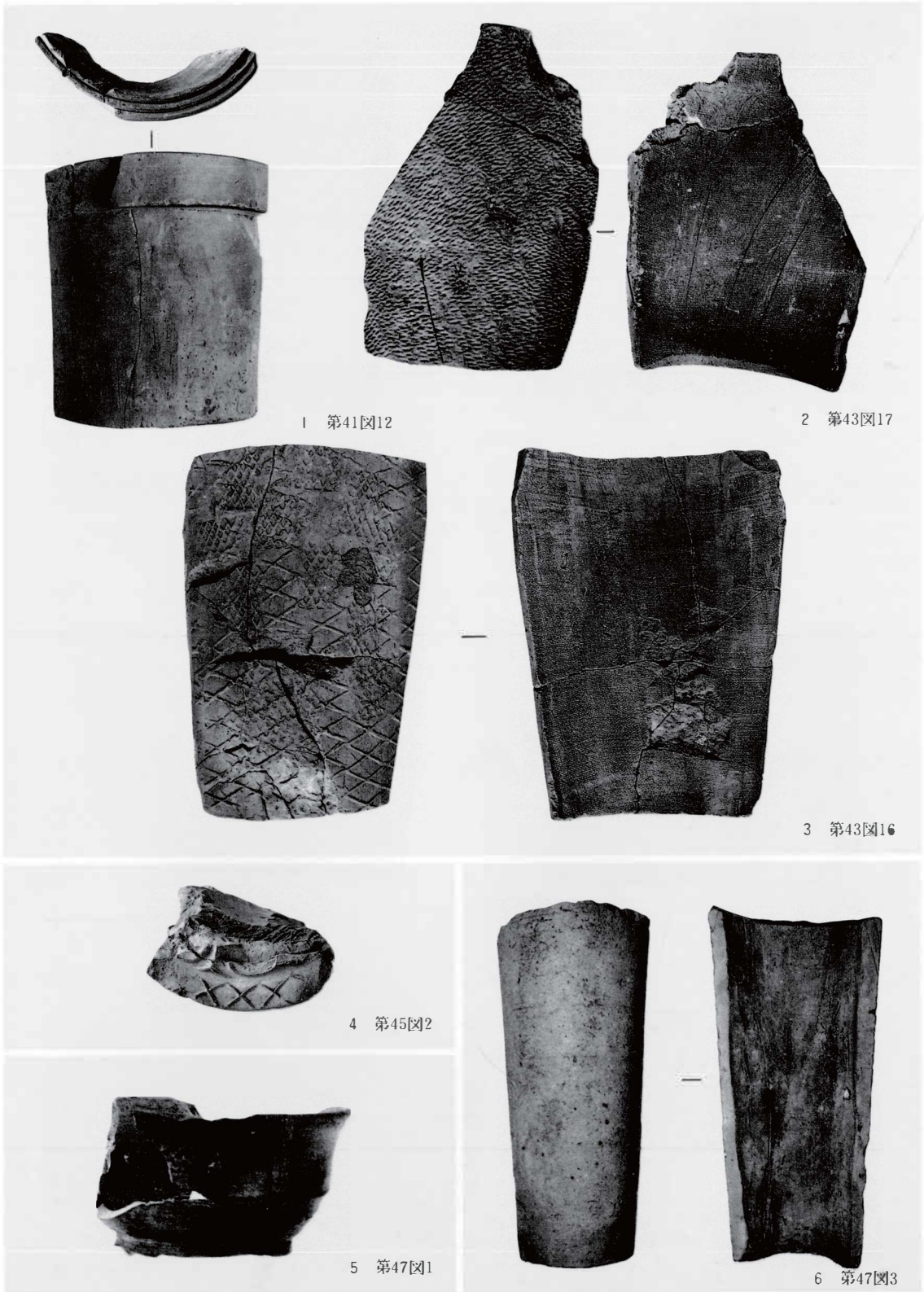
7 第40图7



8 第40图1

图版 37 上町南地区出土遗物 (1)

1~4 SI132 5~8 SD94



1 第41图12

2 第43图17

3 第43图16

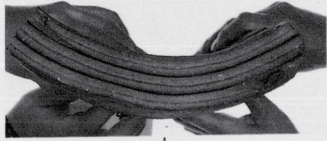
4 第45图2

5 第47图1

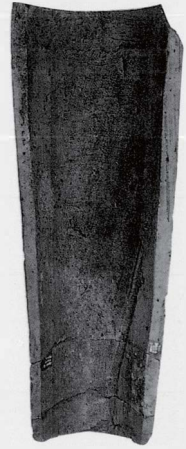
6 第47图3

图版 38 上町南地区出土遺物 (2)

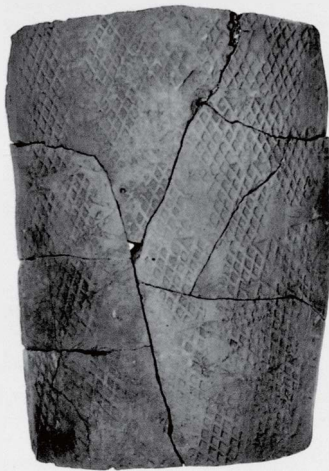
1~3 SD 94 4 SD 133 5・6 SK 164



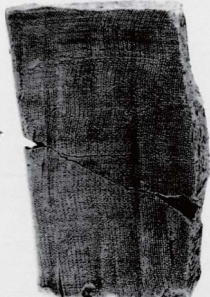
1 第50図1



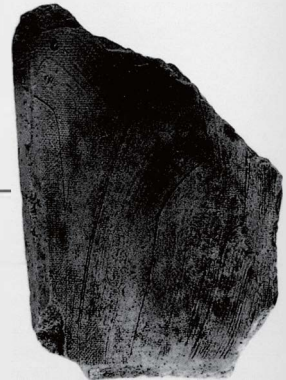
2 第54図13



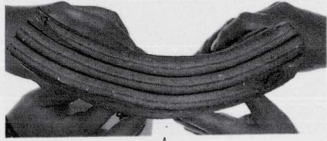
3 第59図3



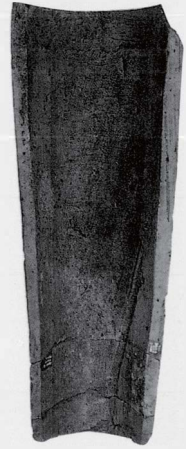
4 第59図5



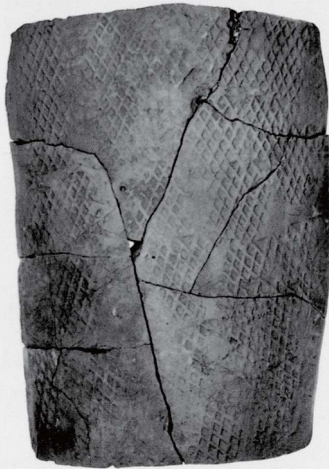
5 第59図6



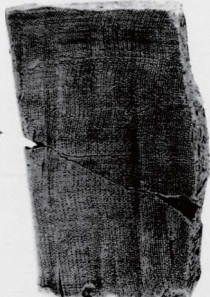
1 第50図1



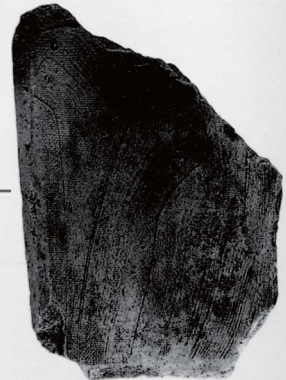
2 第54図13



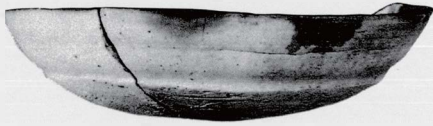
3 第59図3



4 第59図5



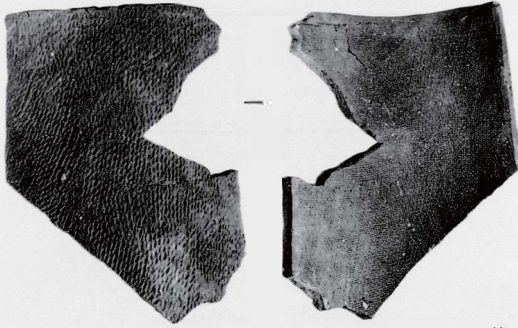
5 第59図6



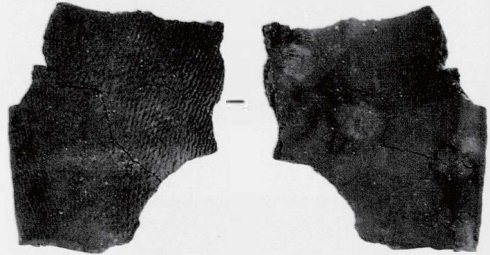
1 第75図1



2 第75図2



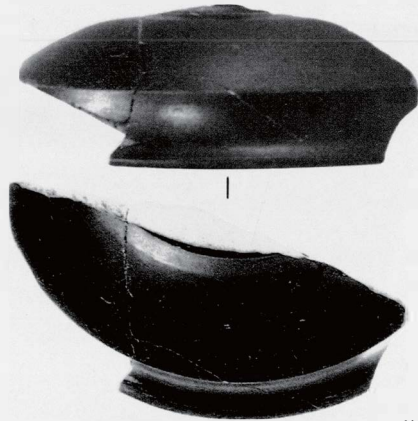
3 第75図3



4 第75図4



5 第78図1



6 第78図2



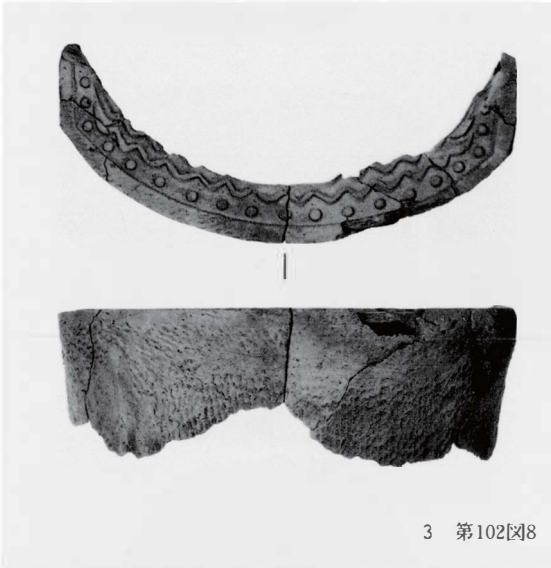
7 第78図7



1 第101图1



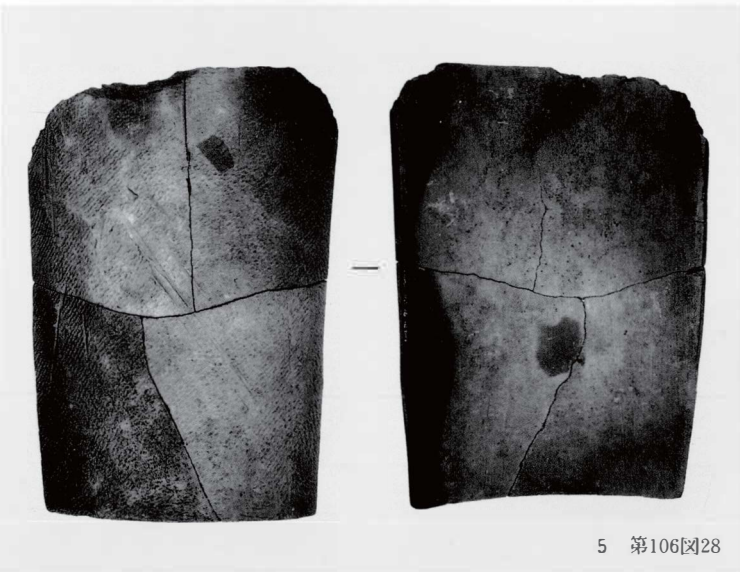
2 第101图3



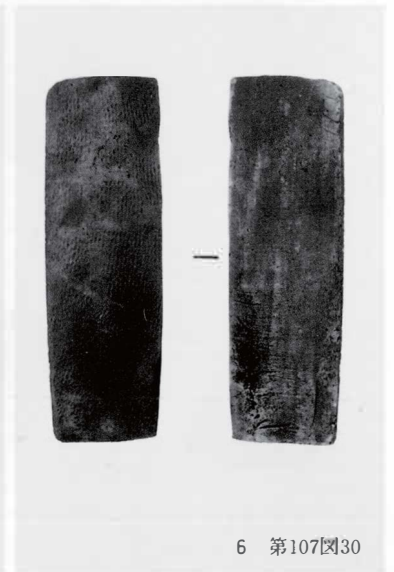
3 第102图8



4 第104图24



5 第106图28



6 第107图30



1 第108图1



2 第108图2



3 第108图3



4 第108图4



5 第108图5



6 第109图6



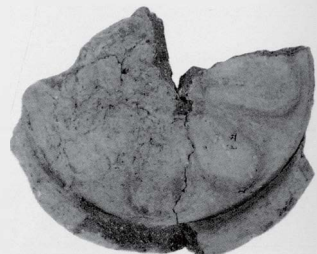
7 第109图8



8 第109图7

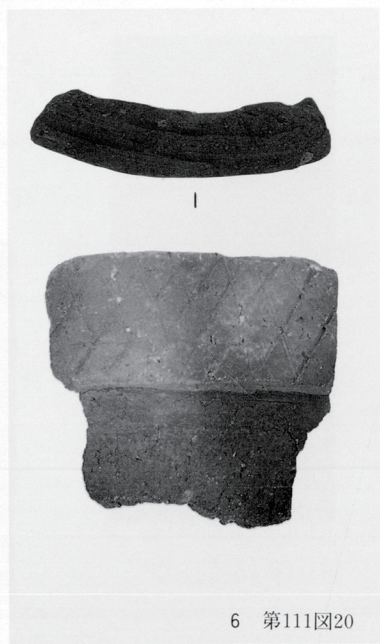
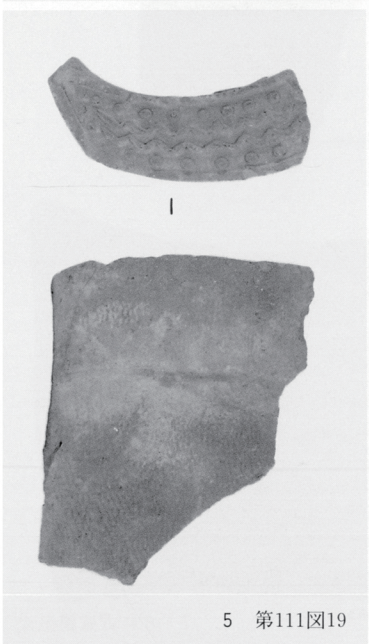
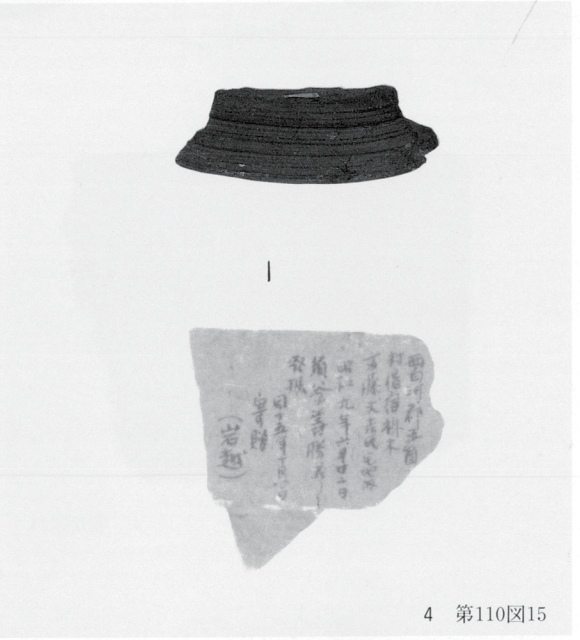
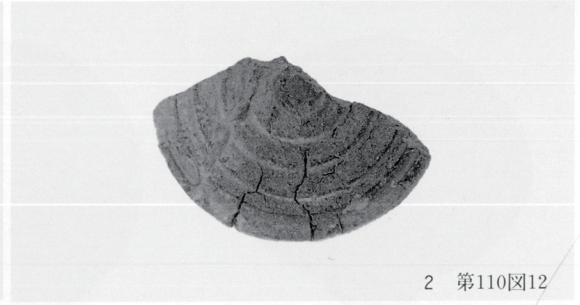
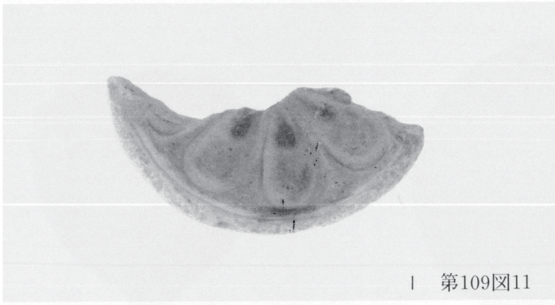


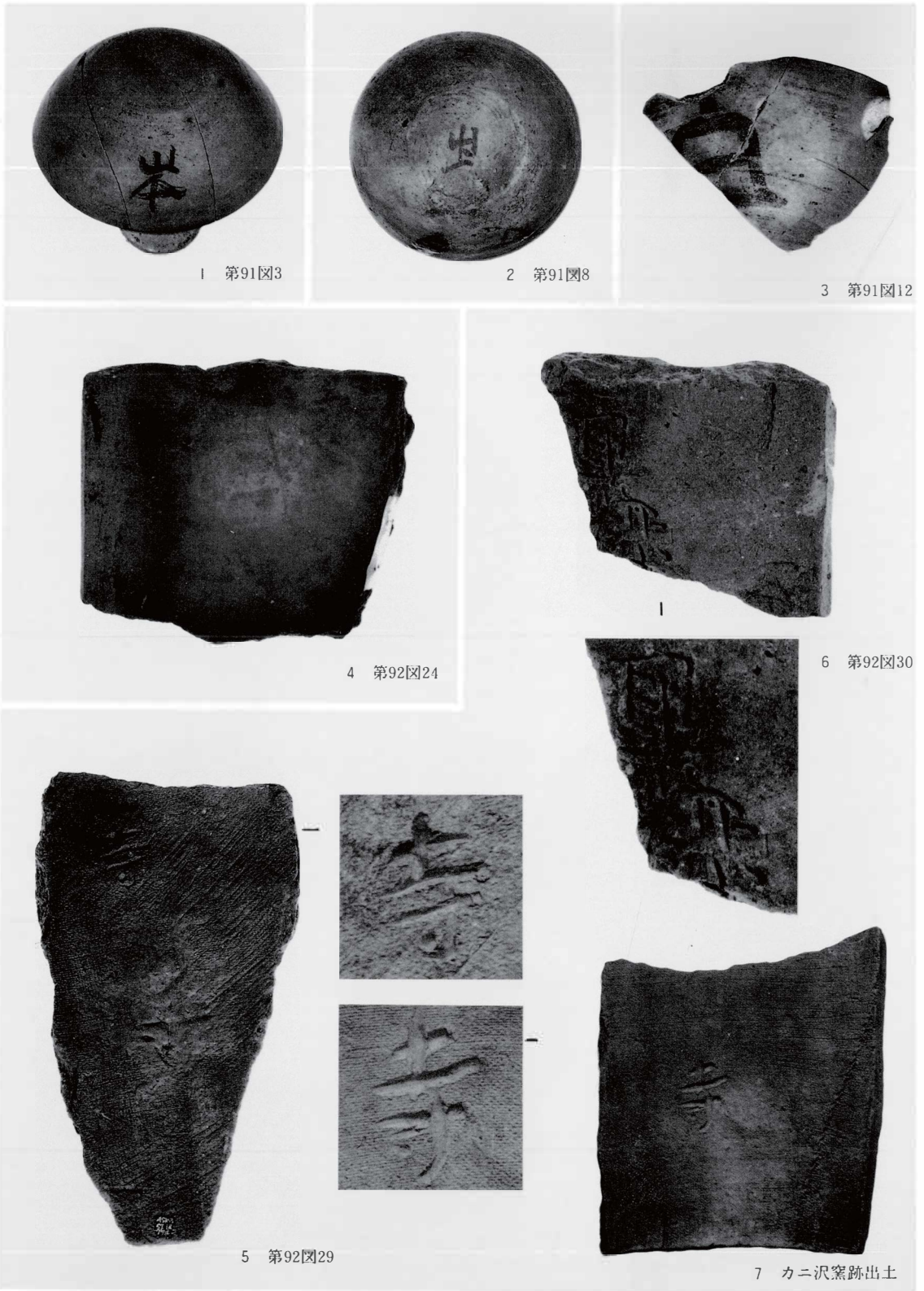
9 第109图9



10 第109图10

图版 43 个人收集瓦 (1) (昭和 57 年撮影)





図版 45 墨書土器・墨書瓦・へら描き瓦

福島県文化財調査報告書第 300 集

関和久上町遺跡

平成 6 年 3 月 31 日

編集・発行／福島県教育委員会

福島市杉妻町 2 番地 16 号

印刷／(有)平電子印刷所

いわき市平北白土字西ノ内 13

☎ (0246) 23-9051
